

# 『日本書紀』年表

2

(神武紀～応神紀)

編集・林 伸禧



# 目 次

凡 例 .....	2
解 説 .....	3
第1 概要 .....	5
第2 詳細 .....	7
第3 天皇家系譜 .....	15
年 表 .....	21
神武天皇 .....	23
綏靖天皇 .....	29
安寧天皇 .....	30
懿德天皇 .....	31
孝昭天皇 .....	32
孝安天皇 .....	34
孝靈天皇 .....	36
孝元天皇 .....	38
開化天皇 .....	40
崇神天皇 .....	42
垂仁天皇 .....	45
景行天皇 .....	50
成務天皇 .....	55
仲哀天皇 .....	57
神功皇后 .....	59
応神天皇 .....	65

# 凡 例

- 1 原文を天皇紀別に日単位で作成した。また、原文が記述されていない年次も明示した。
- 2 原文は、次を参考して作成した。
  - ・『日本書紀』を原文で読む (<http://www009.upp.so-net.ne.jp/tocda>)
  - ・古代史獺祭 (<http://www001.upp.so-net.ne.jp/dassai/sitemap/sitemap.htm>)
  - ・A L E Xの書斎 (<http://www.ceres.dti.ne.jp/~alex-x/wakan/menu-w.htm>)
- 3 千支・西暦は『日本書紀暦日原典』\*1 によった。
- 4 「?、□」は、旧漢字のため、漢字変換ができなかった文字である。
- 5 句読点は記述せず、文節間は空白1字で示した。  
但し、会話文には、「」または『』で表示した。
- 6 []は、原文が割注・細字を示めしている。
- 7 略号
  - ・記：『古事記』
  - ・海：『海東諸國記』
- 8 参考文献
  - ・日本古典文学大系『日本書紀』上  
(校注者：坂本太郎他、岩波書店、昭和42〈1967〉年3月)
  - ・新編 日本古典文学全集『日本書紀』1  
(校注・訳者：小島憲之他、小学館、1994〈平成6〉年4月)
  - ・新訂補正『三正綜覧』\*2(藝林舎)

---

\*1 『日本書紀暦日原典』：内田正男編著、昭和53(1978)年1月、雄山閣  
暦の対照表。450年頃以前の暦日は『日本書紀』編纂時に儀鳳暦に基づいて逆算されたものに過ぎないとする小川清彦の説を採用して、神武紀から持統紀までの全月朔干支を儀鳳（平朔）、元嘉両暦法をもって電子計算機を用いて計算し、『日本書紀』にある月朔干支をそこに付記して、その異同を一見してわかるように示している。

\*2 新訂補正『三正綜覧』：内務省地理局編纂、昭和48(1973)年11月、藝林舎  
暦の対照表（長暦）。孝元天皇元年、始皇帝33年、西暦紀元前214年からの、日本暦、中国暦、イスラム暦、西暦との対照表が掲載されており、きわめて便利である。日本暦の暦日は渋川春海の『日本長暦』及び中根元圭の『皇和通暦』を参考にしている。だが、江戸時代以前の暦は正確な理論・計算上に依らない人為的な修正（改暦）が加えられるなど単純ではなく、後に小川清彦・神田茂らから誤謬が指摘されている。

解說



# 第1概要

原文を年表形式に編纂して判明した概要は次のとおりである。

## 1 天皇名の別称

- (1) 次の天皇には別称がつけられている。
  - ・神武：始馭天下之天皇
  - ・崇神：御肇國天皇
- (2) 名前を取替えた天皇がいる。
  - ・応神：去来紗別尊→誉田別尊

## 2 天皇の年令等

- (1) 年令の算出  
立太子年及び立太子年令（除く綏靖、神功）から、誕生年及び即位・崩御年令を算出した。
- (2) 誕生年  
誕生年が記述されているのは、次ぎの天皇のみである。  
垂仁、応神
- (3) 立太子年令
  - ・立体子年令が記述されていない天皇：綏靖
  - ・立太子年令が2説記述されている天皇：垂仁、成務
  - ・立太子年令に矛盾（割注記述年令と計算上年令）がある。：応神
- (4) 崩御年令  
崩御したときの寿命が記述されていない天皇は、次ぎのとおりである。  
懿德、孝昭、孝安、孝靈、孝元

## 3 崩御年・即位年・天皇元年の関連

前天皇の崩御年、天皇の即位年及び天皇元年の関連は、次のとおりである。

表1 前天皇の崩御年・天皇の即位年及び天皇元年関連表

区分		即位年		
		崩御年 (崩御年=即位年)	崩御年の翌年	崩御年の数年後 (1~3年の空白)
天皇元年	即位年 (即位=元年)	—	孝安、孝靈、孝元、崇神、垂仁、景行、成務、神功、応神、(神功)	綏靖、孝昭、仲哀
	即位年の翌年	安寧、開化	—	—

※神功：仲哀崩御の翌年に皇太后と称され、摂政元年としている。

## 4 太歳

太歳は、天皇元年（神功は皇太后称号年）条に記述されているが、次のような異例がある。

- ・神武：東征年に記述されており、即位年には記述がされていない。
- ・綏靖：天皇元年(即位年)を始め、2回記述されている。
- ・神功：摂政元年(皇太后と称された年)を始め、3回記述されている。

## 5 崩御

(1) 天皇が死去した場合は「崩」と記述されているが、天皇以外にも「崩」と記述されている人達がいる。

日本武尊、神功皇后

(2) 天皇が崩御した場合は陵に葬られるが、次のような異例がある。

- ・神功：皇后であるが、陵に葬られている。
- ・応神：葬った陵が不明である。
- ・日本武尊：天皇ではないが、陵に葬られている。

(3) 天皇以外で、葬った場所を記述している人達がいる。

神八井耳命、日本武尊

## 6 その他

(1) 手研耳命

神武崩御後は最高権力者となつたが、神渟名川耳尊(綏靖天皇)に暗殺された。

(2) 神八井耳命(綏靖紀)

名称に「神」が付されている。

(3) 成務天皇

皇后に関する記述なし

(4) 日本武尊(景行紀)

天皇であった徵候がある。

(5) 武内宿禰

出生についての記述がある。

## 第 2 詳 細

### 1 天皇の諡号・宮・陵及び年号

(1) 天皇名、宮殿、陵等は次のとおりである。

表2

天皇名・宮・陵 一 覧

代	漢風諡号	国 風 謂 号 ・ 尊 号	宮(地名)	陵 号
1	神武	神日本磐余天皇、神日本磐余火々出見天皇、神日本磐余彦天皇、磐余彦火々出見尊、【始馭天下之天皇】	え宮(安芸)、高嶋宮(吉備)、橿原宮	東北陵(畠傍山)
2	綏靖	神渟名川耳天皇、神渟名川耳尊	高丘宮(葛城)	桃花鳥田丘上陵(倭)
3	安寧	磯城津彦玉手看天皇、磯城津彦玉手看尊	浮孔宮(片塩)	南御陰井上陵(畠傍山)
4	懿德	大日本彦耜友天皇、大日本彦耜友尊	曲峽宮(輕)	南纖沙谿上陵(畠傍山)
5	孝昭	觀松彦香殖稻天皇、觀松彦香殖稻尊	池心宮(掖上)	博多山上陵(掖上)
6	孝安	日本足彦國押人天皇、日本足彦國押人尊	秋津嶋宮(室)	玉手丘上陵
7	孝靈	大日本根子彦太瓊天皇、大日本根子彦太瓊尊	蘆戸宮(黒田)	片丘馬坂陵
8	孝元	大日本根子彦國奉天皇、彦國奉尊	境原宮(輕)	劍池嶋上陵
9	開化	稚日本根子彦大日日天皇、稚日本根子彦大日日尊	率川宮(春日)	春日率川坂本陵(又、坂上陵)
10	崇神	御間城入彦五十瓊殖天皇、御間城天皇、御間城入彦尊、【御肇國天皇】	瑞籬宮(磯城)	山邊道上陵
11	垂仁	活目入彦五十狹茅天皇、活目尊	高宮、纏向宮	菅原伏見陵
12	景行	大足彦忍代別天皇、大足彦尊	かにはた 綺宮(伊勢)、 纏向宮(倭)、 高穴穗宮(近江)	山邊道上陵(倭國)
13	成務	稚足彦天皇、稚足彦尊	—	狹城盾列陵(倭國)
14	仲哀	足仲彦天皇、足仲彦尊	けひ 筈飯宮(敦賀)、 徳勒津宮(紀伊)、 豊浦宮(穴門)、 橿日宮(筑紫)	長野陵(河内国)
-	神功	【氣長足姫尊】	豊浦宮(穴門)、 若櫻宮(磐余)、 稚櫻宮	狹城盾列陵(倭國)
15	応神	誉田天皇、誉田別尊(元:去來紗別尊)、 誉田別皇子	いざさわけ 吉野宮、大隅宮、 葦守宮、明宮	—※

※1 (神功摂政六十九年夏四月辛酉朔丁丑) 是日 追尊皇太后 曰氣長足姫尊

また、『古事記』では息長帶比賣(仲哀に娶られる時)

2 応神: 筈飯大神と名前の取替えをした。(去來紗別尊→誉田別尊)

3 応神: 「陵」について記述なし。『古事記』に「御陵 在川内惠賀之裳伏岡也」

(2) 天皇の「生誕・立太子・即位・崩」での年令は次のとおりである。

表3

天 皇 年 令 一 覧

代 天皇	区 分	誕 生		立 太 子		即 位		崩		御 古事記
		西暦	和 暈	西暦	和 暈	西暦	和 暈	西暦	和 暈	
1 神武	暦 歳	-711	即位前五一	-697	即位前三七	-660	神武 元	-585	神武七六	
			1		15		52		127 (127)	137
2 綏靖	暦 歳	-632	神武二九	-619	神武四二	-581	綏靖 元	-549	綏靖三三	
			1		14		52		84 (84)	45
3 安寧	暦 歳	-577	綏靖 五	-557	綏靖二五	-549	綏靖三三	-511	安寧三八	
			1		21		29		67 (57)	49
4 懿德	暦 歳	-553	綏靖二九	-538	安寧十一	-510	懿德 元	-477	懿德三四	
			1		16		44		77 (-)	45
5 孝昭	暦 歳	-506	懿德 五	-489	懿德二二	-475	孝昭 元	-393	孝昭八三	
			1		18		32		114 (-)	93
6 孝安	暦 歳	-427	孝昭四九	-408	孝昭六八	-392	孝安 元	-291	孝安一〇二	
			1		20		36		137 (-)	123
7 孝靈	暦 歳	-342	孝安五一	-317	孝安七六	-290	孝靈 元	-215	孝靈七六	
			1		26		53		128 (-)	106
8 孝元	暦 歳	-273	孝靈十八	-255	孝靈三六	-214	孝元 元	-158	孝元五七	
			1		19		60		116 (-)	57
9 開化	暦 歳	-208	孝靈 七	-193	孝元二二	-158	孝元五七	-98	孝元六〇	
			1		16		51		111 (115)	63
10 崇神	暦 歳	-148	開化 十	-130	開化二八	-97	崇神 元	-30	崇神六八	
			1		19		52		119 (120)	168
11 垂仁	暦 歳	-69	崇神二九	-46	崇神五二	-29	垂仁 元	70	垂仁九九	
			1		24 (20)		41		139 (140)	153
12 景行	暦 歳	-13	垂仁十七	8	垂仁三七	71	景行 元	130	景行六〇	
			1		21		84		143 (106)	137
13 成務	暦 歳	93	景行二三	116	景行四六	131	成務 元	190	成務六〇	
			1		24 (29)		39		98 (107)	95
14 仲哀	暦 歳	148	成務十八	178	成務四八	192	仲哀 元	200	仲哀 九	
			1		31		45		53 (52)	52
- 神功	暦 歳			(皇 后)		(皇太后)				
		170	成務四十	193	仲哀 二	201	摂政 元	269	摂政六九	
			1		24		32		100 (100)	100
15 応神	暦 歳	200	仲哀 九	203	摂政 三	270	応神 元	310	応神四一	
			1		4 (3)		71		111 (110)	130

(注) 1 「網目」は、誕生年及び年令等を算出するための基準である。これにより、年令を算出した。

2 綏靖の年令は、即位前紀の「至四十八歳神日本磐余彦天皇崩(神武76年)」から算出した。

3 立太子年令

- ・垂仁・成務の立太子年令は2説(前天皇記事、即位前紀記事)あるが、即位前紀記事による年令により算出した。()書きは前天皇記事による年令。

- ・応神の立太子年令は、即位前紀記事(割注)には「3歳」とされているが、誕生年・立太子年から計算上「4歳」となるので、それによった。

- ・景行、成務：割注での記述年令。

4 崩御年令

- ・()書き：記事による年令(割注を含む)。
- ・開化、神功：割注での記述年令。

(3) 神武、崇神に別称がある。

① 神武：(神武元年)故古語稱之曰「於畝傍之檼原也 太立宮柱於底磐之根 峻時搏風於高天之原 而始馭天下之天皇 號曰神日本磐余火々出見天皇焉」

② 崇神：(崇神十二年)是以 天神地祇共和享 而風雨順時 百穀用成 家給人足 天下大平矣  
故稱謂御肇國天皇也

(参考)『古事記』：所知初國之御真木天皇、  
『常陸國風土記』香島郡：初國所知美麻貴天皇

(4) 応神は筈飯大神と名前の取替えをした。

去来紗別尊→誉田別尊

(応神即位前紀) 故称其名 謂誉田天皇

上古時俗 号稱謂豪武多焉 一云 初天皇為太子 行于越國 拝祭角鹿筈飯大神 時大神與太子名相易 故号  
大神曰去來紗別神 太子名譽田別尊 然則可謂大神本名譽田別神 太子元名去來紗別尊 然無所見也 未詳

## 2 空白年

前天皇が崩御した年の翌年を次天皇(神功は皇太后)の元年としているが、次の天皇は前天皇の崩御から天皇元年までに空白年(1~3年)が生じている。

表4 空白年一覧

天皇紀	西暦〈干支〉和暦			記	事
神武紀	-585	丙子	神武 76	(神武崩) 七十有六年春三月甲午朔甲辰 <b>天皇崩</b> 于檼原宮 【綏靖紀】至四十八歳神日本磐余彦天皇崩 時神渟名川耳尊 孝性純深 悲恭無已 特留心於喪葬之事焉 其庶兄手研耳命 行年已長 久歷朝機 故亦委事而親 之	
綏靖紀	-584	丁丑	即位前-3	明年秋九月乙卯朔丙寅 葬畝傍山東北陵	
"	-583	戊寅	即位前-2	-	
"	-582	己卯	即位前-1	然其王立操厝懷 本乖仁義 遂以諒闇之際威福自由 苞藏禍心 圖害二弟 于時也 太歲己卯 冬十一月 ..... 時神渟名川耳尊 擧取其兄所持弓矢 而射手研 耳命 一發中胸 再發中背 遂殺之	
"	-581	庚辰	綏靖 1	(綏靖即位) 元年春正月壬申朔己卯 神渟名川耳尊 <b>即天皇位</b> 是年也 太歲庚辰	
懿德紀	-477	甲子	懿德 34	懿德崩(卅四年秋九月甲子朔辛未 <b>天皇崩</b> )	
孝昭紀	-476	乙丑	即位前-1	明年冬十月戊午朔庚午 葬大日本彥耜友天皇 於畝傍山南纖沙谿 上陵	
"	-475	丙寅	孝昭 1	(孝昭即位) 元年春正月丙戌朔甲午 皇太子 <b>即天皇位</b> 是年也 太歲丙寅	
成務紀	190	庚午	成務 60	成務崩(六十年夏六月己巳朔己卯 <b>天皇崩</b> )	
仲哀紀	191	辛未	即位前-1	明年秋九月壬辰朔丁酉 葬于倭國狹城盾列陵	
"	192	壬申	仲哀 1	(仲哀即位) 元年春正月庚寅朔庚子 太子 <b>即天皇位</b> 是年也 太歲壬申	

※ 『三正綜覽』は、191年を「成務61年」としている。

### 3 誕生年

誕生年が記載されているのは、「垂仁紀・応神紀」だけである。それ以外は、立太子記事及び崩御記事から逆算して算出した。

表5

誕 生 年 算 出 一 覧

算出方法	天皇名
①誕生記事が記載されている	垂仁、応神
②綏靖即位前紀の神武崩御記事から算出	綏靖
③崩御記事から算出	神武、神功
④立太子記事から算出	①～③以外の天皇(安寧、懿德、懿德に孝昭、孝安、孝靈、孝元、開化、崇神、景行・成務、仲哀)

### 4 立太子年令

(1) 次の天皇には立太子年令が2説記述されている。

表6

立 太 子 年 令 2 説 一 覧

天皇	西暦（干支）和暦			年令	誕生及び立太子記事	
垂仁	-16	壬子	崇神29	誕生	垂仁即位前紀	天皇 以御間城天皇二十九年歲次壬子春正月己亥朔生於瑞籬宮
	-50	辛未	崇神48	20	崇神紀	崇神 <b>四十八年</b> 四月戊申朔丙寅 立活目尊爲皇太子
	-46	乙亥	崇神52	24	垂仁即位前紀	(崇神 <b>五十二年</b> )廿四歲 因夢祥以立爲皇太子
成務	93	癸巳	景行23	誕生	成務即位前紀	「大足彥天皇四十六年 立爲太子 年二十四」から算出
	116	丙申	景行46	24	成務即位前紀	大足彥天皇 <b>四十六年</b> 立爲太子 年二十四
	121	丙寅	景行51	29	景行紀	( <b>五十一年</b> )秋八月己酉朔壬子 立稚足彥尊 爲皇太子
応神	200	庚辰	仲哀9	誕生	応神即位前紀	天皇 以皇后討新羅之年 歲次庚辰冬十二月 生於筑紫之蚊田
	203	癸未	神功攝政3	/	神功攝政前紀	(仲哀九年)十二月戊戌朔辛亥 生譽田天皇於筑紫
				4	神功攝政紀	<b>三年</b> 春正月丙戌朔戊子 立譽田別皇子爲皇太子
				※3	応神即位前紀	皇太后攝政之 <b>三年</b> 立為皇太子 <small>時年三</small>

※ 応神天皇の立太子年令は計算上4歳であるが、崩御年令が110歳からは、立太子年令は3歳となる。

(2) 「皇太子に爲す」との記述がない天皇は、次のとおりである。

① 神武：(即位前紀) 即位前—三十七年(甲申) **年十五立爲太子**

- ② 成務：(即位前紀) 大足彥天皇四十六年 立爲太子 年二十四  
 但、(景行紀：景行五十一年) 秋八月己酉朔壬子 立稚足彥尊 爲皇太子 (※29歳)  
 ③ 応神妃：(応神四〇年正月辛丑朔戊申) 是時 天皇常有立菟道稚郎子 為太子之情  
 (応神四〇年正月辛丑朔甲子) 立菟道稚郎子為嗣  
 即日 …… 以大鷦鷯尊 (※仁徳) 為太子輔之  
 令知国事

## 5 太歳

太歳は、天皇元年(神功は皇太后即位年)に記述されているが、それ以外にも太歳が記述されている。また、神武は天皇元年(即位年)ではなく、東征を始めた年としている。

表7 天皇即位関連以外「太歳」一覧

天皇	西暦（干支）和暦			太歳記事
神武	-667 -660	甲寅 辛酉	即位前 - 7 神武元	及年四五歳 謂諸兄及子等曰「昔我天神 高皇產靈尊・大日靈尊 举此豐葦原瑞穗國 而授我天祖彥火瓊々杵 ……」 <b>是年也 太歳甲寅</b> 其年十月丁巳朔辛酉 天皇親帥諸皇子舟師東征 辛酉年春正月庚辰朔 天皇帝位於檣原宮 是歲爲天皇元年
綏靖	-582 -581	己卯 庚辰	即位前 - 1 綏靖元	其庶兄手研耳命 行年已長 久歷朝機 故亦委事而親之 然其王立操厝懷 本乖仁義 遂以諒闇之際威福自由 苞藏禍心 圖 害二弟 <b>于時也 太歳己卯</b> 元年春正月壬申朔己卯 神渟名川耳尊即天皇位 <b>是年也 太歳庚辰</b>
神功	201 239 269	辛巳 己未 己丑	攝政元 39 69	冬十月癸亥朔甲子 羣臣尊皇后 曰皇太后 <b>是年也 太歳辛巳</b> 則爲攝政元年 三十九年 是年也 <b>大歳己未</b> 魏志云 明帝景初三年六月 倭女王遣大夫難斗米等 詣郡求詣天子朝獻 太守鄧夏遣吏 將送詣京都也 時年 六十九年夏四月辛酉朔丁丑 皇太后崩 於稚櫻宮 一百歳 冬十月戊午朔壬申 葬狹城盾列陵 是日 追尊皇太后 曰氣長足姬尊 是年也 <b>太歳己丑</b>

※太歳：古来中国の暦法に用いた言葉で、木星即ち歳星から脱化した最高の天神の名である。木星は十二年の周期をもって巡回したので、十二支の運行と密着して考えられ、大歳干支をもって歳を記すことが行なわれるようになった。書紀では、ここを初めとして、歴代即位元年の紀の終りに「是年也、太歳」と、その年の干支を記す例である。

伴信友によると、中国の古書、春秋・史記・漢書・三国志・尚書などで、紀年に干支を記したものはない。日本でも書紀を除く以後の国史は年の干支を記していない。書紀にだけあるのは、初めて歴代の年紀干支を定めたからであろう。そして継体二十五年に引く百済本記に「太歳辛亥三月」とあることから考えると、これはもと韓国に行われた書法で、書紀は百済本記の例によったものであろうかという。

(日本古典文学大系『日本書紀』上、577・578頁)

## 6 死去

天皇等が死去した場合は、「崩、薨」と記述されているが、その状況は次のとおりである。

表8

「崩、薨」と記述された人々

凶	死　去　し　た　時　の　記　述　方　法
崩	天皇(すべて)
	日本武尊（【景行紀】景行四十三年 日本武尊 於是 始有痛身…… 既而 <b>崩</b> 于能褒野 時年三十） 神功皇后（【神功紀】神功摂政六十九年夏四月辛丑朔丁丑 皇太后 <b>崩</b> ）
薨	五瀬命、神八井耳命、倭迹迹姫命、倭彦命、葉酢媛命（垂仁皇后）、播磨太郎姫（景行皇后）、豊城命、彦狭嶋王 【百濟】肖古王、貴須王、枕流王、阿花王、直支王

## 7 その他

### (1) 手研耳命(綏靖紀)

- ① 神武東征に同行した。

【神武妃】

(即位前三年) 天皇獨與皇子手研耳命 帥軍而進 至熊野荒坂津

- ② 神武崩御後は最高権力者となつたが、神渟名川耳尊(綏靖天皇)に暗殺された。

【綏靖紀】

(即位前紀) 其庶兄手研耳命 行年已長 久歷朝機 故亦委事而親之 ……

〃 時神渟名川耳尊 摧取其兄所持弓矢 而射手研耳命 一發中胸 再發中背 遂殺之

### (2) 神八井耳命(綏靖紀)

- ① 名称に「神」が付されているのは、「神八井耳命、神日本磐余彦天皇、神渟名川耳天皇」の3人だけである。

- ② 死去したときの記事が記載されている。

【綏靖紀】(綏靖)四年夏四月 神八井耳命薨即葬于畠傍山北

③ 参考

・『古事記』：神八井耳命者 意富臣 小子部連 坂合部連 火君 大分君 阿蘇君 筑紫三家連 雀部臣 雀部造 小長谷造 都直  
伊余國造 科野國造 道奥石城國造 常道仲國造 長狹國造 伊勢船木直 尾張丹波臣 嶋田臣等之祖也

・神八井耳命の子「健磐龍命」は、阿蘇神社の主祭神（阿蘇山の開拓神・農業神）である。

表9 「阿蘇神社神系図」参照

### (3) 成務天皇

- ① 皇后(妃)に関する記述なし。

- ② 【仲哀即位前紀】稚足彦天皇四十八年立爲太子 時年一柱 稚足彦天皇無男 故立爲嗣

③ 参考

『古事記』：若帶日子天皇 …… 此天皇 娶 穂積臣等之祖建忍山垂根之女 名弟財郎女生  
御子 和訶奴氣王

#### (4) 日本武尊

天皇に準ずる記述がある。

- ① 名前の尊称に「尊」を用いている。

- ・小碓尊

(景行二年) 立播磨稻日大郎姬一云 稲日稚郎姫  
郎姫 此云異羅菟咩 爲皇后 后生二男 第一曰大碓皇子 第二曰小碓尊一書云 皇后生三男  
其第三曰稚倭根皇子 其大碓皇子・小碓尊 一日同胞而雙生 天皇異之 則誥於碓 故因號其二王曰大碓・小碓也 是 小碓尊 亦名日本童男童男 此云鳥具奈 亦曰日本武尊

- ・日本武尊（日本武皇子）

(景行二七年) 即啓曰「自今以後 號皇子應稱日本武皇子」 言訖乃 通胸而殺之 故至于今稱曰日本武尊 是其緣也

- ・但し、日本武尊と呼ばれる以前の自称は「日本童男」

(景行二七年) 川上梶帥啓之曰「汝尊誰人也」 對曰「吾是大足彥天皇之子也 名日本童男也」

- ② 「妃」とした皇女・媛、及び子孫を記している。

- ・(景行四三年) 日本武尊 更還於尾張、即娶尾張氏之女宮簣媛

- ・(景行五一年) 初 日本武尊 娶

兩道入姫皇女爲妃 生稻依別王 次足仲彥天皇 次布忍入姫命 次稚武王  
其兄稻依別王 是犬上君・武部君凡二族之始祖也

又妃 吉備武彦之女吉備穴戸武媛 生武卵王 與十城別王

其兄武卵王 是讚岐綾君之始祖也 弟十城別王 是伊豫別君之始祖也

次妃 穂積氏忍山宿禰之女弟橘媛 生稚武彦王

- ③ 死去した場合「崩」を用いている。

- ・(景行四三年) 日本武尊 於是 始有痛身 …… 既而 崩于能褒野 時年卅

- ④ 墓を「陵」として記述している。(天皇以外に記述しているのは「日本武尊」のみ)

- ・(景行四三年) 即詔羣卿命百寮 仍葬於伊勢國能褒野陵 時日本武尊化白鳥 從陵出之 指倭國而飛之 羣臣等 因以 開其棺槨而視之 明衣空留 而屍骨無之 於是 遺使者追尋白鳥 則停於倭琴彈原 仍於其處造陵焉 白鳥更飛至河内 留舊市邑 亦其處作陵 故時人號是三陵 曰白鳥陵

- ⑤ 妃(仲哀の母)を「皇后及び皇太后」と記述している。

【仲哀紀】

- ・(即位前紀) 足仲彥天皇 日本武尊第二子也

母皇后曰兩道入姫命 活目入彥五十狹茅天皇之女也 天皇容姿端正 身長十尺

- ・(仲哀元年) 秋九月丙戌朔 尊母皇后曰皇太后

- ⑥ その他

年令に整合性がない(2歳のずれ)。

- ・景行27(97)年10月 冬十月丁酉朔己酉 遣日本武尊 令擊熊襲 時年十六

- ・景行43(113)年 逮于能褒野 而痛甚之 …… 既而 崩于能褒野 時年卅

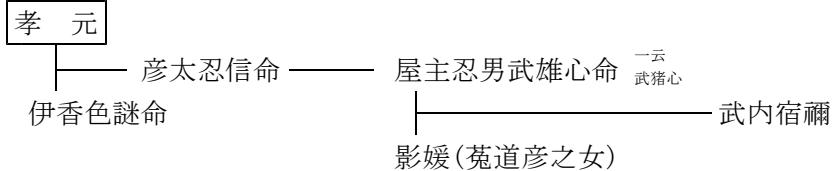
・熊襲暗殺16歳から崩は「32歳」、崩30歳から熊襲暗殺は「14歳」。

- ⑦ 参考

- ・『古事記』: 小碓命、倭男具那王、倭建命

- ・『常陸國風土記』: 倭 武天皇

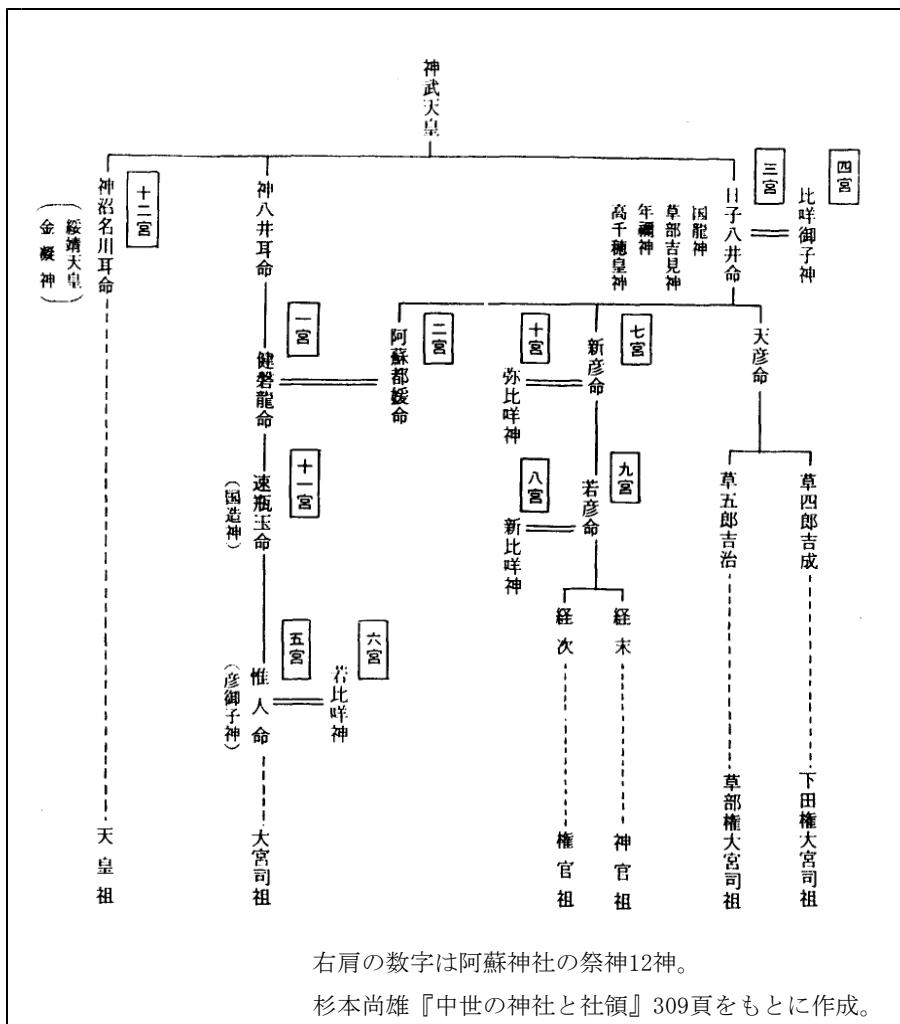
(5) 武内宿禰の出生



- ・(孝元七年二月) 彦太忍信命 是武内宿禰之祖父也
- ・(景行三年二月) 遣屋主忍男武雄心命 一云  
武猪心 令祭 爰屋主忍男武雄心命詣之 居于阿備柏原而  
祭祀神祇 仍住九年則娶紀直遠祖菟道彦之女影媛 生武内宿禰

表 9

阿蘇神社神系図



村崎真智子著 (『阿蘇神社祭祀の研究』28頁)

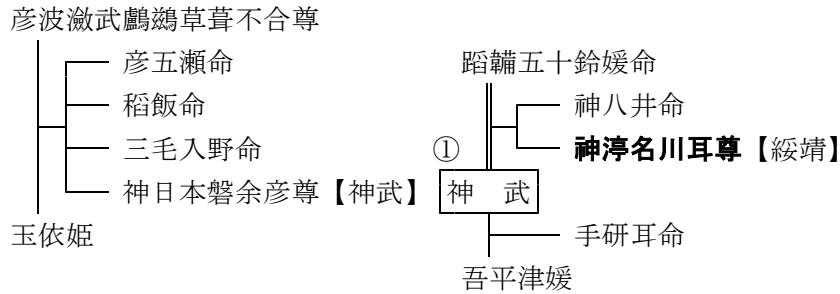
### 第3 天皇家系譜

※1 「=」で結んだ名前は皇后

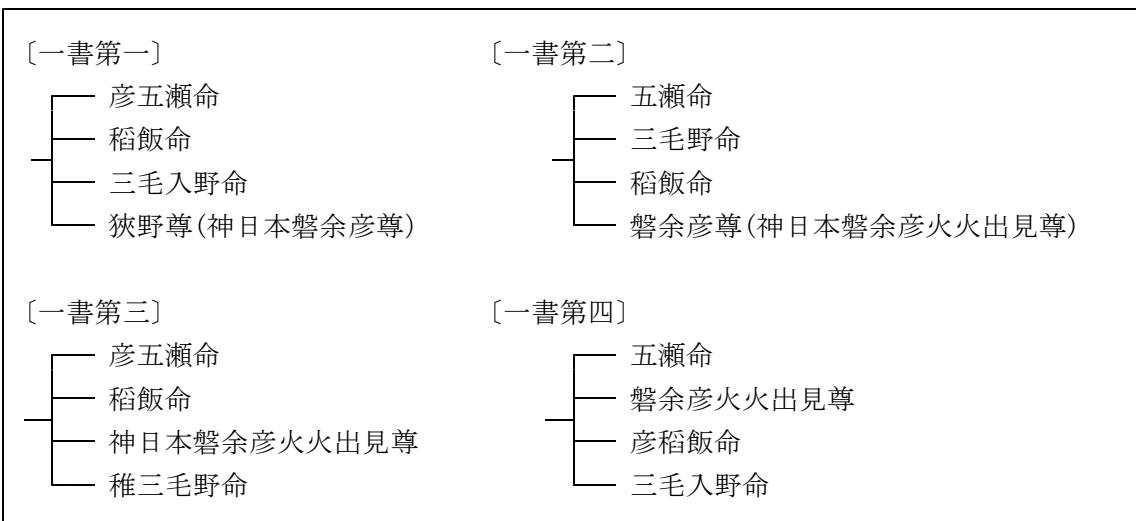
2 ◻：細字・割注

#### 1 神武

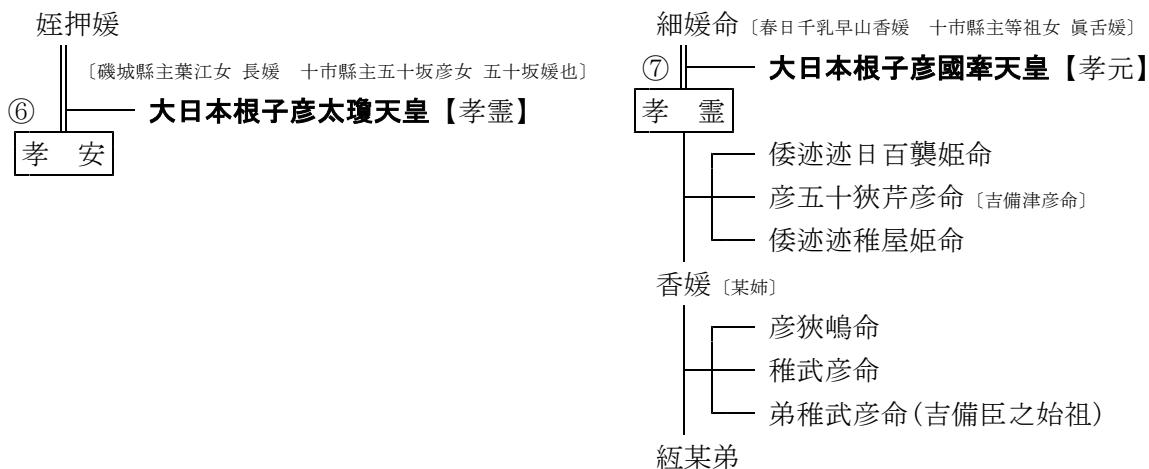
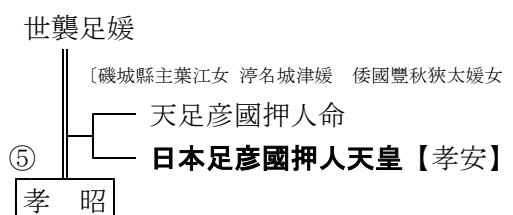
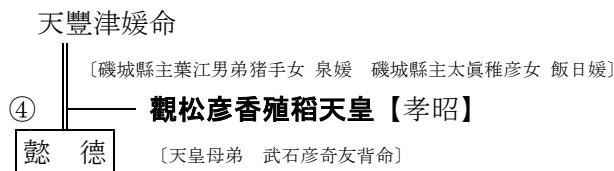
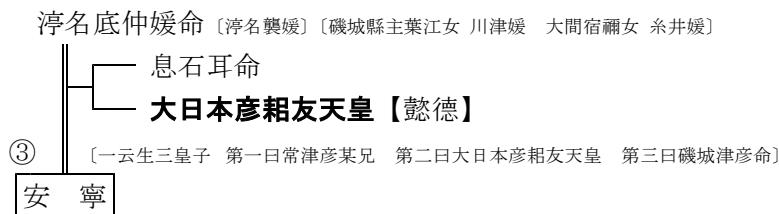
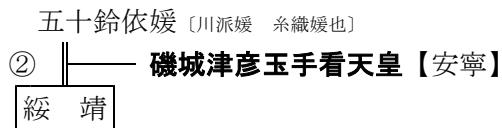
[神代]



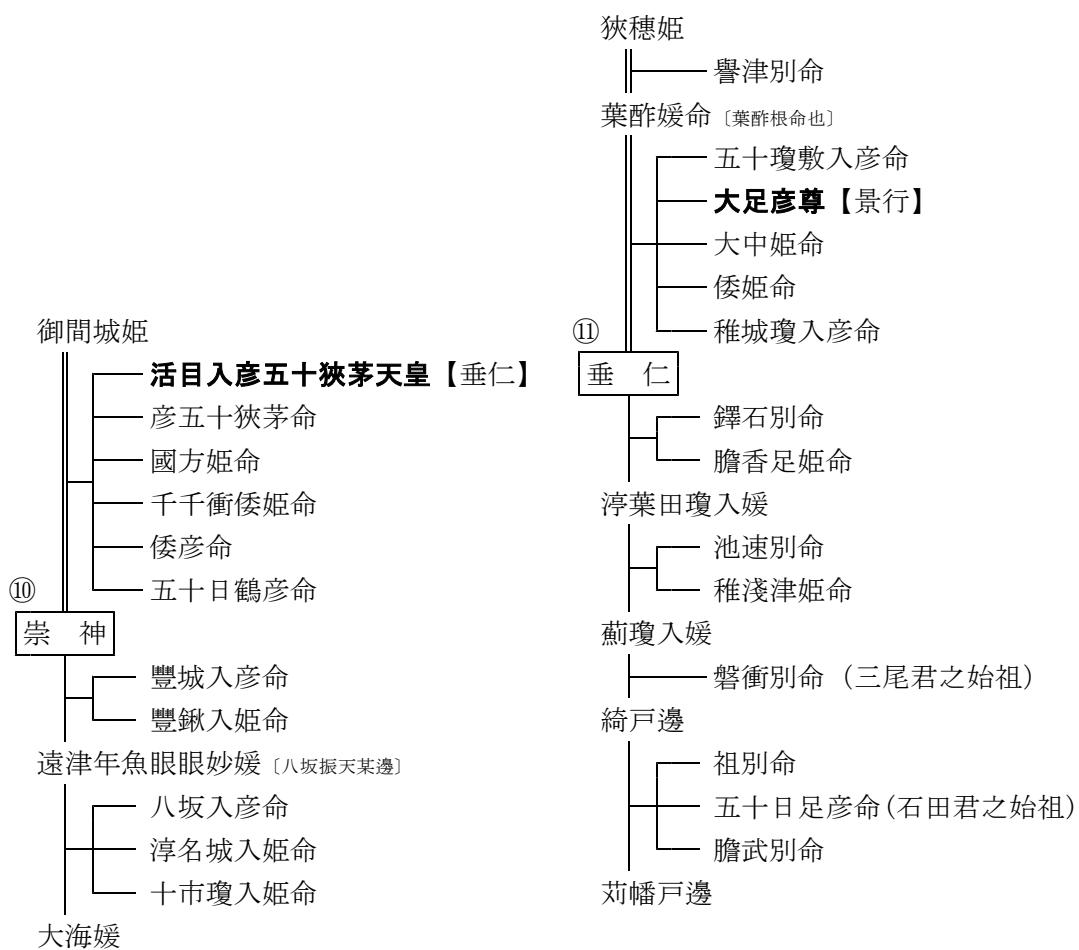
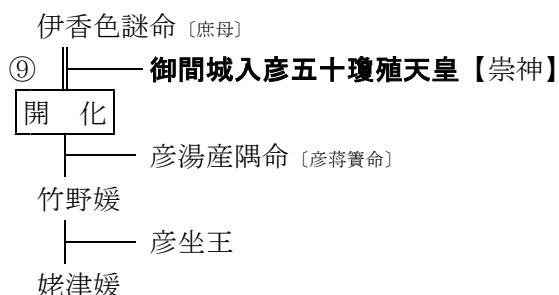
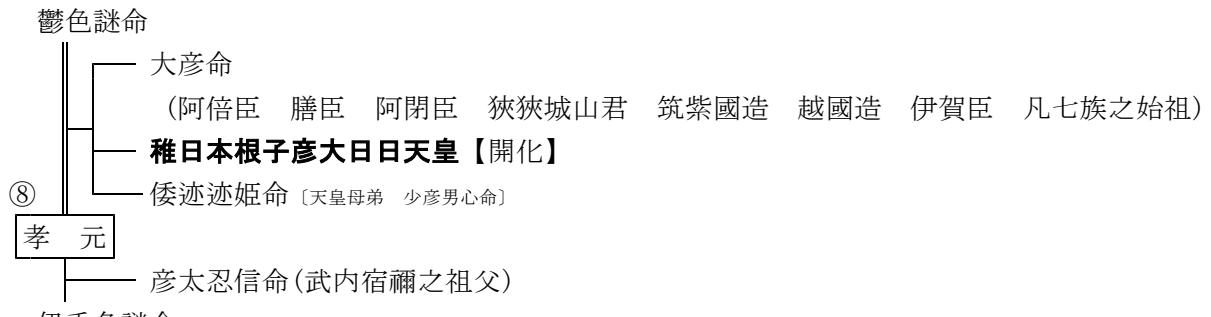
[神代一書(異文)]



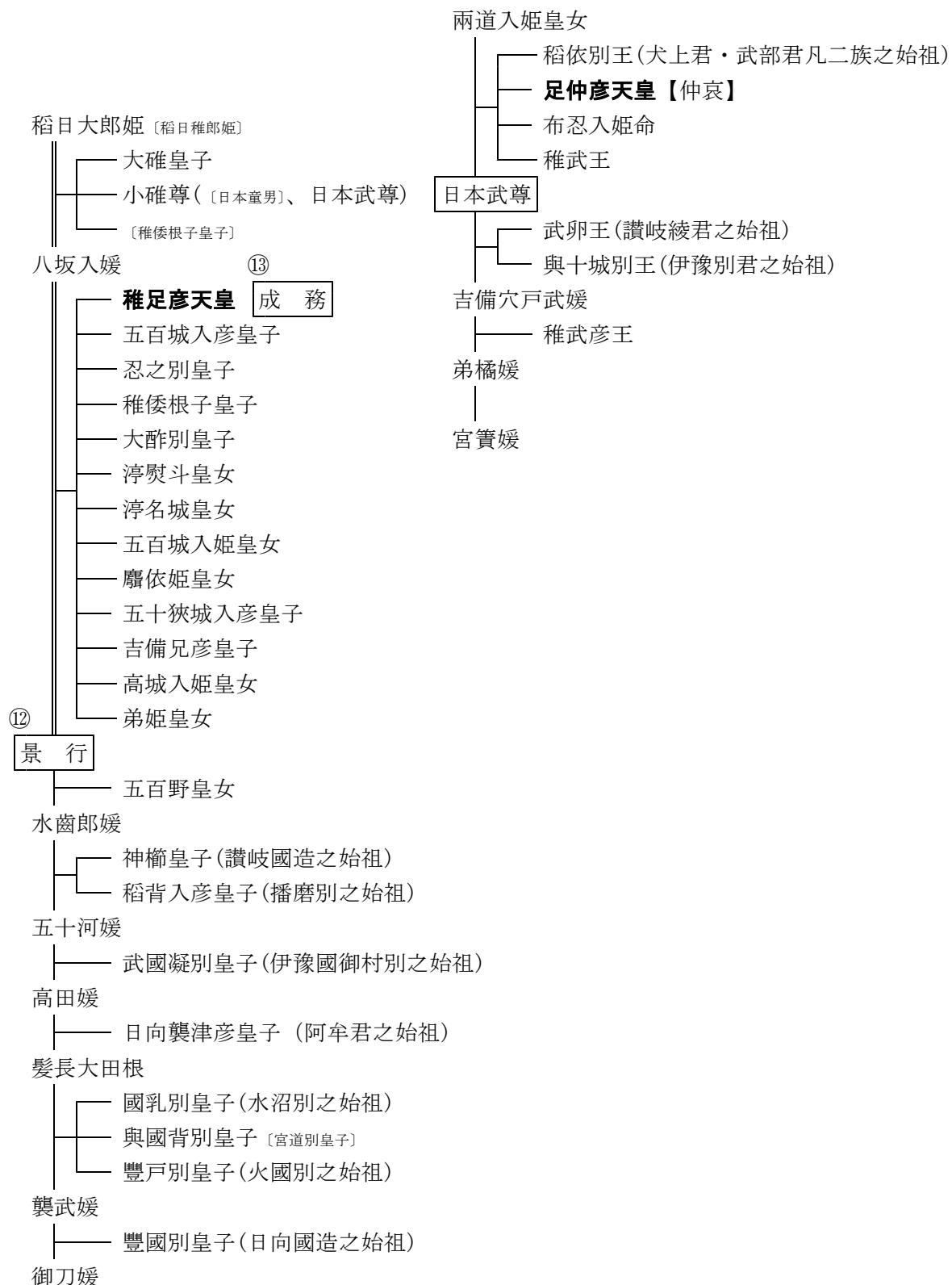
## 2 綏靖、3 安寧、4 懿德、5 孝昭、6 孝安、7 孝靈



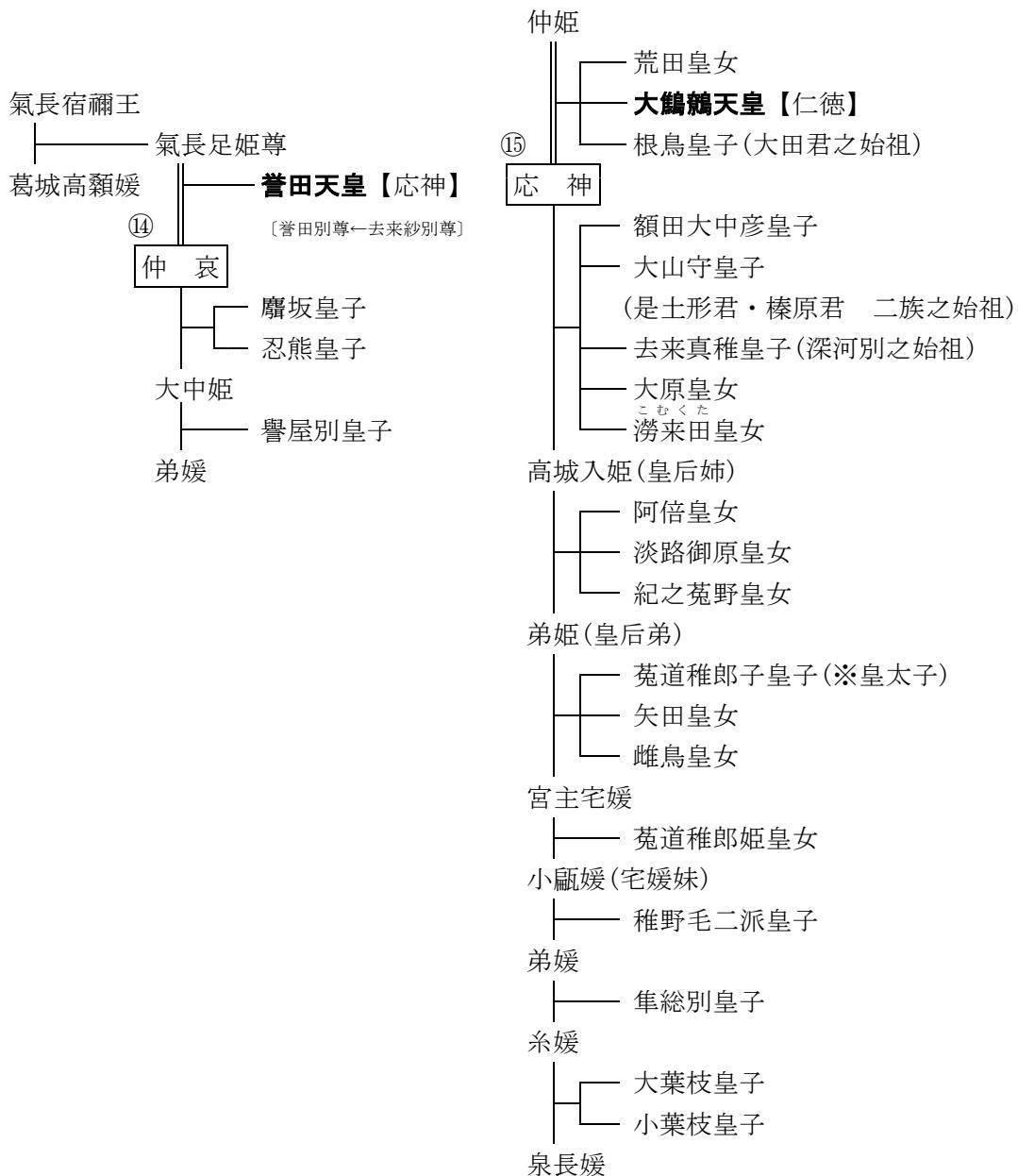
8 孝元、9 開化、10 崇神、11 垂仁



## 12 景行、13 成務、日本武尊



## 14 仲哀、15 応神



※ 菅道稚郎子皇子

- ・冊年春正月辛丑朔戊申 **是時 天皇常有立菅道稚郎子 為太子之情 然欲知二皇子之意**
- ・(応神四十年正月)甲子 **立菅道稚郎子為嗣**
- ・(　　〃　　)即日 **任大山守命 令掌山川林野 以大鷦鷯尊 為太子輔之 令知国事**



# 年表



## 【神武天皇（神日本磐余尊）】

西暦 西 曆	天皇 代 天皇	年号	年 年	月 干支	月 閏	朔 月	日 日	記事・原文	年令	備考
-								彦波瀬武 草薙不合尊 以其姨玉依姫爲妃 生彦五瀨命 次稻飯命 次三毛入野命 次神日本磐余彦尊 凡生四男 久之彦波瀬武?草薙不合尊 崩於西洲之宮 因葬日向吾平山上陵 一書曰 先生彦五瀬命 次稻飯命 次三毛入野命 次狹野尊 亦號神日本磐余彦尊 所稱狹野者 是年少時之號也 後撥平天下 竜有八洲 故復加號 曰神日本磐余彦尊 一書曰 先生彦五瀬命 次三毛野命 次稻飯命 次磐余彦尊 亦號神日本磐余彦火火出見尊 一書曰 先生彦五瀬命 次稻飯命 次神日本磐余彦火火出見尊 次稚三毛野命 一書曰 先生彦五瀬命 次磐余彦火火出見尊 次彦稻飯命 次三毛入野命 神日本磐余天皇 謂火々出見 波瀬武 草薙不合尊第四子也 母曰玉依姫 海童之少女也 天皇生而明達 意如也		
-711		神代	- -	- -	- -	- -	- -	神武生（「年十五立爲太子」から算出） 『海東諸國紀』（申叔舟著）周幽王11年 = 前771年 『夷稱日本傳』（松下見林著）恒王9年 = 前711年	1	神武：誕生
-710			- -	- -	- -	- -	- -		2	
-709			- -	- -	- -	- -	- -		3	
-708			- -	- -	- -	- -	- -		4	
-707			- -	- -	- -	- -	- -		5	
-706			- -	- -	- -	- -	- -		6	
-705			- -	- -	- -	- -	- -		7	
-704			- -	- -	- -	- -	- -		8	
-703			- -	- -	- -	- -	- -		9	
-702			- -	- -	- -	- -	- -		10	
-701			- -	- -	- -	- -	- -		11	
-700			- -	- -	- -	- -	- -		12	
-699			- -	- -	- -	- -	- -		13	
-698			- -	- -	- -	- -	- -		14	
-697			-37甲申	- -	- -	- -	- -	年十五立爲太子 長而娶日向國吾田邑吾平津媛 爲妃 生手研耳命	15	神武：15歳（太子）
-696			- -	- -	- -	- -	- -		16	
-695			- -	- -	- -	- -	- -		17	
-694			- -	- -	- -	- -	- -		18	
-693			- -	- -	- -	- -	- -		19	
-692	神武		- -	- -	- -	- -	- -		20	
-691	即位		- -	- -	- -	- -	- -		21	
-690	前紀		- -	- -	- -	- -	- -		22	
-689			- -	- -	- -	- -	- -		23	
-688			- -	- -	- -	- -	- -		24	
-687			-27甲午	- -	- -	- -	- -		25	
-686			- -	- -	- -	- -	- -		26	
-685			- -	- -	- -	- -	- -		27	
-684			- -	- -	- -	- -	- -		28	
-683			- -	- -	- -	- -	- -		29	
-682			- -	- -	- -	- -	- -		30	
-681			- -	- -	- -	- -	- -		31	
-680			- -	- -	- -	- -	- -		32	
-679			- -	- -	- -	- -	- -		33	
-678			- -	- -	- -	- -	- -		34	
-677			-17甲辰	- -	- -	- -	- -		35	
-676			- -	- -	- -	- -	- -		36	
-675			- -	- -	- -	- -	- -		37	
-674			- -	- -	- -	- -	- -		38	
-673			- -	- -	- -	- -	- -		39	
-672			- -	- -	- -	- -	- -		40	
-671			- -	- -	- -	- -	- -		41	
-670			- -	- -	- -	- -	- -		42	
-669			- -	- -	- -	- -	- -		43	
-668			- -	- -	- -	- -	- -		44	神武見東征
-667			-7甲寅	- -	- -	- -	- -	及年四五歳 謂諸兄及子等曰 「昔我天神 高皇產靈尊・大日 尊 挙此豐葦原瑞穗國 而授我天祖彦瓊夕尊 於是 火瓊夕杵尊 闢天關披雲路 駢仙蹕 以戾止 是時 運屬鴻荒 時鍾草昧 故蒙以養正 治此西偏 皇祖皇考 乃神乃聖 積慶重暉 多歷年所 自天祖降跡以 于今一百七十九萬二千四百七十餘歲 而遼之地 猶未霑於王澤 遂使邑有君 村有長 各自分疆 用相凌 抑又聞於鹽土老翁 曰『東有美地 青山四周 其中亦有下乘天磐船而飛降者』 余謂 彼地 必當足下以恢弘大業 光宅天下 蓋六合之中心乎 厥飛降者 謂是饒速日歟 何不就而都之乎 諸皇子對曰「理實灼然 我亦恆以爲念 宜早行之」	45	
								是年也 太歲甲寅		宋史：元年甲寅當周僖王時

## 【神武天皇（神日本磐余尊）】

西曆 西 年 代	天皇 天皇	年号	年 年 干 支	月 月	日 朔	日 干 支	記事・原文	年令	備考
-667				-7甲寅	10丁巳	5辛酉	其年十月丁巳朔辛酉 天皇親帥諸皇子舟師東征 至速吸之門 時有漁人 乘艇而至 天皇招之 因問曰「汝誰也」 對曰「臣是國神 名曰珍彦 釣魚於曲浦 聞天神子來 故即奉迎」 問之曰「汝能為我導耶」 對曰「導之矣」 天皇勅授漁人椎 末 令執而牽於皇舟 以為海導者 乃特賜名 為椎根津彥（椎此云辭）此即倭直部始也 行至筑紫國菟狹祖（菟狹地名也 比云字佐）時有菟狹國造祖 號曰菟狹津彥 菟狹津媛 乃於菟狹川上 造一柱騰宮而奉饗焉（一柱饗宮此云阿斯苔徒軟餓離能宮）是時 勅以菟狹津媛 賦妻之於侍臣天種子命 天種子命 是中臣氏之遠祖也	45	
					- 11丙戌	9甲午	十有一月丙戌朔甲午 天皇至筑紫國岡水門		
					- 12丙辰	27壬午	十一有二月丙辰朔壬午 至安藝國 居于塙宮		
-666				-6乙卯	- 3甲寅	6己未	乙卯年春三月甲寅朔己未 徒入吉備國 起行館以居之 是曰高嶋宮 積三年間 脩舟 蓄兵食 將欲以一舉而平天下也	46	
-665				-5丙辰	- - -	- -		47	
-664				-4丁巳	-	-		48	
					- 2丁酉	11丁未	戊午年春二月丁酉朔丁未 皇師遂東 舢舡相接 方到難波之崎 曾有奔潮太急 因以 名為浪速國 亦曰浪花 今謂難波訛也〔訛此云與許奈麿盧〕		海：49才戊午
					- 3丁卯	10丙子	三月丁卯朔丙子 邁流而上 徑至河內國草香邑青雲白肩之津		
					- 4丙申	9甲辰	夏四月丙申朔甲辰 皇師勒兵 步趣龍田 而其路狹嶮 人不得並行 乃還更欲東踰鷲駒山 而入中洲 時長髓聞之曰「夫天神等所以來者 必將奪我國」 則盡起屬兵 徵之於孔舍衛坂 與之會戰 有流矢 中五瀨命肱脰 皇師不能進戰 天皇憂之 乃運神策於沖衿曰「今我是日神子孫 而向日征虜 此逆天道也 不若 退還示弱 禮祭神祇 背負日神之威 隨影壓逼 如此 則曾不血刃 虜必自敗矣」 爰曰「然」 於是 令軍中曰「且停 兒須復進」 乃引軍還 虜亦不敢 却至草香之津 檀盾而為雄誥焉〔雄誥此云烏多羣聚〕 因改號其津曰廣津 今云夢津訛也 初孔舍衛之戰 有人隕於大樹 而得免難 仍指其樹曰「恩如母」 時人因號其地 曰母木恩 今云鶴岡廻寺訛也		
神武 1即位 前紀	即位 前				- 5丙寅	8癸酉	五月丙寅朔癸酉 軍至茅渟山城水門（亦名山井水門 茅渟此云智怒） 時五瀨命矢瘞痛甚 乃撫劍而雄誥之曰〔撫劍此云盧耆能多伽彌屠利辭〕「慨哉 大丈夫〔慨哉此云宇黎多棄伽夜〕被傷於虜手 將不報而死耶」 時人因號其處 曰雄水門 進到于紀國龜山 而五瀬命薨于軍 因葬龜山		
-663				-3戊午			六月乙未朔丁巳 軍至名草邑 則誅名草戶畔者（戶畔此云妬） 遂越狹野 而到熊野神邑 且登天磐石 仍引軍漸進 海中卒遇暴風 皇舟漂蕩 時稻飯命乃歎曰「嗟乎 吾祖則天神母則海神 如何厄我於陸 復厄我於海乎」 言訛 乃拔劍入海 化爲鉤持神 三毛入野命 亦恨之曰「我母及姨並是海神 何爲起波瀾 以灌溺乎」 則蹈浪秀 而往乎常世鄉矣	49	靈劍・頭八咫鳥
					- 6乙未	23丁巳	天皇獨與皇子手研耳命 帥軍而進 至熊野荒坂津（亦名丹敷浦） 因誅丹敷戶畔者 時神吐毒氣 人物咸瘁 由是 皇軍不能復振 時彼處有人 號曰熊野高倉下 忽夜夢 天照大神 謂武甕雷神曰「夫葦原中國猶聞喧擾之響焉〔聞喧擾之響焉此云左那霓利奈離〕 宜汝更往而征之」 武甕雷神對曰「雖予不行 而下予平國之劔 則國將自平矣」 天照大神曰「諾〔諾此云宇每那利〕」 時武甕雷神 登謂高倉曰「予劔號曰靈〔靈此云赴罿能瀨磨〕 今當置汝庫裏 宜取而獻之天孫 高倉曰「唯々」而寤之		
					24戊午	-	明日依夢中教 開庫視之 果有落劔 倒立於庫底板 卽取以進之 于時 天皇適寐 忽然而寤之曰「予何長眠若此乎」 尋而中毒士卒 悉復醒起 賢而皇師 欲趣中洲 而山中嶮絕 無復可行之路 乃棲遑不知其所跋涉 時夜夢 天照大神訓于天皇曰「朕今遣頭八咫鳥 宜以爲鄉導者」 果有頭八咫鳥 自空翔降 天皇曰「此鳥之來 自叶祥夢 大哉 赫矣 我皇祖天照大神 欲以助成基業乎」 是時 大伴氏之遠祖日臣命 帥大來自 督將元戎 蹤山答行 乃尋鳥所向 仰視而追之 遂達于菟田下縣 因號某所至之處 曰菟田穿邑（穿邑此云于介知能務羅） 于時 勅營日臣命曰「汝忠而且勇 加有能導之功 是以 改汝名爲道臣」		

## 【神武天皇（神日本磐余尊）】

西曆 西曆 代	天皇 天皇	年号	年 年 干支	月 月	日 朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
-663	神武 即位 前紀	即位 前	-3 戊午	-	9 甲子	5 戊辰	<p>秋八月甲午朔乙未 天皇使徵兄猾及弟猾者〔猾 此云宇介志〕 是兩人 菅田縣之魁帥者也〔魁帥 此云比鄰誤迺伽瀨〕 時兄猾不來 弟猾即詣至 因拜軍門 而告之曰「臣兄々猾之爲逆狀也 聞天孫且到 即起兵將襲 望見皇師之威 懼不敢敵 乃潛伏其兵 權作新宮 而殿內施機 欲因請饗 以作難 願知此詐 善爲之備」</p> <p>天皇即遣道臣命 察其逆狀 時道臣命 審知有賊害之心 而大怒誥噴之曰 「虜爾所造屋 爾自居之」〔爾 此云飫例〕 因案劔彎弓 逼令催入 兄猾獲罪於天 事無所辭 乃自蹈機而壓死 時陳其屍而斬之 流血沒踝 故號其地 曰菅田血原 已而弟猾大設牛酒 以勞饗皇師焉 天皇以其酒宍 班賜軍卒 乃爲御謠之曰〔謠 此云宇預瀨〕</p> <p>于能多伽機珥 醉藝和奈破盧 和餓末免夜 醉藝破佐夜羅孺 伊殊區波醉 區羅佐夜離 固奈瀨餓 那居波佐麼 多智曾麼能 未迺那鷄句塙 居氣醉被惠禡 宇破奈利餓 那居波佐麼 伊智佐介幾 未迺於朋鷄句塙 居氣被惠禡</p> <p>是謂來自歌 今樂府奏此歌者 猶有手量大小 及音聲巨細 此古之遺式也 是後 天皇欲省吉野之地 乃從菅田穿邑 親率輕兵巡幸焉 至吉野時 有人出自井中 光而有尾 天皇問之曰「汝何人」 對曰「臣是國神 名爲井光」 此則吉野首部始祖也</p> <p>更少進 亦有尾而披磐石而出者 天皇問之曰「汝何人」 對曰「臣是磐排別之子」〔排別 此云飫時和句〕 此則吉野國模部始祖也</p> <p>及緣水西行 亦有作梁取魚者〔梁 此云揶奈〕 天皇問之 對曰〔臣是苞苴擔之子〕〔苞苴擔 此云珥倍毛菟〕 此則阿太養部始祖也</p> <p>九月甲子朔戊辰 天皇陟彼菅田高倉山之巔 膽望域中 時國見丘上則有八十梟帥〔梟帥 此云多稽〕 又於女坂置女軍 男坂置男軍 墓坂置炭 其女坂 男坂 墓坂之號 由此而起也 復有兄磯城軍 布滿於磐余邑〔磯此云志〕 賊虜所據 皆是要害之地 故道路絕塞 無處可通 天皇惡之</p> <p>是夜自而寢 夢有天神訓之曰「宜取天香山社中土〔香山 此云介遇夜摩〕 以造天平瓮八十枚〔平瓮 此云邇介〕 造嚴瓮 而敬祭天神地祇〔嚴瓮 此云怡途背〕 亦爲嚴呪詔 如此 則虜自平伏〔嚴呪詔 此云怡途能伽離〕</p> <p>天皇祇承夢訓 依以將行 時弟猾又奏曰「倭國磯城邑 有磯城八十梟帥 又高尾張邑〔或本云 葛城邑也〕 有赤銅八十梟帥 此類皆欲與天皇距戰 臣羈爲天皇憂之 宜今當取天香山墳 以造天平瓮 而祭天社國社之神 然後擊虜則易除也」</p> <p>天皇既以夢辭爲吉兆 及聞弟猾之言 益喜於懷 乃使椎根津彥 著弊衣服 及袴笠 爲父貌 又使弟猾被箕 爲老嫗貌 而勅之曰「宜汝二人 到天香山 潛取其巔土 而可來旋矣 基業成否 當以汝爲占 努力慎歟」</p> <p>是時 虜兵滿路 難以往還 時椎根津彥 乃之曰「我皇當能定此國者 行路自通 如不能者 賊必防禦」 言訖徑去 時群虜見二人 大咲之曰「大醜乎〔大醜 此云鞅奈瀨句〕 老父老嫗」 則相與鬪道使行 二人得至其山 取土來歸</p> <p>於是 天皇甚悅 乃以此墳 造作八十平瓮 天手抉八十枚〔手抉 此云多衢餌離〕 嚴瓮 而陟于丹生川上 用祭天神地祇 則於彼菅田川之朝原 譬如水沫 而有所呪著也</p> <p>天皇又因之曰「吾今當以八十平瓮 無水造飴 夕成 則吾必不假鋒刃之威 坐平天下」 乃造飴 夕即自成 又之曰「吾今當以嚴瓮 沈于丹生之川 如魚無大小 悉醉而流 賢猶葉之浮流者〔葉 此云磨紀〕 吾必能定此國 如其不爾 終無所成」 乃沈瓮於川 其口向下 墳之魚皆浮出 隨水 時椎根津彥 見而奏之 天皇大喜 乃拔取丹生川上之五百箇眞坂樹 以祭諸神 自此始有嚴瓮之置也</p> <p>時勅道臣命 「今以高皇產靈尊 肱親作顯齋〔顯齋 此云于圓詩怡破〕 用汝爲齋主 授以嚴媛之號 而名某所置埴瓮 爲嚴瓮 又火名爲嚴香來雷 水名爲嚴罔象女〔罔象女 此云瀨菟破迺迷〕 粮名爲嚴稻魂女〔稻魂女 此云于伽能迷〕 新名爲嚴山雷 草名爲嚴野椎」</p> <p>冬十月癸巳朔 天皇嘗其嚴瓮之糧 勒兵而出 先擊八十梟帥於國見丘 破斬之 是役也 天皇志存必克 乃爲御謠之曰</p> <p>伽牟伽筮能 伊齊能子瀨能 於費異之珥夜 異波臂茂等倍 之多瀨能 之多瀨能 阿謀豫 阿謀豫 之多太瀨能 異波比茂等倍難 于智豆之夜務 于智豆之夜務</p> <p>謠意 以大石喻其國見丘也 既而餘黨猶繁 其情難測</p> <p>乃顧勅道臣命「汝宜帥大來自部 作大臺於忍坂邑 盛設宴饗 誘虜而取之」 道臣命 於是奉密旨 捕於忍坂 而遷我猛卒 與虜雜居 陰期之曰「酒酣之後 吾則起歌 波等聞吾歌聲 則一時刺虜」 已而坐定酒行 萬不知我之有陰謀 任情徑醉 時道臣命 乃起而歌之曰</p> <p>於佐衛迺 於朋務露夜珥 比苔蹉破而 異離烏利苔毛 比苔蹉破而 枢伊離烏利苔毛 瀨都瀨都志</p> <p>俱梅能固瀨餓 勾都夕伊 異志都夕伊毛智 于智豆之夜務</p> <p>時我卒聞歌 倘拔其頭椎劔 一時殺虜 夕無復類者 星軍大悅 仰天而咲 因歌之曰</p> <p>伊波豫 伊波豫 阿夕時夜塙 伊而毛 阿謀豫 伊而毛 阿謀豫</p> <p>今來自部歌而後大咲 是其緣也 又歌之曰</p> <p>愛瀨詩烏 利 毛夕那比苔 比苔破易陪迺毛 多牟伽毛勢儒</p> <p>此首承密旨而歌之 非敢自專者也</p> <p>時天皇曰「戰勝而無驕者 良將之行也 今魁賊已滅 而同惡者 匪夕十數群 其情不可知 如何久居一處 無以制變」 乃徙營於別處</p>	49	兄猾及弟猾
			-	10 癸巳	1 癸巳				兄磯城・弟磯城

# 【神武天皇（神日本磐余尊）】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 干支	月 閏月	日 朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
-663	神武即位前紀	1				11癸亥	7己巳	十有一月癸亥朔己巳 皇師大舉 將攻磯城彦 先遣使者 徵兄磯城 兄磯城不承命 更遣頭八咫烏召之 時鳥到其營而鳴之曰「天神子召汝 怡奘過 怡奘過」〔過 音倭〕 兄磯城忿之曰「聞天壓神至 而吾爲慨憤時 奈何鳥鳥若此惡鳴耶」〔壓 此云飫薦〕 乃彎弓射之 烏即避去 次到弟磯城宅 而鳴之曰「天神子召汝 怡奘過 怡奘過」 時弟磯城然改容曰「臣聞天壓神至 旦夕畏懼 善乎鳥 汝鳴之若此者歟」 即作葉盤八枚 盛食饗之〔葉盤 此云羅耐〕 因以隨鳥 詣到而告之曰「吾兄々磯城 聞天神子來 則聚八十衆帥 具兵甲 將與決戰 可早圖之」 天皇乃曾諸將 問之曰「今兄磯城 果有逆賊之意 召亦不來 爲之奈何」 諸將曰「兄磯城黠賊也 宜先遣弟磯城曉喻之 說兄倉下 弟倉下 如遂不歸順 然後舉兵臨之 亦未晚也」〔倉下 此云衛羅館〕 乃使弟磯城開示利害 而兄磯城等 猶守愚謀 不肯承伏 時惟根津彦 計之曰「今者宜先遣我女軍 出自忍坂道 虜見之必盡銳而赴 吾則駆馳勁卒 直指墨坂 取菟田川水 以灌其炭火 忽之間出其不意 則破之必也」 天皇善其策 乃出女軍以臨之 虜謂大兵已至 單力相待 先是 皇軍攻必取 戰必勝 而介胄之士 不無疲弊 故聊爲御謠 以慰將卒之心焉 謠曰 夕奈梅豆 伊那達能榔摩能 虛能由毛 易喰耆摩羅 多々介陪摩 和例破榔隈怒 之摩途等利 宇介譬餓等茂 伊媛開珥虛禍 果以男軍越墨坂 從後夾擊破之 斬其衆帥兄磯城等	49	長髓彦・金鷦
-662				-3戊午				十有二月癸巳朔丙申 皇師遂擊長髓彦 連戰不能取勝 時忽然天陰而雨冰 乃有金色靈鷲 飛來止于皇弓之弭 其鷲光暉 状如流電 由是 長髓彦軍卒皆迷眩 不復力戰 長髓是邑之本號焉 因亦以爲人名 及皇軍之得鷲瑞也 時人仍號鷲邑 今云鳥見是訛也 昔孔舍衛之戰 五瀨命中矢而薨 天皇銜之 常懷憤 至此役也 意欲窮誅 乃爲御謠之曰 瀬都瀬都志 俱海能故遷餓 介耆茂等珥 阿波赴珥破 介瀬羅苔茂苔 曾迺餓毛苔 曾禰梅屠那藝豆 于笞豆之夜務 又謠之曰 瀬都々々志 俱梅能故遷餓 介耆茂等珥 宇惠志破餓介瀬 句致弭比俱 和例破輸例儒 于智昌之夜務 因復縱兵急攻之 凡諸御謠 皆謂來自目歌 此的取歌者而名之也 時長髓彦 乃遣行人 言於天皇曰「嘗有天神之子 乘天磐船 自天降止 號曰櫛玉餓速日命〔餓速日 此云藝波迦卑〕 是娶吾妹三炊屋媛〔亦名長髓媛 亦名鳥見屋媛〕 遂於其息 名曰可美真手命〔可美真手 此云子魔詩耐〕 故吾以餓速日命 爲君而奉焉 夫天神之子 岂有兩種乎 奈何更稱天神子 以奪人地乎 吾心推之 未必爲信 天皇曰「天神子亦多耳 汝所爲君 是實天神之子者 心有表物 可相示之」 長髓彦速取餓速日命之天羽々矢一隻及步轂 以奉示天皇 夕々覽之曰「事不虛也」 還以所御天羽々矢一隻及步轂 賜示於長髓彦 長髓彦見其天表 益懷 然而凶器已構 其勢不得中休 而猶守迷圖 無復改意 餓速日命 本知天神慇懃 唯天孫是與 且見夫長髓彦稟性慢 不可教以天人之際 乃殺之 命其衆而歸順焉 天皇素聞餓速日命 是自天降者 而今果立忠效 則褒而寵之 比物部氏之遠祖也	50	大和平定
-661						2壬辰	20辛亥	己未年春二月壬辰朔辛亥 命諸將練土卒 是時 肅富縣波丘岬 有新城戶畔者〔丘岬 此云塙介佐裏〕 又和珥坂下 有居勢祝者〔坂下 此云嗟伽梅苔〕 脣見長柄丘岬 有猪祝者 此三處土蜘蛛 並恃其勇力 不肯來庭 天皇乃分遣偏領 皆誅之 又高尾張邑 有土蜘蛛 其爲人也 身短而手足長 與侏儒相類 皇軍結葛網 而掩襲殺之 因改號其邑曰葛城 夫磐余之地 舊名片居〔片居 此云伽韋〕 亦曰片立〔片立 此云伽知〕 逮我皇師之破虜也 大軍集而滿於其地 因改號爲磐余 或曰「天皇往磐嚴 瓢糧 出軍西征 是時 磯城八十衆帥 於彼處屯聚居之〔屯聚居 此云怡波瀨妻〕 果與天皇大戰 遂爲皇師所滅 故名之曰磐余邑 又皇師立詰之處 是謂猛田 作城處 號曰城田 又賊衆戰死而僵屍 枕鬱處呼爲賴枕田 天皇以前年秋九月 潛取天香山之墳土 以造八十平瓮 躬自齋戒祭諸神 遂得安定區宇 故號取土之處 曰埴安	51	橿原宮の造営
-660	神武	神武	1辛酉	-	1庚辰	1庚辰	7丁卯	三月辛酉朔丁卯 下令曰 「自我東征 於？六年矣 賴以皇天之威 凶徒就戮 雖邊土未清 餘妖尚梗 而中洲之地 無復風塵 誠宜恢廓皇都 規大壯 而今運屬屯民 民心朴素 巢棲穴住 習俗惟常 夫大人立制 義必隨時 苟有利民 何妨聖造 且當披拂山林 經營宮室 而恭臨寶位 以鎮元元 上則答乾靈授國之德 下則弘皇孫養正之心 然後 兼六合以開都 掩八紘而爲宇 不亦可乎 觀夫畝傍山〔畝傍山 此云宇禰靡夜摩〕 東南橿原地者 蓋國之塊區乎 可治之」	52	神武即位 海：52才辛酉、周 惠王1年
-661			-1庚申	-	8癸丑	16戊辰		庚申年秋八月癸丑朔戊辰 天皇當立正妃 改廣求華胄 時有人奏之曰「事代王神 共三嶋瀧耳之女玉媛所生兒 號曰媛蹈五十鈴媛命 是國色之秀者」 天皇悅之		
-660				-	9壬午	24乙巳		九月壬午朔乙巳 納媛蹈五十鈴媛命 以爲正妃		

# 【神武天皇（神日本磐余尊）】

西暦 西 曆	天皇 代 天皇	年号	年 年 干支	月 閏 月	日 朔 日 干支	記事・原文	年令	備考	
-659			2壬戌	-	2甲辰	2乙巳	二年春二月甲辰朔乙巳 天皇定功行賞 賜道臣命宅地 居于築坂邑 以龍異之 亦使大來自居于畠傍山以西川邊之地 今號來自邑 此其緣也 以珍彦爲倭國速〔珍彦、此云于 故〕 又給弟猶猛田邑 因爲猛田縣主 是 田主水部遠祖也 弟磯城名黒速 爲磯城縣主 復以劍根者 爲葛城國造 又頭八咫烏 亦入賞例 其苗裔 即葛野主殿縣主部是也	53	
-658			3癸亥	-	-	-	-	54	
-657			4甲子	-	2壬戌	23甲申	四年春二月壬戌朔甲申 詔曰「我皇之靈也 自天降鑿 光助朕躬 今諸萬 已平 海內無事 可以郊祀天神 用申大孝者也」 乃立靈畤於鳥見山中 其地號曰上小野榛原・下小野榛原 用祭皇祖天神焉	55	
-656			5				-	56	
-655			6				-	57	
-654			7				-	58	
-653			8				-	59	
-652			9				-	60	
-651			10				-	61	
-650			11				-	62	
-649			12				-	63	
-648			13				-	64	
-647			14甲戌	-	-	-	-	65	
-646			15				-	66	
-645			16				-	67	
-644			17				-	68	
-643			18				-	69	
-642			19				-	70	
-641			20				-	71	
-640			21				-	72	
-639			22				-	73	
-638			23				-	74	
-637			24甲申	-	-	-	-	75	
-636			25				-	76	
-635			26				-	77	
-634			27				-	78	
-633			28				-	79	
-632			29己丑	-	-	-	綏靖生（【綏靖即位前紀】「至四十八歳神日本磐余彦天皇崩」から算出 ）	80 綏靖：生	
-631			30庚寅	-	-	-	-	81	
-630	1神武	神武	31辛卯	-	4乙酉	1乙酉	州有一年夏四月乙酉朔 皇輿巡幸 因登阪上 間丘 而迴望國狀曰「哉乎國之獲矣（哉 此云鞅奈珥夜） 雖內木綿之真 國 猶如二蜻蛉之鬱 焉 由是 始有秋津洲之號也 昔伊奘諾尊自此國曰「日本人浦安國 細戈千足國 磯輪上秀真國（秀真國 此云二袍圖句）」復太己貴太神自之曰「玉牆內國」及下至饒速 日命 乘天磐船 而翔行太虛也 眇是鄉而降之 故因目之 曰「虛空見日 本國」矣	82	
-629			32壬辰	-	-	-	-	83	
-628			33癸巳	-	-	-	-	84	
-627			34甲午	-	-	-	-	85	
-626			35				-	86	
-625			36				-	87	
-624			37				-	88	
-623			38				-	89	
-622			39				-	90	
-621			40				-	91	
-620			41				-	92	
-619			42壬寅	-	1壬子	3甲寅	四十有二年春正月壬子朔甲寅 立皇子渟名川耳尊 爲皇太子	93 綏靖：14歳 (立太子)	
-618			43癸卯				-	94	
-617			44甲辰	-	-	-	-	95	
-616			45				-	96	
-615			46				-	97	
-614			47				-	98	
-613			48				-	99	
-612			49				-	100	
-611			50				-	101	
-610			51				-	102	
-609			52				-	103	
-608			53				-	103	
-607			54甲寅	-	-	-	-	105	
-606			55				-	106	
-605			56				-	107	
-604			57				-	108	
-603			58				-	109	
-602			59				-	110	
-601			60				-	111	
-600			61				-	112	
-599			62				-	113	
-598			63				-	114	
-597			64甲子	-	-	-	-	115	
-596			65				-	116	
-595			66				-	117	

## 【神武天皇（神日本磐余尊）】

西暦 西暦 代	天皇 天皇	年号	年	月	日	記事・原文	年令	備考			
			年	干支	閏	月	朔	日	干支		
-594			67						-	118	
-593			68						-	119	
-592			69						-	120	
-591			70						-	121	
-590			71						-	122	
-589	神武	神武	72						-	123	
-588			73						-	124	
-587			74甲戌	-	-	-	-	-	-	125	
-586			75乙亥	-	-	-	-	-	-	126	
-585			76丙子	-	3甲午	11甲辰	七十有六年春三月甲午朔甲辰 天皇崩于橿原宮 時年一百廿七歳 【綏靖即位前紀】 至四十八歳 神日本磐余彦天皇崩			記：137歳 海：127歳 綏靖：48歳	
-584	神武 後記	-	-丁丑	-	9乙卯	12丙寅	明年秋九月乙卯朔丙寅 葬畠傍山東北陵			空白年	

# 【綏靖天皇（神渟名川耳尊）】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔日 干支	記事・原文	年令	備考
-			-	- - -	- - -	- - -	神渟名川耳天皇 神日本磐余彦天皇第三子也 母曰媛蹈備五十鈴媛命 事代主神之大女也 天皇風姿岐嶷 少有雄拔之氣 及壯容貌魁偉 武藝過人 而志尚沈毅	-	
-632			29己丑	- - -	- - -	- - -	綏靖生（「至四十八歳神日本磐余彦天皇崩」から算出。年令以下同）	1	綏靖誕生
-619			42壬寅	- - -	- - -	- - -	【神武紀】 有二年春正月王子朔甲寅 立皇子神渟名川耳尊 爲皇太子	14	綏靖立太子
-585		神武	76丙子	- - -	- - -	- - -	至四十八歳神日本磐余彦天皇崩 時神渟名川耳尊孝性純深 悲恭無已 特留心於喪葬之事焉 其庶兄手研耳命 行年已長 久歷朝機 故亦委事而親之	48	
-584			-3丁丑	- - -	- - -	- - -	【神武紀】 明年秋九月乙卯朔丙寅、葬畠傍山東北陵。	49	空白 1 年
-583			-2戊寅	- - -	- - -	- - -	然其王立操懷本乖仁義 遂以諒闇之際威福自由 苞藏禍心 圖害二弟 ( : 厥 + 昔 ) 于時也 太歲己卯	50	空白 2 年
	綏靖即位前紀			- - -	- - -	- - -	冬十一月 神渟名川耳尊 與兄神八井耳命 陰知其志而善防之 於山陵事畢 乃使弓部稚彥造弓 倭鍛部天津真浦造眞鐵 矢部作箭 及 弓矢既成 ( : 鹿 + 弓 + 耳 ) 神渟名川耳尊 欲以射殺手研耳命 會有手研耳命於片丘大中獨臥于大牀 時神渟名川耳尊謂神八井耳命曰「今適其時也 夫言貴密。事宜慎 故我之陰 謀本無預者 今日之事唯吾與爾自行之耳 吾當先開戶爾其射之」因 相隨進入 ( : あなかんむり + 音 ) 神渟名川耳尊 突開其戶 神八井耳命 則手脚戰慄不能放矢 時神渟名川 耳尊 擊取其兄所持弓矢 而射手研耳命一發命中胸 再發中背 遂殺之 於是神八井耳命 憚然自服 讓於神渟名川耳尊曰「吾是乃兄 而懦弱不能 致果 今汝特挺神武 自誅元惡 宜哉乎 汝之光臨天位以承皇祖之業 吾 當爲汝輔之奉典神祇者」 是即多臣之始祖也		空白 3 年
-581			1庚辰	-	1壬申	8己卯	元年春正月壬申朔己卯 神渟名川耳尊即天皇位 都葛城是謂高丘宮 尊皇 后曰皇太后	52	綏靖即位 海：神武崩四年兄 弟共治國辛巳正月 即位
				- - -	- - -	- - -	是年也 太歲庚辰		
-580	2		2辛巳	-	1丙寅	- -	二年春正月 立五十鈴依媛爲皇后 〔一書云 磐城縣主女 川派媛 一書云 春日縣主大日諸女 絲織媛也〕 即天皇之姨也 后生磐城津彦玉手看天皇	53	
-579			3壬午	- - -	- - -	- - -		54	
-578			4癸未	-	4癸丑	- -	四年夏四月 神八井耳命薨即葬于畠傍山北	55	
-577			5甲申	- - -	- - -	- - -	安寧生（【安寧即位前紀】「天皇以神渟名川耳天皇廿五年 立爲皇太子 年廿一」から算出）	56	安寧：生
-576			6	- - -	- - -	- - -		57	
-575			7	- - -	- - -	- - -		58	
-574			8	- - -	- - -	- - -		59	
-573			9	- - -	- - -	- - -		60	
-572			10	- - -	- - -	- - -		61	
-571			11	- - -	- - -	- - -		62	
-570			12	- - -	- - -	- - -		63	
-569			13	- - -	- - -	- - -		64	
-568			14	- - -	- - -	- - -		65	
-567			15甲午	- - -	- - -	- - -		66	
-566	綏靖	綏靖	16	- - -	- - -	- - -		67	
-565			17	- - -	- - -	- - -		68	
-564			18	- - -	- - -	- - -		69	
-563			19	- - -	- - -	- - -		70	
-562			20	- - -	- - -	- - -		71	
-561			21	- - -	- - -	- - -		72	
-560			22	- - -	- - -	- - -		73	
-559			23	- - -	- - -	- - -		74	
-558			24	- - -	- - -	- - -		75	
-557			25甲辰	-	1壬午	7戊子	廿五年春正月壬午朔戊子 立皇子磐城津彦玉手看尊 爲皇太子 【安寧即位前紀】 天皇以神渟名川耳天皇廿五年 立爲皇太子 年廿一	76	安寧：21歳 (立太子)
-556			26乙巳	- - -	- - -	- - -		77	
-555			27丙午	- - -	- - -	- - -		78	
-554			28丁未	- - -	- - -	- - -		79	
-553			29戊申	- - -	- - -	- - -	懿德生（【懿德即位前紀】「磐城津彦玉手看天皇 十一年春正月壬戌立 爲皇太子 年十六」から算出）	80	懿德：生
-552			30己酉	- - -	- - -	- - -		81	
-551			31庚戌	- - -	- - -	- - -		82	
-550			32辛亥	- - -	- - -	- - -		83	
-549			33壬子	-	5甲子	- - -	卅三年夏五月 天皇不豫 癸酉崩 時年八十四	84	記：45歳 海：84歳 安寧：29歳 懿德：5歳

## 【安寧天皇（磯城津彥玉手看尊）】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 年	干支	月 閏	朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
-			-	-	-	-	-	-	磯城津彥玉手看天皇 神渟名川耳天皇太子也 母曰五十鈴依媛命 事代主神之少女也	-	
-577			5甲申	-	-	-	-	-	安寧生（「天皇以神渟名川耳天皇廿五年 立爲皇太子 年廿一」から算出）	1	安寧誕生
-557	安寧即位前紀		25甲辰	-	-	-	-	-	天皇以神渟名川耳天皇廿五年 立爲皇太子 年廿一 【綏靖紀】	21	安寧立太子
-549	綏靖		33壬子	-	5甲子	-	-	-	廿五年春正月壬午朔戊子 立皇子磯城津彥玉手看尊爲皇太子 三十三年夏五月 神渟名川耳天皇崩 【綏靖紀】	29	
				-	7癸亥	3乙丑	-	-	卅三年夏五月 天皇不豫 癸酉崩 時年八十四 其年七月癸亥朔乙丑 太子即天皇位		安寧即位
-548			1癸丑	-	10丙戌	11丙申	-	-	元年冬十月丙戌朔丙申 葬神渟名川耳天皇於倭桃花鳥田丘上陵 尊皇后曰 是年也 太歲癸丑	30	海：元年甲寅
-547			2甲寅	-	-	-	-	-	二年 遷都於片鹽 是謂浮孔宮	31	
-546			3乙卯	-	1戊寅	5壬午	-	-	三年春正月戊寅朔壬午 立淳名底仲媛命（亦曰 淳名襄媛）爲皇后（一書云 磯城縣主葉江女 川津媛 一書云 大間宿禰女 系井媛） 先是 后生二皇子 第一曰息石耳命 第二曰大日本彦耜友天皇（一云生三皇子 第一曰常津彥某兄 第二曰大日本彦耜友天皇 第三曰磯城津彥命）	32	
-545			4					-			33
-544			5					-			34
-543			6					-			35
-542			7					-			36
-541			8					-			37
-540			9					-			38
-539			10					-			39
-538	3		11癸亥	-	1壬戌	1壬戌	-	-	十一年春正月壬戌朔 立大日本彦耜友尊 爲皇太子也 弟磯城津彥命 是猪使連之始祖也 【懿德即位前紀】	40	懿德：16歳 (立太子)
-537	安寧		12甲子	-	-	-	-	-	磯城津彥玉手看天皇 十一年春正月壬戌成立爲皇太子 年十六	41	
-536			13					-			42
-535			14					-			43
-534			15					-			44
-533			16					-			45
-532			17					-			46
-531			18					-			47
-530			19					-			48
-529			20					-			49
-528			21					-			50 懿德：20歳
-527			22甲戌	-	-	-	-	-			51
-526			23					-			52
-525			24					-			53
-524			25					-			54
-523			26					-			55
-522			27					-			56
-521			28					-			57
-520			29					-			58
-519			30					-			59
-518			31					-			60 懿德：36歳
-517			32甲申	-	-	-	-	-			61
-516			33乙酉	-	-	-	-	-			62
-515			34丙戌	-	-	-	-	-			63
-514			35丁亥	-	-	-	-	-			64 懿德：40歳
-513			36戊子	-	-	-	-	-			65
-512			37己丑	-	-	-	-	-			66
-511			38庚寅	-	12庚戌	6乙卯	卅八年冬十二月庚戌朔乙卯 天皇崩 時年五十七				記：49歳 海：84歳 懿德：43歳

## 【懿德天皇(大日本彦耜友尊)】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 年干支	月 閏月	朔 日	日 干支	記事・原文	年令	備考
-			-	- - -	- - -	- -	- -	大日本彦耜友天皇 磐城津彦玉手看天皇第二子也 母曰淳名底仲媛命 事代主神孫 鴨王女也	-	
-553			綏靖	29戊申	-	- -	- -	懿德生(「磐城津彦玉手看天皇 十一年春正月壬戌成立爲皇太子 年十六」から算出)	1	懿德誕生
-538			懿德即位前紀	11癸亥	-	1壬戌	1壬戌	磐城津彦玉手看天皇 十一年春正月壬戌成立爲皇太子 年十六 【安寧紀】	16	懿德立太子
-511			安寧	38庚寅	-	12庚戌	- -	卅八年冬十二月 磐城津彦玉手看天皇崩 【安寧紀】	43	
				- 2己酉	4壬子			元年春二月己酉朔壬子 皇太子即天皇位		懿德即位 海：元年壬辰
-510			1辛卯	8丙午	1丙午			秋八月丙午朔 葬磐城津彦玉手看天皇 於畠傍山南御陰井上陵	44	
				- 9丙子	14己丑			九月丙子朔乙丑 尊皇后曰皇太后 (「丙子朔」には「乙丑」日は存在しない。己丑 14日 と校訂。)		
				- - -	-			是年也 太歲辛卯		
				- - -	1甲戌	5戊寅		二年春正月甲戌朔戊寅 遷都於龜地 是謂曲峽宮		
-509			2壬辰	- 2癸卯	11癸丑			二月癸卯朔癸丑 立天豐津媛命爲皇后(一云 磐城縣主葉江男弟猪手女 泉媛 一云 磐城縣主太真稚彦女 飯日媛也) 后生觀松彦香殖稻天皇(一云 天皇母弟 武石彦奇友背命)	45	
-508			3癸巳	- - -	- -	-			46	
-507			4甲午	- - -	- -	-			47	
-506			5乙未	- - -	- -			孝昭生(「廿二年春二月丁未朔戊午 立觀松彦香殖稻尊爲皇太子 年十八」から算出)	48	孝昭：生
-505			6	- - -	- -	-			49	
-504			7	- - -	- -	-			50	
-503			8	- - -	- -	-			51	
-502			9	- - -	- -	-			52	
-501			10	- - -	- -	-			53	
-500			11	- - -	- -	-			54	
-499			12	- - -	- -	-			55	
-498			13	- - -	- -	-			56	
-497			14甲辰	- - -	- -	-			57	
-496	懿德	懿德	15乙巳	- - -	- -	-			58	
-495			16丙午	- - -	- -	-			59	
-494			17丁未	- - -	- -	-			60	
-493			18戊申	- - -	- -	-			61	
-492			19己酉	- - -	- -	-			62	
-491			20庚戌	- - -	- -	-			63	
-490			21辛亥	- - -	- -	-			64	
-489			22壬子	- 2丁未	12戊午			廿二年春二月丁未朔戊午 立觀松彦香殖稻尊爲皇太子 年十八 【孝昭即位前紀】	65	孝昭：18歳 (立太子)
-488			23癸丑	- - -	- -	-		天皇以大日本彦耜友天皇廿二年春二月丁未朔戊午 立爲皇太子	66	
-487			24甲寅	- - -	- -	-			67	
-486			25	- - -	- -	-			68	
-485			26	- - -	- -	-			69	
-484			27	- - -	- -	-			70	
-483			28	- - -	- -	-			71	
-482			29	- - -	- -	-			72	
-481			30	- - -	- -	-			73	
-480			31	- - -	- -	-			74	
-479			32	- - -	- -	-			75	孝昭：28歳
-478			33	- - -	- -	-			76	
-477			34甲子	-	9甲子	8辛未		卅四年秋九月甲子朔辛未 天皇崩		記：45歳 77 海：84歳 孝昭：30歳

## 【孝昭天皇（觀松彦香殖稻尊）】

西暦 西暦 代	天皇 天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
-		-	- - -	- - -	- - -	- - -	觀松彦香殖稻天皇 大日本彦耜友天皇太子也 母皇后天豐津媛命 息石耳 命之女也	-	
-506		5乙未	- - -	- - -	- - -	- - -	孝昭生（【懿德紀】「廿二年春二月丁未朔戊午 立觀松彦香殖稻尊爲皇 太子 年十八」から算出）	1	孝昭誕生
-489	孝昭 即位 前紀	22壬子	-	2丁未	12戊午	-	天皇以大日本彦耜友天皇廿二年春二月丁未朔戊午 立爲皇太子 【懿德紀】廿二年春二月丁未朔戊午 立觀松彦香殖稻尊爲皇太子 年十八	18	孝昭立太子
-477		34甲子	-	9甲子	- -	-	卅四年秋九月 大日本彦耜友天皇崩 【懿德紀】卅四年秋九月甲子朔辛未 天皇崩	30	
-476		-1乙丑	-	10戊午	11庚午	-	明年冬十月戊午朔庚午 葬大日本彦耜友天皇於畠傍山南纖沙谿上陵	31	空白 1 年
-475			-	1丙戌	9甲午	-	元年春正月丙戌朔甲午 皇太子即天皇位		孝昭即位 海 元年丙寅
-474		1丙寅	-	4乙卯	5己未	-	夏四月乙卯朔己未 尊皇后曰皇太后	32	
-473		-	-	7甲申	- -	-	秋七月 遷都於掖上是謂池心宮		
-472		-	-	-	-	-	是年也 太歲丙寅		
-471		2				-		33	
-470		3				-		34	
-469		4				-		35	
-468		5				-		36	
-467		6				-		37	
-466		7				-		38	
-465		8				-		39	
-464		9甲戌	- - -	- - -	- - -	-		40	
-463		10				-		41	
-462		11				-		42	
-461		12				-		43	
-460		13				-		44	
-459		14				-		45	
-458		15				-		46	
-457		16				-		47	
-456		17				-		48	
-455		18				-		49	
-454		19甲申	- - -	- - -	- - -	-		50	
-453		20				-		51	
-452		21				-		52	
-451		22				-		53	
-450		23				-		54	
-449		24				-		55	
-448		25				-		56	
-447	孝昭 孝昭	26				-		57	
-446		27				-		58	
-445		28				-		59	
-444		29甲午	-	1甲辰	3丙午	-	廿九年春正月甲辰朔丙午 立世襲足媛爲皇后（一云 磯城縣主葉江女 淳 名城津媛 一云 倭國豐秋狹太媛女 大井媛也） 后生天足彥國押人命 日本足彥國押人天皇	60	
-443		30				-		61	
-442		31				-		62	
-441		32				-		63	
-440		33				-		64	
-439		34				-		65	
-438		35				-		66	
-437		36				-		67	
-436		37				-		68	
-435		38				-		69	
-434		39甲辰	- - -	- - -	- - -	-		70	
-433		40				-		71	
-432		41				-		72	
-431		42				-		73	
-430		43				-		74	
-429		44				-		75	
-428		45				-		76	
-427		46				-		77	
-426		47				-		78	
-425		48				-		79	
-424		49甲寅	- - -	- - -	- - -	-	孝安生（「六十八年春正月丁亥朔庚子 立日本足彥國押人尊 爲皇太子 年廿」から算出）	80	孝安：生
-423		50				-		81	
-422		51				-		82	
-421		52				-		83	
-420		53				-		84	
-419		54				-		85	
-418		55				-		86	
-417		56				-		87	
-416		57				-		88	
-415		58				-		89	
-414		59甲子	- - -	- - -	- - -	-		90	
-413		60				-		91	
-412		61				-		92	
-411		62				-		93	
-410		63				-		94	

## 【孝昭天皇（觀松彦香殖稻尊）】

西暦 西暦 代	天皇 天皇	年号	年	月	日	記事・原文	年令	備考
			年 干支	閏 月	朔 日 干支			
-412			64			-	95	
-411			65			-	96	
-410			66			-	97	
-409			67			-	98	
-408			68癸酉	-	1丁亥	14庚子	六十八年春正月丁亥朔庚子 立日本足彥國押人尊 爲皇太子 年廿 天足彥國押人命 此和珥臣等始祖也 【孝安即位前紀】 天皇 以觀松彦香殖稻天皇六十八年春正月 立爲皇太子	99 孝安：20歳 (立太子)
-407			69甲戌	-	-	-	100	
-406			70			-	101	
-405			71			-	102	
-404			72			-	103	
-403	5孝昭	孝昭	73			-	104	
-402			74			-	105	
-401			75			-	106	
-400			76			-	107	
-399			77			-	108	
-398			78			-	109 孝安：30歳	
-397			79甲申	-	-	-	110	
-396			80乙酉	-	-	-	111	
-395			81丙戌	-	-	-	112	
-394			82丁亥	-	-	-	113	記：93歳 114海：118歳 孝安：35歳
-393			83戊子	-	8丁巳	5辛酉	八十三年秋八月丁巳朔辛酉 天皇崩	

# 【孝安天皇（日本足彦國押人尊）】

西暦 西暦 代	天皇 天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
-		-	- - -	- - -	- -	- -	日本足彦國押人天皇 觀松彦香殖稻天皇第二子也 母曰世襲足媛 尾張連遠祖 濱津世襲之妹也	-	
-427		43甲寅	- - -	- - -	- -	- -	孝安生（【孝昭紀】「六十八年春正月丁亥朔庚子 立日本足彦國押人尊 爲皇太子 年廿」から算出）	1	孝安誕生
-406	孝安 即位 前紀	孝昭	68癸酉	-	1丁亥	- -	天皇以觀松彦香殖稻天皇六十八年春正月 立爲皇太子 【孝昭紀】六十八年春正月丁亥朔庚子 立日本足彦國押人尊 爲皇太子 年廿 天足彦國押人命 此和珥臣等始祖也	20	孝安立太子
-393		83戊子	-	8丁巳	- -	- -	八十三年秋八月 觀松彦香殖稻天皇崩 【孝昭紀】八十三年秋八月丁巳朔辛酉 天皇崩	35	
-392		1己丑	-	1乙酉	27辛亥	-	元年春正月乙酉朔辛亥 皇太子即天皇位 8辛巳 1辛巳 秋八月辛巳朔 尊皇后曰皇太后 是年也 太歲己丑	36	孝安即位 海：元年己丑
-391		2庚寅	-	10甲戌	- -	-	二年冬十月 遷都於室地 是謂秋津嶋宮	37	
-390		3辛卯	- - -	- - -	- -	-		38	
-389		4壬辰	- - -	- - -	- -	-		39	
-388		5癸巳	- - -	- - -	- -	-		40	
-387		6甲午	- - -	- - -	- -	-		41	
-386		7	- - -	- - -	- -	-		42	
-385		8	- - -	- - -	- -	-		43	
-384		9	- - -	- - -	- -	-		44	
-383		10	- - -	- - -	- -	-		45	
-382		11	- - -	- - -	- -	-		46	
-381		12	- - -	- - -	- -	-		47	
-380		13	- - -	- - -	- -	-		48	
-379		14	- - -	- - -	- -	-		49	
-378		15	- - -	- - -	- -	-		50	
-377		16甲辰	- - -	- - -	- -	-		51	
-376		17	- - -	- - -	- -	-		52	
-375		18	- - -	- - -	- -	-		53	
-374		19	- - -	- - -	- -	-		54	
-373		20	- - -	- - -	- -	-		55	
-372		21	- - -	- - -	- -	-		56	
-371		22	- - -	- - -	- -	-		57	
-370		23	- - -	- - -	- -	-		58	
-369		24	- - -	- - -	- -	-		59	
-368		25	- - -	- - -	- -	-		60	
-367	6	26甲寅	-	2己丑	14壬寅	-	廿六年春二月己丑朔壬寅 立姪押媛爲皇后（一云 磯城縣主葉江女 長媛 一云 十市縣主五十坂彥女 五十坂媛也） 后生大日本根子彦太瓊天皇	61	
-366		27	- - -	- - -	- -	-		62	
-365		28	- - -	- - -	- -	-		63	
-364		29	- - -	- - -	- -	-		64	
-363		30	- - -	- - -	- -	-		65	
-362		31	- - -	- - -	- -	-		66	
-361		32	- - -	- - -	- -	-		67	
-360		33	- - -	- - -	- -	-		68	
-359		34	- - -	- - -	- -	-		69	
-358		35	- - -	- - -	- -	-		70	
-357		36甲子	- - -	- - -	- -	-		71	
-356		37乙丑	- - -	- - -	- -	-		72	
-355		38丙寅	-	8丙子	14己丑	卅八年秋八月丙子朔己丑 葬觀松彦香殖稻天皇于掖上博多山上陵		73	
-354		39	- - -	- - -	- -	-		74	
-353		40	- - -	- - -	- -	-		75	
-352		41	- - -	- - -	- -	-		76	
-351		42	- - -	- - -	- -	-		77	
-350		43	- - -	- - -	- -	-		78	
-349		44	- - -	- - -	- -	-		79	
-348		45	- - -	- - -	- -	-		80	
-347		46甲戌	- - -	- - -	- -	-		81	
-346		47	- - -	- - -	- -	-		82	
-345		48	- - -	- - -	- -	-		83	
-344		49	- - -	- - -	- -	-		84	
-343		50	- - -	- - -	- -	-		85	
-342		51己卯	- - -	- - -	- -	-	孝靈生（「七十六年春正月己巳朔癸酉 立大日本根子彦太瓊尊 爲皇太子 年廿六」から算出）	86	孝靈：生
-341		52	- - -	- - -	- -	-		87	
-340		53	- - -	- - -	- -	-		88	
-339		54	- - -	- - -	- -	-		89	
-338		55	- - -	- - -	- -	-		90	
-337		56甲申	- - -	- - -	- -	-		91	
-336		57	- - -	- - -	- -	-		92	
-335		58	- - -	- - -	- -	-		93	
-334		59	- - -	- - -	- -	-		94	
-333		60	- - -	- - -	- -	-		95	
-332		61	- - -	- - -	- -	-		96	
-331		62	- - -	- - -	- -	-		97	
-330		63	- - -	- - -	- -	-		98	
-329		64	- - -	- - -	- -	-		99	
-328		65	- - -	- - -	- -	-		100	

## 【孝安天皇（日本足彦國押人尊）】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 年干支	月 閏	朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
-327				66甲午	-	-	-	-	101	
-326				67				-	102	
-325				68				-	103	
-324				69				-	104	
-323				70				-	105	
-322				71				-	106	
-321				72				-	107	
-320				73				-	108	
-319				74				-	109	
-318				75				-	110	
-317			76甲辰	-	1己巳	5癸酉		七十六年春正月己巳朔癸酉 立大日本根子彦太瓊尊 爲皇太子 年廿六 【孝靈即位前紀】 天皇 以日本足彥國押人天皇七十六年春正月 立爲皇太子	111	孝靈：26歳 (立太子)
-316			77					-	112	
-315			78					-	113	
-314			79					-	114	
-313			80					-	115	
-312			81					-	116	
-311			82					-	117	
-310			83					-	118	
-309	6孝安	孝安	84					-	119	
-308			85					-	120	
-307			86甲寅	-	-	-	-	-	121	孝靈：36歳
-306			87					-	122	
-305			88					-	123	
-304			89					-	124	
-303			90					-	125	
-302			91					-	126	
-301			92					-	127	
-300			93					-	128	
-299			94					-	129	
-298			95					-	130	
-297			96甲子	-	-	-	-	-	131	孝靈：46歳
-296			97乙丑	-	-	-	-	-	132	
-295			98丙寅	-	-	-	-	-	133	
-294			99丁卯	-	-	-	-	-	134	
-293			100戊辰	-	-	-	-	-	135	
-292			101己巳	-	-	-	-	-	136	
-291			102庚午	-	1戊戌	9丙午	百二年春正月戊戌朔丙午 天皇崩			記：123歳 海：137歳 孝靈：52歳

# 【孝靈天皇（大日本根子彦太瓊尊）】

西暦 西暦 代	天皇 天皇	年号	年 年干支	月 閏月	朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
-		-	- - -	- - -	- -	- -	大日本根子彦太瓊天皇 日本足彦國押人天皇太子也 母曰押媛 蓋天足彦國押人命之女乎	-	
-342		51己卯	- - -	- - -	- -	- -	孝靈生（【孝安紀】「七十六年春正月己巳朔癸酉 立大日本根子彦太瓊尊 爲皇太子 年廿六」から算出）	1	孝靈誕生
-317	孝靈即位前紀 孝安	76甲辰	-	1己巳	-	-	天皇 以日本足彦國押人天皇七十六年春正月 立爲皇太子 【孝安紀】七十六年春正月己巳朔癸酉 立大日本根子彦太瓊尊 爲皇太子 年廿六	26	孝靈立太子
-291		102庚午	-	1戊戌	-	-	百二年春正月 日本足彦國押人天皇崩 【孝安紀】百二年春正月戊戌朔丙午 天皇崩	52	
			-	9甲午	13丙午	-	秋九月甲午朔丙午 葬日本足彦國押人天皇于玉手丘上陵		
			-	12癸亥	4丙寅	-	冬十一月癸亥朔丙寅 皇太子遷都於黑田 是謂蘆原宮		
-290		1辛未	-	1壬辰	12癸卯	-	元年春正月壬辰朔癸卯 太子即天皇位 尊皇后曰皇太后	53	孝靈即位 海：元年辛未
			- - -	- - -	- -	- -	是年也 太歲辛未		
-289		2壬申	-	2丙辰	11丙寅	-	二年春二月丙辰朔丙寅 立細媛命爲皇后（一云 春日千乳早山香媛 一云十市縣主等祖女 真舌媛也）后生大日本根子彦國牽天皇 妃倭國香媛（亦名某姊）生倭迹迹日百襲姬命 彦五十狹杵彦命（亦名吉備津彥命）倭迹迹稚屋姫命 亦妃？是弟 生彦狹鷗命 稚武彥命 弟稚武彥命 是吉備臣之始祖也	54	
-288		3癸酉	- - -	- - -	- -	-		55	
-287		4甲戌	- - -	- - -	- -	-		56	
-286		5				-		57	
-285		6				-		58	
-284		7				-		59	
-283		8				-		60	
-282		9				-		61	
-281		10				-		62	
-280		11				-		63	
-279		12				-		64	
-278		13				-		65	
-277		14甲寅	- - -	- - -	- -	-		66	
-276		15				-		67	
-275		16				-		68	
-274		17				-		69	
-273		18戊子	- - -	- - -	- -	-	孝元生（【孝元即位前紀】「天皇以大日本根子彦太瓊天皇卅六年春正月 立爲皇太子 年十九」から算出）	70	孝元：生
-272		19				-		71	
-271		20				-		72	
-270		21				-		73	
-269		22				-		74	
-268		23				-		75	
-267		24甲午	- - -	- - -	- -	-		76	
-266		25				-		77	
-265		26				-		78	
-264		27				-		79	
-263		28				-		80	
-262		29				-		81	
-261		30				-		82	
-260		31				-		83	
-259		32				-		84	
-258		33				-		85	
-257		34甲辰	- - -	- - -	- -	-		86	
-256		35乙巳	- - -	- - -	- -	-		87	
-255		36丙午	-	1己亥	1己亥	-	卅六年春正月己亥朔 立彦國牽尊 爲皇太子 【孝元即位前紀】天皇以大日本根子彦太瓊天皇卅六年春正月 立爲皇太子 年十九	88	孝元：19歳 (立太子)
-254		37				-		89	
-253		38				-		90	
-252		39				-		91	
-251		40				-		92	
-250		41				-		93	
-249		42				-		94	
-248		43				-		95	
-247		44甲寅	- - -	- - -	- -	-		96	
-246		45				-		97	
-245		46				-		98	孝元：29歳
-244		47				-		99	
-243		48				-		100	
-242		49				-		101	
-241		50				-		102	
-240		51				-		103	
-239		52				-		104	
-238		53				-		105	
-237		54甲子	- - -	- - -	- -	-		106	
-236		55				-		107	
-235		56				-		108	孝元：39歳
-234		57				-		109	
-233		58				-		110	
-232		59				-		111	
-231		60				-		112	
-230		61				-		113	

## 【孝靈天皇（大日本根子彦太瓊尊）】

西暦 西暦 西暦	天皇 代	天皇	年号	年				月				日				記事・原文	年令	備考
				年	干支	閏	月	朔	日	干支								
-229				62							-					114		
-228				63							-					115		
-227				64	甲戌	-	-	-	-	-	-					116		
-226				65							-					117		
-225				66							-					118	孝元：49歳	
-224				67							-					119		
-223				68							-					120		
-222				69							-					121		
-221	7	孝靈	孝靈	70							-					122		
-220				71							-					123		
-219				72							-					124		
-218				73							-					125		
-217				74	甲申	-	-	-	-	-	-					126		
-216				75	乙酉	-	-	-	-	-	-					127		
-215				76	丙戌	-	2	丙午	8	癸丑	七十六年春二月丙午朔癸丑 天皇崩					記：100歳 海：115歳 孝元：59歳	128	

## 【孝元天皇(大日本根子彦國牽尊)】

西暦 西暦 代	天皇 天皇	年号	年 年干支	月 閏月	朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
-			-	-	-	-	大日本根子彦國牽天皇 大日本根子彦太瓊天皇太子也 母曰細媛命磯城縣主大目之女也	-	
-273			18戊子	-	-	-	孝元生(「天皇以大日本根子彦太瓊天皇卅六年春正月 立爲皇太子 年十九」から算出)	1	孝元誕生
-255	孝元 即位 前紀	孝靈	36丙午	-	1己亥	-	天皇以大日本根子彦太瓊天皇卅六年春正月 立爲皇太子 年十九 【孝靈紀】 卅六年春正月己亥朔 立彦國牽尊 爲皇太子	19	孝元立太子
-215			76丙戌	-	2丙午	-	七十六年春二月 大日本根子彦太瓊天皇崩 【孝靈紀】 七十六年春二月丙午朔癸丑 天皇崩	59	
-214			1丁亥	-	1辛未	14甲申	元年春正月辛未朔甲申 太子即天皇位 尊皇后曰皇太后 是年也 太歲丁亥	60	孝元即位 海 : 元年丁亥
-213			2戊子	-	-	-	-	61	
-212			3己丑	-	-	-	-	62	
-211			4庚寅	-	3癸未	11甲午	四年春三月甲申朔甲午 遷都於輕地 是謂境原宮	63	日本書紀曆日原典 : 原文「甲申朔」 「癸未朔」
-210			5辛卯	-	-	-	-	64	
-209			6壬辰	-	9戊戌	6癸卯	六年秋九月戊戌朔癸卯 葬大日本根子彦太瓊天皇于片丘馬坂陵	65	
-208							七年春二月丙寅朔丁卯 立鬱色謎命爲皇后 后生二男一女 第一曰大彦命 第二曰稚日本根子彦太日日天皇 第三曰倭迹迹姫命(一云 天皇母弟 少彦男神也) 妃伊香色謎命 生彦太忍信命 次妃河内青玉女埴安媛 生武埴安彦命 兄大彦命 是阿倍臣 腾臣 阿閉臣 狹狹城山君 筑紫國造 越國造 伊賀臣 凡七族之始祖也 彦太忍信命 是武内宿禰之祖父也	66	開化 : 生
							開化生(「廿二年春正月己巳朔壬午 立稚日本根子彦太日日尊 爲皇太子 年十六」より算出)		
-207			8甲午	-	-	-	-	67	
-206			9				-	68	
-205			10				-	69	
-204			11				-	70	
-203			12				-	71	
-202			13				-	72	
-201			14				-	73	
-200			15				-	74	
-199			16				-	75	
-198			17				-	76	
-197			18甲辰	-	-	-	-	77	
-196			19乙巳	-	-	-	-	78	
-195			20丙午	-	-	-	-	79	
-194			21丁未	-	-	-	-	80	
-193	孝元	孝元	22戊申	-	1己巳	14壬午	廿二年春正月己巳朔壬午 立稚日本根子彦太日日尊 爲皇太子 年十六 【開化即位前紀】 天皇 以大日本根子彦國牽天皇廿二年春正月 立爲皇太子 年十六	81	開化 : 16歳 (立太子)
-192			23				-	82	
-191			24				-	83	
-190			25				-	84	
-189			26				-	85	
-188			27				-	86	
-187			28甲寅	-	-	-	-	87	
-186			29				-	88	
-185			30				-	89	
-184			31				-	90	
-183			32				-	91	開化 : 26歳
-182			33				-	92	
-181			34				-	93	
-180			35				-	94	
-179			36				-	95	
-178			37				-	96	
-177			38甲子	-	-	-	-	97	
-176			39				-	98	
-175			40				-	99	
-174			41				-	100	
-173			42				-	101	開化 : 36歳
-172			43				-	102	
-171			44				-	103	
-170			45				-	104	
-169			46				-	105	
-168			47				-	106	
-167			48甲戌	-	-	-	-	107	
-166			49				-	108	
-165			50				-	109	
-164			51				-	110	
-163			52				-	111	開化 : 46歳
-162			53				-	112	
-161			54				-	113	
-160			55				-	114	
-159			56				-	115	

## 【孝元天皇（大日本根子彦國牽尊）】

西暦 代	天皇 天皇	年号	年		月		日		記事・原文	年令	備考
			年	干支	閏	月	朔	日			
-158	8孝元	孝元	57癸未	-	9壬申	2癸酉	五十七年秋九月壬申朔癸酉	大日本根子彦國牽天皇崩		記：57歳 116海：117歳 開化：5歳	

# 【開化天皇(稚日本根子彦大日日尊)】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
-			-	- - -	- - -	- -	- -	稚日本根子彦大日日天皇 大日本根子彦國牽天皇第二子也 母曰鬱色謎命 穂積臣遠祖鬱色雄命妹也	-	
-208			7癸巳	-	2丙寅	- -	-	開化生(【孝元紀】「廿二年春正月己巳朔壬午 立稚日本根子彦大日尊 爲皇太子 年十六」から算出)	1	開化誕生
-193	開化即位前紀	孝元	22戊申	-	1己巳	- -	-	天皇 以大日本根子彦國牽天皇廿二年春正月 立爲皇太子 年十六 【孝元紀】 廿二年春正月己巳朔壬午 立稚日本根子彦大日尊 爲皇太子 年十六	16	開化立太子
-158			57癸未	-	9壬申	- -	-	五十七年秋九月大日本根子彦國牽天皇崩 【孝元紀】 五十七年秋九月壬申朔癸酉 大日本根子彦國牽天皇崩	51	
				-	11辛未	12壬午	-	冬十一月辛未朔壬午 太子即天皇位		開化即位
				-	1庚午	4癸酉	-	元年春正月庚午朔癸酉 蔽皇后曰皇太后		海：元年甲申
-157			1甲申	-	10丙申	13戊申	-	冬十月丙申朔戊申 遷都于春日之地(春日 此云箇酒鵠) 是謂率川宮(率川 此云伊社箇波)	52	
			- - -	- - -	- - -	- -	-	是年也 太歲甲申		
-156			2乙酉	-	- - -	- - -	-			53
-155			3丙戌	-	- - -	- - -	-			54
-154			4丁亥	-	- - -	- - -	-			55
-153			5戊子	-	2丁未	6壬子	-	五年春二月丁未朔壬子 葬大日本根子彦國牽天皇于鶴池嶋上陵	56	
-152			6己丑	-	1辛丑	14甲寅	-	六年春正月辛丑朔甲寅 立伊香色謎命爲皇后(是庶母也) 后生御間城入彥五十瓊殖天皇 先是 天皇 納丹波竹野媛爲妃 生彦湯產隅命(亦名 彦蔣實命) 次妃和珥臣遠祖姥津命之妹 姥津媛 生彦坐王	57	
-151			7	-	- - -	- - -	-			58
-150			8	-	- - -	- - -	-			59
-149			9	-	- - -	- - -	-			60
-148			10癸巳	-	- - -	- - -	-	崇神生(「廿八年春正月癸巳朔丁酉 立御間城入彥尊 爲皇太子 年十九」から算出)	61	崇神：生
-147			11甲午	-	- - -	- - -	-			62
-146			12	-	- - -	- - -	-			63
-145			13	-	- - -	- - -	-			64
-144			14	-	- - -	- - -	-			65
-143			15	-	- - -	- - -	-			66
-142			16	-	- - -	- - -	-			67
-141			17	-	- - -	- - -	-			68
-140			18	-	- - -	- - -	-			69
-139			19	-	- - -	- - -	-			70
-138			20	-	- - -	- - -	-			71
-137			21甲辰	-	- - -	- - -	-			72
-136			22乙巳	-	- - -	- - -	-			73
-135	9		23丙午	-	- - -	- - -	-			74
-134			24丁未	-	- - -	- - -	-			75
-133			25戊申	-	- - -	- - -	-			76
-132			26己酉	-	- - -	- - -	-			77
-131			27庚戌	-	- - -	- - -	-			78
-130	開化	開化	28辛亥	-	1癸巳	5丁酉	-	廿八年春正月癸巳朔丁酉 立御間城入彥尊 爲皇太子 年十九 【崇神即位前紀】 天皇年十九歲 立爲皇太子	79	崇神：19歳 (立太子)
-129			29壬子	-	- - -	- - -	-			80
-128			30癸丑	-	- - -	- - -	-			81
-127			31甲寅	-	- - -	- - -	-			82
-126			32	-	- - -	- - -	-			83
-125			33	-	- - -	- - -	-			84
-124			34	-	- - -	- - -	-			85
-123			35	-	- - -	- - -	-			86
-122			36	-	- - -	- - -	-			87
-121			37	-	- - -	- - -	-			88
-120			38	-	- - -	- - -	-			89 崇神：29歳
-119			39	-	- - -	- - -	-			90
-118			40	-	- - -	- - -	-			91
-117			41甲子	-	- - -	- - -	-			92
-116			42	-	- - -	- - -	-			93
-115			43	-	- - -	- - -	-			94
-114			44	-	- - -	- - -	-			95
-113			45	-	- - -	- - -	-			96
-112			46	-	- - -	- - -	-			97
-111			47	-	- - -	- - -	-			98
-110			48	-	- - -	- - -	-			99 崇神：39歳
-109			49	-	- - -	- - -	-			100
-108			50	-	- - -	- - -	-			101
-107			51甲戌	-	- - -	- - -	-			102
-106			52乙亥	-	- - -	- - -	-			103
-105			53丙子	-	- - -	- - -	-			104
-104			54丁丑	-	- - -	- - -	-			105
-103			55戊寅	-	- - -	- - -	-			106
-102			56己卯	-	- - -	- - -	-			107
-101			57庚辰	-	- - -	- - -	-			108
-100			58辛巳	-	- - -	- - -	-			109 崇神：49歳
99			59壬午	-	- - -	- - -	-			110 記：63歳 111 海：115歳 崇神：5歳
-98			60癸未	-	4丙辰	9甲子	-	六十年夏四月丙辰朔甲子 天皇崩		

## 【開化天皇（稚日本根子彦大日日尊）】

西暦	天皇代	年号	年	月	日	記事・原文	年令	備考
	天皇	年	干支	閏	朔	日干支		
-98	9開化	開化	60癸未	-	10癸丑	3乙卯	冬十月癸丑朔乙卯 葬于春日率川坂本陵〔一云坂上陵 時年百十五〕	111

## 【崇神天皇（御間城入五十瓊殖彦尊）】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
-			-	- - -	- - -	- -	- -	御間城入彦五十瓊殖天皇 稚日本根子彦大日天皇第二子也 母曰伊香色謎命 物部氏遠祖大綜麻杵之女也 識性聰敏 幼好雄略 既壯寬博謹慎 崇重神祇 恒有經綸天業之心焉	-	
-148	崇神即位前紀	開化	10癸巳	-	- -	- -	- -	崇神生（【開化紀】「廿八年春正月癸巳朔丁酉 立御間城入彦尊 爲皇太子 年十九」から算出）	1	崇神誕生
-130			28辛亥	-	- -	- -	- -	天皇年十九歲 立爲皇太子 【開化紀】廿八年春正月癸巳朔丁酉 立御間城入彦尊 爲皇太子 年十九	19	崇神立太子
-98			60癸未	-	4丙辰	- -	- -	六十年夏四月 稚日本根子彦大日天皇崩 【開化紀】六十年夏四月丙辰朔甲子 天皇崩	51	
-			-	1壬午	13甲午	-	-	元年春正月壬午朔甲午 皇太子即天皇位 尊皇后曰皇太后 二月辛亥朔丙寅 立御間城姬爲皇后 先是 后生活自入彦五十狹茅天皇 彦五十狹茅命 國方姫命 千千衝倭姫命 倭彦命 五十日鶴彦命 又妃紀伊國荒河戸畔女 遠津年魚眼眼妙媛（一云 大海宿禰女八坂振天某 邊）生豐城入彦命 豊鍬入姫命 次妃尾張大海媛 生八坂入彦命 淳名城入姫命 十市瓊入姫命 是年也 太歲甲申	-	崇神即位・遷都
-97			1甲申	-	2辛亥	16丙寅	- - -		52	
-96			2乙酉	-	- -	- -	- -	三年秋九月 遷都於磯城 是謂瑞籬宮	53	
-95			3丙戌	-	9丙申	- -	- -	四年冬十月庚申朔壬午 詔曰「惟我皇祖 諸天皇等 光臨宸極者 豈爲一 身乎 蓋所以司牧人神 經綸天下 故能世闡玄功 時流至德 今朕奉承大 運 愛育黎元 何當聿遵皇祖之跡 永保無窮之祚 其群卿百僚 竭爾忠貞 共安天下 不亦可乎」	54	
-94			4丁亥	-	10庚申	23壬午	- -	五年 國內多疾疫 民有死亡者 且太半矣	55	
-93			5戊子	-	- -	- -	- -	六年 百姓流離 或有背叛 其勢難以德治之 是以 晨興夕惕 請罪神祇 先是 天照大神 倭大國魂二神 並祭於天皇大殿之内 然畏其神勢 共住 不安 故以天照大神 託豐鍬入姫命 祭於倭笠縫邑 仍立磯堅城神籬〔神 籬 此云比莽呂岐〕 亦以日本大國魂神 託淳名城入姫命令祭 然淳名城入姫 髮落體瘦而 不能祭	56	疾疫・敬神祭祀
-92			6己丑	-	- -	- -	- -		57	
10			-	2丁丑	15辛卯	- -	- -	七年春二月丁丑朔辛卯 詔曰「昔我皇祖 大啓鴻基 其後 聖業逾高 王 風轉盛 不意 今當朕世 數有災害 恐朝無善政 取咎於神祇耶 盖命神 龜 以極致災之所由也」 於是 天皇乃幸于神淺茅原 而會八十萬神 以卜問之 是時 神明憑倭迹迹日百襲姫命曰「天皇 何憂國之不治也 若能敬祭我者 必當自平矣」 天皇問曰「教如此者誰神也」 答曰「我是倭國域內所居神 名爲大物主神 」時得神語 隨教祭祀 然猶於事無驗 天皇乃沐浴齊戒 潔淨殿內 而祈之曰 朕禮神尚未盡耶 何不享之甚也 冀亦夢裏教之 以畢神恩 是夜夢 有一貴人 對立殿戶 自稱大物主神曰「天皇 勿復爲愁 國之不 治 是吾意也 若以吾兒大田田根子 令祭吾者 則立平矣 亦有海外之國 自當歸伏」	-	
-91	崇神	崇神	7庚寅	-	-	-	-	秋八月癸卯朔己酉 倭迹速神淺茅原自妙姫 穂積臣遠祖大水口宿禰 伊勢 麻績君 三人共同夢 而奏言「昨夜夢之 有一貴人 謂曰『以大田田根子命爲祭大物主大神之主 亦以市饑長尾市 爲祭倭大國魂神主 必天下太平矣』 天皇得夢辭 益歡於心 布告天下 求大田田根子 卽於茅渟縣陶邑得大田 田根子而寘之」 天皇即親臨于神淺茅原 與諸王卿及八十諸部 而問大田田根子曰「汝其誰子」 對曰「父曰大物主大神 母曰活玉依媛 陶津耳之女」 亦云「奇日方天日方武茅渟祇之女也」 天皇曰「朕當榮樂 」乃卜使物部連祖伊香色雄 爲神班物者 売之 又卜便祭他神 不吉	58	『日本書紀暦日原典』：原文「丁卯朔」「壬申朔」
			-	11壬申	8己卯	-	-	十一月丁卯朔己卯 命伊香色雄 而以物部八十平瓮 作祭神之物 即以大 田田根子 爲祭大物主大神之主 又以長尾市 爲祭倭大國魂神之主 然後 卜祭他神 吉焉 便別祭八十萬群神 仍定天社 國社 及神地 神戶 於是 痘病始息 國內漸謐 五穀既成 百姓饒之	-	
			-	4庚子	16乙卯	-	-	八年夏四月庚子朔乙卯 以高橋邑人活日 爲大神之掌酒〔掌酒 此云佐介 弱弓〕	-	
			8辛卯	-	12丙申	20乙卯	-	冬十一月丙申朔乙卯 天皇 以大田田根子 令祭大神 是日 活日自擧神酒 獻天皇 仍歌之曰 許能瀧枳破 和餓瀧枳那羅孺 棚磨等那殊 於願能農之能 介瀧之瀧枳 伊句臂佐 伊久臂佐 如此歌之 宴于神宮 即宴竟之 諸大夫等歌之曰 宇磨佐開 瀧和能等能能 阿佐妬珥毛 伊弟由介那 瀧和能等能渡塙 於茲 天皇歌之曰 宇磨佐階 瀧和能等能能 阿佐妬珥毛 於辭寐羅箇禰 瀧和能等能渡烏 即開神宮門 而幸行之 所謂大田田根子 今三輪君等之始祖也	59	
-89			9壬辰	-	3甲子	15戊寅	-	九年春三月甲子朔戊寅 天皇夢有神人 誦之曰 以赤盾八枚 赤矛八竿 祠墨坂神 亦以黑盾八枚 黑矛八竿 祠 大坂神	60	ト部兼右本は甲子 北野本より訂正
-88			-	4甲午	16己酉	-	-	四月甲午朔己酉 依夢之教 祭墨坂神 大坂神	-	四道將軍・武埴
-			10癸巳	-	7丙戌	24己酉	-	十年秋七月丙戌朔己酉 詔群卿曰「導民之本 在於教化也 今既禮神祇 災害皆耗 然遠荒人等 猶不受正朔 是未習王化耳 其選群卿 遣于四方 令知朕憲」	61	安彦の謀反

## 【崇神天皇（御間城入五十瓊殖彦尊）】

西曆 西曆 代	天皇 天皇	年号	年 年	月 干支	月 閏	朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
-88	10 崇神	10癸巳	-	9丙戌	-	27壬子	9甲午	九月丙戌朔甲午 以大彦命遣北陸 武渟川別遣東海 吉備津彥遣西道 丹波道主命遣丹波 因以詔之曰「若有不受教者 乃擧兵伐之」 既而共授印綬爲將軍 王子 大彦命到於和珥坂上 時有少女歌之曰〔一云 大彦命到山背平坂時道側有童女歌之曰〕 潘磨紀異利寐胡播揶 飲迺餓鳥塙 志齊務苔 農殊末句志羅珥 比賣那素寐殊望 〔一云 於朋耆妬庸利 于介伽卑 許呂佐務苔 須羅句塙志羅珥 比賣那素寐須望〕 於是 大彦命異之 問童女曰「汝言何辭」 對曰「勿言也 唯歌耳」 乃重詠先歌 忽不見矣 大彦乃還 而具以狀奏 於是 天皇姑倭迹日百襲姬命 聰明叡智 能識未然 乃知其歌怪 言于天皇「是武埴安彦將謀反之表者也 吾聞 武埴安彦之妻吾田媛 密來之取倭香山土 裏領巾頭 而祈曰『是倭國之物實』 則反之〔物實 此云望能志呂〕 是以 知有事焉 非早圖 必後之」 於是 更留諸將軍 而議之 未幾時 武埴安彦與妻吾田媛 謀反逆 興師忽至 各分道 而夫從山背 婦從大坂 共入欲襲帝京 時天皇 遣五十狹芹彥命 擊吾田媛之師 即遮於大坂 皆大破之 殺吾田媛 悉斬其軍卒〔復遣大彦與和珥臣遠祖彦國葺 向山背擊埴安彦 爰以忌瓮 鎮坐於和珥坂上 則率精兵 進登那羅山而軍之 時官軍屯聚而草木因以號其山曰那羅山〔此云布瀧那羅須〕 更避那羅山 而進到輪韓河 與埴安彦 挾河屯之 各相挑焉 故時人改號其河 曰挑河 今謂泉河訛也 塵安彦望之問彥國葺曰 何由矣 汝興師來耶 對曰 汝逆天無道 欲傾王室 故舉義兵 欲討汝逆 是天皇之命也 於是 各爭先射 武埴安彦 先射彥國葺 不得中 後彥國葺 射埴安彦 中胸而殺焉 其軍衆驚退 則追破於河北 而斬首過半 屍骨多溢 故號其處 曰羽振苑 亦其卒怖走 屍漏于禪 乃脫甲而逃之 知不得免 叩頭曰 我君 故時人號其脫甲處 曰伽和羅 禪屎處曰屎禪 今謂樟葉訛也 又號叩頭之處 曰我君〔叩頭此云遁移〕 是後 倭迹日百襲姬命 爲大物主神之妻 然其神常晝不見 而夜來矣 倭迹姬命語天曰「君常晝不見者 分明不得視其尊顏 願暫留之 明旦仰欲觀美麗之威儀」 太神對曰「言理灼然 吾明旦入汝櫛笥而居 願無驚吾形」 爰倭迹姬命 心裏密異之 待明以覓櫛笥 遂有美麗小蛇 其長大如衣紐 則驚之叫啼 時大神有恥 忽化人形 謂其妻曰「汝不忍令羞吾 吾還令羞汝」 仍躋大虛 登于御諸山 爰倭迹姬命仰見 而悔之急居〔急居 此云菟岐子〕 則箸撞陰而薨 乃葬於大市 故時人號其墓 謂箸墓也 是墓者日也人作 夜也神作 故運大坂山石而造 則自山至于墓 人民相連 以手遞傳而運焉 時人歌之曰 飲朋佐介珥 菴藝廻煩例 伊辭務蓮塙 多誤辭珥固佐麻 固辭介務介茂	61	
-87	11甲午	-	10乙卯	1乙卯	-	28己卯	冬十月乙卯朔 詔群臣曰 今反者悉伏誅 畿內無事 唯海外荒俗 驚動未止 其四道將軍等 今急發之			
-86	12乙未	-	9甲戌	22丙子	-	11丁亥	十二年春三月丁丑朔丁亥 詔「朕初承天位 獲保宗廟 明有所蔽 德不能綏 是以陰陽謬錯 寒暑失序 疫病多起 百姓蒙災 然今解罪改過 敦禮神祇 亦垂教而綏荒俗 舉兵以討不服 是以官無廢事 下無逸民 教化流行 衆庶樂業 異俗重譯來海外既歸化 宜當此時 更校人民 令知長幼之次第 及課役之先後焉」	62	御筆国天皇の称号	
-85	13丙申	-	-	-	-	-	-		64	
-84	14丁酉	-	-	-	-	-	-		65	
-83	15戊戌	-	-	-	-	-	-		66	
-82	16己亥	-	-	-	-	-	-		67	
-81	17庚子	-	7丙午	1丙午	-	-	-	十七年秋七月丙午朔 詔曰「船者天下之要用也 今海邊之民 由無船以甚苦步運 其令諸國俾造船舶」	68	
-80	18	-	-	-	-	-	-		69	
-79	19	-	-	-	-	-	-		70	
-78	20	-	-	-	-	-	-		71	
-77	21甲辰	-	-	-	-	-	-		72	
-76	22	-	-	-	-	-	-		73	
-75	23	-	-	-	-	-	-		74	
-74	24	-	-	-	-	-	-		75	
-73	25	-	-	-	-	-	-		76	
-72	26	-	-	-	-	-	-		77	
-71	27	-	-	-	-	-	-		78	
-70	28	-	-	-	-	-	-		79	
-69	29壬子	-	-	-	-	-	-	垂仁生（【垂仁即位前紀】「天皇 以御間城天皇廿九年歲次壬子春正月己亥朔 生於瑞離宮」から算出）	80	垂仁：生
-68	30癸丑	-	-	-	-	-	-		81	
-67	31甲寅	-	-	-	-	-	-		82	
-66	32	-	-	-	-	-	-		83	

日本書紀曆日原典。原文「甲辰朔己丑(46日) 甲戌朔己丑(16日)」

## 【崇神天皇（御間城入五十瓊殖彦尊）】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔日	日 干支	記事・原文	年令	備考
-65				33				-	84	
-64				34				-	85	
-63				35				-	86	
-62				36				-	87	
-61				37				-	88	
-60				38				-	89	垂仁：10歳
-59				39				-	90	
-58				40				-	91	
-57			41甲子	-	-	-	-	-	92	
-56				42				-	93	
-55				43				-	94	
-54				44				-	95	
-53				45				-	96	
-52				46				-	97	
-51				47				-	98	
-50								四十八年春正月己卯朔戊子 天皇勅豐城命・活目尊曰「汝等二子 慈愛共齊 不知曷爲嗣 各宜夢 肢以夢占之」 二皇子於是被命 淨沐而祈寐 各得夢也 會明 兄豐城命以夢辭奏于天皇曰「自登御諸山向東 而八廻弄槍 八廻擊刀」 弟活目尊以夢辭奏言「自登御諸山之嶺 繩四方 逐食粟雀」 則天皇相夢 謂二子曰「兄則一片向東 當治東國 弟是悉臨四方 宜繼朕位」 四月戊申朔丙寅 立活目尊爲皇太子 以豐城命令治東 是上毛野君 下毛野君之始祖也 垂仁年令：【垂仁即位前紀】「天皇 以御間城天皇廿九年歲次壬子春正月己亥朔 生於瑞籬宮」による		嗣子の決定
					48辛未				99	
						1己卯	10戊子			垂仁：20歳 (立太子)
						4戊申	19丙寅			
-49			49壬申	-	-	-	-	-	100	
-48			50癸酉	-	-	-	-	-	101	
-47			51甲戌	-	-	-	-	-	102	
-46								【垂仁即位前紀】 廿四歲 因夢祥以立爲皇太子 【垂仁即位前紀】「天皇 以御間城天皇廿九年歲次壬子春正月己亥朔 生於瑞籬宮」による		垂仁：24歳 (立太子)
-45			52乙亥	-	-	-	-		103	
-44										
-43			53					-	104	
-42			54					-	105	
-41			55					-	106	
-40			56					-	107	
-39			57					-	108	
10	崇神	崇神	58					-	109	垂仁：30歳
			59					-	110	
-38								六十年秋七月丙申朔己酉 詔群臣曰「武日照命〔一云 武夷鳥 又云 天夷鳥〕 從天將來神寶 藏于出雲大神宮 是欲見焉」 則遣矢田部造遠祖武諸隅〔一書云 一名大母隅也〕 而使獻 當是時 出雲臣之遠祖出雲振根主于神寶 是往筑紫國而不遇矣 其弟飯入根則被皇帝 以神寶 付弟甘美韓日狹與子濡渟而貢上 既而出雲振根從筑紫還來之 聞神寶獻于朝廷 貢其弟飯入根曰「數日當待 何恐之乎 輒許神寶」 是以既經年月 猶懷恨忿有殺弟之志 仍欺弟曰「頃者於止屋淵多生 願共行欲見」 則隨兄而往之 先是 兄竊作木刀 形似真刀 當時自佩之 弟佩真刀 共到淵頭 兄謂弟曰「淵水清冷 願欲共游泳」 弟從兄言 各解佩刀置淵邊 沐於水中 乃兄先上陸 取弟真刀自佩 後弟驚而取兄木刀 共相擊矣 弟不得拔木刀 兄擊弟飯入根而殺之 故時人歌之曰 鴉勾毛多菟 伊頭毛多鷦流俄 波鷦流多知 菟頭遷佐波磨枳 佐微那辭珥 阿波禮 於是甘美韓日狹 濡渟 參向朝廷曲奏其狀 則遣吉備津彥與武渟河別 以誅出雲振根 故出雲臣等畏是事 不祭大神而有問時丹波水上人 名冰香戶邊 啓于皇太子活目尊曰「己子有小兒 而自然言之 玉鑑石 出雲人祭 真種之甘美鏡 押羽振 甘美御神底寶御寶主 山河之水泳御魂 靜挂甘美御神 底寶御寶主也〔此云毛〕 是非似小兒之言 若有託言乎」 於是 皇太子奏于天皇 則勅之使祭		出雲神宝の献上
			60癸未	-	7丙申	14己酉			111	
			61甲申	-	-	-	-	-	112	
			62乙酉	-	7乙卯	2丙辰		六十二年秋七月乙卯朔丙辰 詔曰「農天下之大本也 民所恃以生也 今河內狹山埴田水少 是以 其國百姓怠於農事 其多開池溝 以寬民業」	113	
					-	11癸丑	-	十一月 作苑坂池 反折池〔一云 天皇居桑間宮造是三池也〕		
			63丙戌						114	
			64丁亥	-	-	-	-		115	
			65戊子	-	7丁卯	-	-	六十五年秋七月 任那國遣蘇那曷叱知 令朝貢也 任那者 去筑紫國二千餘里 北阻海以在鷦林之西南	116	任那の朝貢
			66己丑	-	-	-	-		117	
			67庚寅	-	-	-	-		118	
			68辛卯	-	12戊申	5壬子		天皇踐祚六十八年冬十二月戊申朔壬子 崩 時年百廿歳		記：168歳 海：120歳 垂仁：40歳
	崇神	後記	垂仁	1壬辰	-	6甲辰	11甲寅	明年秋八月甲辰朔甲寅 葬于山邊道上陵		

## 【垂仁天皇（活目入彦五十狹茅尊）】

西曆 西曆 代	天皇 天皇	年号	年 年	月 干支	月 閏	朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
-		-	-	-	-	-	-	活目入彦五十狹茅天皇 御間城入彦五十瓊殖天皇第三子也 母皇后曰御間城姫 大彦命之女也	-	
-69			29壬子	-	1己亥	1己亥		天皇 以御間城天皇二十九年歲次壬子春正月己亥朔 生於瑞籬宮 生而有岐嶷之姿 及壯 優大度 率性任真 無所矯飾 天皇愛之引置左右 1+周	1	垂仁誕生
46	崇仁 即位 前紀	崇神	52乙亥	-	-	-	-	二十四歲 因夢祥 以立爲皇太子 【崇神紀】 （四十八年）四月戊申朔丙寅 立活目尊爲皇太子 以豐城命令治東 是上毛野君 下毛野君之始祖也 20歲	24	垂仁立太子
-30			68辛卯	-	12戊申	-	-	六十八年冬十二月 御間城入彦五十瓊殖天皇崩 【崇神紀】 天皇踐祚六十八年冬十二月戊申朔壬子 崩 時年百廿歲	40	
				-	1丁丑	2戊寅		元年春正月丁丑朔戊寅 皇太子即天皇位		垂仁即位
-29		壬辰	1癸丑	1癸丑	癸未	癸未		冬十月癸卯朔癸丑 癸未月癸卯朔癸丑 葬御間城天皇 於山邊道上陵	41	
			-	11壬申	2癸酉		-	十一月壬申朔癸酉 尊皇后曰皇太后		
				-	-	-	-	是年也 太歲壬辰		
				-	2辛未	9己卯		二年春二月辛未朔己卯 立狹穗姬爲皇后 后生譽津別命 生而天皇愛之 常在左右 及壯而不言		
				-	10丁卯	-	-	冬十月 更都於纏向 是謂珠城宮也		
								是歲 任那人蘇那曷叱智請之「欲歸于國」 蓋先皇之世來朝未還歟 故數賞蘇那曷叱智 仍齎赤絹一百疋 賦任那王 然新羅人遮之於道而奪焉 其二國之怨始起 於是時也		任那・新羅抗爭
								〔一云 御間城天皇之世 額有角人 乘一船 泊于越國筈飯浦。故號其處曰角鹿也〕 問之曰「何國人也」 對曰「意富加羅國王之子 名都怒我阿羅斯等 亦名曰于斯岐阿利叱智于岐 傳聞日本國有聖皇 以歸化之 到于穴門時 其國有人 名伊都比古 謂臣曰『吾則是國王也 除吾 復無二王 故勿往他處』 然臣究見其爲人 必知非王也 既更還之 不知道路 留連嶋浦 自北海迴之 經出雲國 至於此間也」		
-28		2癸巳		-	-	-	-	是時遇天皇崩 便留之 仕活目天皇 逮于三年 天皇問都怒我阿羅斯等曰「欲歸汝國耶」 對詰「甚望也」 天皇詔阿羅斯等曰「汝不迷道必速詣之 遇先皇而仕歟 是以 改汝本國名 追負御間城天皇御名 便爲汝國名」 仍以赤絹織 紿阿羅斯等 返于本土 故 號其國 謂彌摩那國 其是之緣也 於是 阿羅斯等 以所給赤絹 藏于己國郡府 新羅人聞之 起兵至之皆奪其赤絹 是二國相怨之始也	42	
11	垂仁	垂仁						一云 初都怒我阿羅斯等 有國之時 黃牛負田器 將往田舍 黃牛忽失 則尋迹之 跡留一郡家中 時有一老夫曰「汝所求牛者 入此郡家中 然郡公等曰『由牛所負物 而推之 必設殺食 若其主覓至則 以物償耳』 即殺食也 若問『牛直欲得何物』 莫望財物『便欲得郡內祭神』 云爾」 俄而郡公等到之曰「牛直欲得何物」 對如老父之教 其所祭神 是白石也 乃以白石 授牛主 因以 將來 置于寢中 其神石化 美麗童女 於是 阿羅斯等大歡之 欲合 然阿羅斯等去他處之間 童女忽失也 阿羅斯等大驚之 問己婦曰「童女何處去矣」 對曰「向東方」 則尋追求 遂遠浮海 以入日本國 所求童女者 詣于難波 為比賣語曾社神 且至豐國國前郡 復爲比賣語曾社神 並二處見祭焉」		
								三年春三月 新羅王子天日槍來歸焉 將來物 羽太玉一箇 足高玉一箇 鶴鹿々赤石玉一箇 出石小刀一口 出石杵一枚 日鏡一面 熊神籬一具 并七物 則藏于但馬國 常爲神物也		
-27		3甲午	-	3甲午	-	-	-	〔一云 初天日槍 乘船泊于播磨國 在於宗葉邑 時天皇遣三輪君粗大友主 與倭直祖長尾市於播磨 而問天日槍曰「汝也誰人 且何國人也」 天日槍對曰「僕新羅國主之子也 然聞日本國有聖皇 則以己國 授弟知吉而化歸之」 仍貢獻物 葉紺珠 足高珠 鶴鹿赤石珠 出石刀子 出石槍 日鏡 熊神籬 膽狹淺大刀 并八物 仍詔天日槍曰「播磨國宗葉邑 淡路島出淺邑 是二邑汝任意 居之」 時天日槍答之曰「臣將往處 若垂天恩 聽臣情願地者 臣親歷 視諸國 則合于臣心欲被給」 乃聽之 於是 天日槍自竟追河源之 北人 近江國吾名邑 而暫住 復更 自近江 經若狹國、西到 但馬國、則定住處也 是以 近江國鎌谷陶人 則天日槍之從人也 故天日槍娶但馬出嶋人太耳女 麻多鳥 生但馬諸助也 諸生 但馬日槍杵 日槍杵生 清彦 清彦生 田道間守也〕	43	
-26		4乙未	-	9丙戌	23戊申			四年秋九月丙戌朔戊申 皇后母兄狹穗彦王謀反 欲危社稷 因伺皇后之燕居 而語之曰「汝孰愛兄與夫焉」 於是 皇后不知所問之意 趣輒對曰「愛兄也」 則諫皇后曰「夫以色事人 色衰寵緩 今天下多佳人 各遞進求寵 豈永得恃色乎 是以冀 吾登鴻祚 必與與汝照臨天下 則高枕 而永終百年 亦不快乎 願爲弑天皇」 仍取匕首授皇后曰「是匕首于中、當天皇之寢 遷刺頸 而弑焉」 皇后於是心裏競戰 不知所如 然視兄王之志 便不可得諫 故受其匕首 獨無所藏 以著衣中 遂有諫兄之情歟	44	狹穗彦王の謀叛

# 【垂仁天皇（活目入彦五十狹茅尊）】

西曆	天皇代	天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
-25	11垂仁	垂仁	5丙申	-	10己卯	1己卯		五年冬十月己卯朔 天皇幸來目 居於高宮 時天皇枕皇后膝而晝寢 於是皇后既無成事 而空思之 兄王所謀 適是時也 即眼淚流之落帝面 天皇則宿之語皇后曰「朕今日夢矣 錦色小蛇 繞于朕頸 復大雨從狹穗發而來之濡面 是何祥也」 皇后則知不得匪謀 而悚恐伏地 曲上兄王之反狀 因以奏曰「妾不能違兄王之志 亦不得背天皇之恩 告言則亡兄王 不言則傾社稷 是以一則以懼 一則以悲 俯仰喉咽 進退血泣 日夜懷悒 無所訴言 唯今日也 天皇枕妾膝 而寢之 於是妾一思矣 若有狂婦 成兄志者 適遇是時 不勞以成功乎 茲意未竟 眼涕自流 則舉袖拭涕 從袖溢之沾帝面 故今日夢也 必是事應焉 錦色小蛇 則授妾匕首也 大雨忽發 則妾眼淚也」 天皇謂皇后曰「是非汝罪也」 即發近縣卒 命上毛野君遠祖八綱田 令擊狹穗彥 時狹穗彥與師距之 忽積稻作城 其堅不可破 此謂稻城也 踰月不降 於是皇后悲之曰「吾雖皇后 既亡兄王 何以面目 在天下耶」 則抱王子譽津別命 而入之於兄王稻城 天皇更益軍衆 悉圍其城 即勅城中曰「急出皇后與皇子」 然不出矣 則將軍八綱田放火 焚其城 於焉皇后令懷抱皇子 踰城上而出之 因以奏請曰「妾始所以逃入兄城 若有因妾子免兄罪乎 今不得免 乃知 妾有罪 何得面縛 自經而死耳 唯妾雖死之 敢勿忘天皇之恩 願妾所掌后宮之事 宜授好仇 丹波國有五婦人 志並貞潔 是丹波道主王之女也 [道主王者 稚日本根子太日日天皇之孫 彦坐王子也 一云 彦湯產隅王之子也] 當納掖庭、以盈后宮之數」 天皇聽矣 時火興城崩 軍衆悉走 狹穗彥與妹共死于城中 天皇 於是 美將軍八綱田之功 號其名謂倭日向武日向彦八綱田也	45	
-24			6丁酉	-	-	-	-	-	46	野見宿禰
-23			7戊戌	-	7己巳	7乙亥		七年秋七月己巳朔乙亥 左右奏言「當麻邑有勇悍士 曰當麻繖速 其爲人也 強力以能毀角申鈎 恒語衆中曰『於四方求之 豈有比我力者乎 何邁強力者 而不期死生』頓得爭力焉。」 天皇聞之 詔羣卿曰「朕聞當麻繖速者 天下之力士也 若有比此人耶」 臣進言「臣聞出雲國有勇士 曰野見宿禰 試召是人 欲當于繖速」 即日 遣倭直祖長尾市 嘴野見宿禰 於是野見宿禰自出雲至 則當麻繖速 與野見宿禰令力 ( : + 角) 二人相對立 各舉足相繫 則蹶折當麻繖速之脛骨 亦蹈折其腰 而殺之 故奪當麻繖速之地 悉賜野見宿禰 是以其邑有腰折田之緣也 野見宿禰乃留仕焉	47	
-22			8己亥	-	-	-	-	-	48	
-21			9庚子	-	-	-	-	-	49	
-20			10辛丑	-	-	-	-	-	50	
-19			11壬寅	-	-	-	-	-	51	
-18			12癸卯	-	-	-	-	-	52	
-17			13甲辰	-	-	-	-	-	53	
-16			14乙巳	-	-	-	-	-	54	
								十五年春二月乙卯朔甲子 嘐丹波五女納於掖庭 第一日葉酢媛 第二日白渟葉田瓊入媛 第三日白眞紙野媛 第四日白薊瓊入媛 第五日竹野媛		立后
-15			15丙午	-	8壬午	1壬午		秋八月壬午朔 立日葉酢媛命爲皇后 以皇后弟之三女爲妃 唯竹野媛者 因形姿醜 返於本土 則羞其見返到 葛野 自墮輿而死之 故號其地謂墮國 今謂弟國訛也 皇后日葉酢媛命 生三男二女 第一日五十瓊敷入彦命 第二日大足彥尊 第三日大中姬命 第四日倭姬命 第五日稚城瓊入彥命 姬渟葉田瓊入媛 生鐸石別命 與膽香足姬命 次妃薊瓊入媛 生池速別命 稚淺津姬命	55	
-14			16丁未	-	-	-	-	-	56	
-13			17戊申	-	-	-	-	景行生（【景行即位前紀】「活目入彦五十狹茅天皇三十七年 立爲皇太子（時年廿一），から算出）	57	景行：生
-12			18己酉	-	-	-	-	-	58	
-11			19庚戌	-	-	-	-	-	59	
-10			20辛亥	-	-	-	-	-	60	
-9			21壬子	-	-	-	-	-	61	
-8			22癸丑	-	-	-	-	-	62	
				-	9丙寅	2丁卯		二十三年秋九月丙寅朔丁卯 語羣卿曰「譽津別王 是生年既州 髮鬚八掬 瞟泣如兒 常不言 何由矣 因有司而議之」		譽津別王
-7			23甲寅	閏	10乙丑	8壬申		冬十月乙丑朔壬申 天皇立 於大殿前 譽津別皇子侍之時有鳴鵠、度大虛 皇子仰觀鵠曰「是何物耶」 天皇則知皇子見鵠得言而喜之 詔左右曰「誰能捕是鳥獻之」 於是鳥取造祖天湯河板擧奏言「臣必捕而獻」 即天皇勅湯河板擧〔板擧此云儺〕曰「汝獻是鳥 必敦賞矣」 ( : + 它) 時湯河板擧遠望鵠飛之方 追尋詣出雲 而捕獲或曰「得干但馬國」 十一月甲午朔乙未 湯河板擧獻鵠也 譽津別命弄是鵠 遂得言語 由是 以敦賞湯河板擧 則賜姓而曰鳥取造 因亦定 鳥取部 鳥養部 譽津部	63	『日本書紀曆日原典』：原文「10月乙丑朔」「閏10月乙丑朔」
-6			24乙卯	-	-	-	-	-	64	
-5			25丙辰	-	2丁巳	8甲子		二十五年春二月丁巳朔甲子 詔阿倍臣遠祖武渟川別・和珥臣遠祖彥國葺・中臣連遠祖大鹿嶋・物部連遠祖十千根・大伴連遠祖武日 五大夫曰「我先皇御間城入彦五十瓊殖天皇 惟觀作聖 欽明聰達 深執謙損 志懷沖退 緺繆機衡 禮祭神祇 剋己勤躬 日慎一日是以 人民富足 天下太平也 今當朕世 祭祀神祇豈 得有怠乎」	65	

## 【垂仁天皇（活目入彦五十狹茅尊）】

西暦 西 暦 代	天皇 天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔	日 干支	記事・原文		年令	備考
							三月丁亥朔丙申 異天照大神 於豐稻入姫命 託干倭姫命 爰倭姫命求鎮坐大神之處 而詣菟田筱幡〔彼此云佐佐〕更還之入近江國 東廻美濃到伊勢國 時天照大神誨倭姫命曰「是神風伊勢國 則常世之浪重 浪歸國也 傍國可伶國也 欲居是國」故隨大神教 其祠立於伊勢國 因興齋宮 于五十鈴川上 是謂磯宮 則天照大神始自天降之處也			
-5			25丙辰	-	3丁亥	10丙申	[一云 天皇以倭姫命爲御杖 賢奉於天照太神 是以 倭姫命以天照太神 鎮坐於磯城嚴櫓之本而祠之 然後隨神誨 取丁巳年冬十月甲子 遷伊勢國渡遇宮 是時倭太神 著穗積臣遠祖大水口宿禰而誨之曰「太初之時期曰 天照大神 慰治天原 皇御孫尊 專治葦原中國之八十魂神 我親治大地官者」 言已訖焉 然先皇御間城天皇 雖祭祀神祇 微細未探其源根 以粗留於枝葉 故其天皇 短命也 是以 今汝御孫尊悔 先皇之不及 而慎祭則 汝尊 壽命延長 復天下太平矣 時天皇聞是言 則仰中臣連祖探湯主 而卜之 誰人以 令祭大倭大神 即渟名城稚姫命食卜焉。因以命渟名城稚姫命 定神地於穴磯邑 祠於大市長岡岬 然是渟名城稚姫命 既身體悉瘦弱 以不能祭 是以命大倭直祖長尾市宿禰 令祭矣]	65	伊勢神の祭祀	
-4		26丁巳	-	8戊寅	3庚辰		二十六年秋八月戊寅朔庚辰 天皇勅物部十千根大連曰「屢遣使者於出雲國 雖檢校其國之神寶 無分明申言者 汝親行干出雲 宜檢校定」則十千根大連校定神寶 而分明奏言之 仍令掌神寶也	66	出雲神宝の検校 景行：10歳	
-3		27戊午	-	8癸酉	7己卯		二十七年秋八月癸酉朔己卯 令祠官 ト兵器爲神幣 吉之 故焉矣及權力 納諸神之社 仍更定神地：神戸 以時祠之 盖兵器祭神祇 始興於是時也	67		
-2			-	-	-		是歲 興屯倉于來自邑〔屯倉 此云彌夜氣〕			
-1			-	10丙寅	5庚午		二十八年冬十月丙寅朔庚午 天皇母弟倭彦命薨		殉死の禁令・埴輪	
1		28己未	-	11丙申	2丁酉		十一月丙申朔丁酉 葬倭彦命于身狹桃花鳥坂 於是 集近習者悉生而埋立於陵域 數日不死 曰夜泣吟 遂死而爛臭之 犬鳥聚焉 口+敢 天皇聞此泣吟之聲 心有悲傷 詔羣卿曰「夫以生所愛 令殉亡者 是甚傷矣 其雖古風之 非良何從 自今以後 議之止殉」	68		
2		29庚申	-	-	-	-	卅年春正月己未朔甲子 天皇詔五十瓊敷命・大足彦尊曰「汝等各言情願之物也」	69		
3		30辛酉	-	1己未	6甲子		兄王詔「欲得弓矢」 弟王詔「欲得皇位」 於是 天皇詔之曰「各宜隨情」 則弓矢賜五十瓊敷命 仍詔大足彦尊曰「汝必繼朕位」	70		
4	11垂仁	31壬戌	-	-	-	-	卅二年秋七月甲戌朔己卯 皇后曰葉酢媛命〔一云 日葉酢根命也〕薨 臨葬有日焉	71		
5			32癸亥	-	7甲戌	6己卯	天皇詔羣卿曰「從死之道前 知不可 今此行之葬 奈之爲何」 於是 野見宿禰進曰「夫君王陵墓 埋立生人 是不良也 豈得傳後葉乎 願今將議便事而奏之」 則遣使者 嘱上出雲國之土部壹佰人 自領土部等 取埴以造・作人・馬及種植物形 獻于天皇曰「自今以後 以是土物更易生人 樹於陵墓 無後葉之法則」	72		
6							天皇 於是 大喜之 詔野見宿禰曰「汝之便議 寔洽朕心」 則其土物始立 于日葉酢媛命之墓 仍號是土物 謂埴輪 亦名立物也 仍下令曰「自今以後 陵墓必樹是土物 無傷人焉」			
7							天皇厚賞野見宿禰之功 亦賜銀地 即任土部職 因改本姓 謂土部臣 是土部連等主天皇喪葬之緣也 所謂野見宿禰 是土部連等之始祖也			
8		33甲子	-	-	-	-	三十四年春三月乙丑朔丙寅 天皇幸山背 時左右奏言之「此國有佳人 白綺戸邊 姿？形美麗 山背大國不違之女也」	73		
9		34乙丑	-	3乙丑	2丙寅		天皇 於茲 熟祈之曰「必遇其佳人 道路見瑞」 比至于行宮 太龜出河中 天皇攀矛刺龜忽 化爲白石 謂左右曰「因此物 而推之 必有驗乎」 仍喚綺戸邊 納于後宮 生磐衝別命 是三尾君之始祖也	74		
10			35丙寅	-	9丙戌	-	先是 翁山背戸邊 三男 第一曰祖別命 第二曰五十日足彦命 第三曰膽武別命 五十日足彦命 是子石田君之始祖也			
11				-	10乙卯	-	三十五年秋九月 遣五十瓊敷命于河内國 作高石池・茅渟池			
				-	-		冬十月 作倭狹城池及迹見池	75		
				-	-		是歲 令諸國 多開池溝 數八百之 以農爲事 因是 百姓富寛 天下太平也			
12		36丁卯	-	-	-	-		76		
13		37戊辰	-	1戊寅	1戊寅		三十七年春正月戊寅朔 立大足彦尊 爲皇太子 【景行即位前紀】 活目入彦五十狹茅天皇三十七年 立爲皇太子〔時年廿一〕	77	景行：21歳 (立太子)	
14		38己巳	-	-	-	-	三十九年冬十月 五十瓊敷命 居於茅渟菟穂河上宮 作劍一千口 因名其劍 謂川上部 亦名曰裸伴〔裸伴 此云 阿箇潘娜我等母〕 藏于石上神宮也	78	石上神宮	
15			39庚午	-	10壬戌	-	是後 命五十瓊敷命 倨主石上神宮之神寶 〔一云 五十瓊敷皇子 居于茅渟菟穂河上 而喚銀名河上 作大刀一千口 是時 楯部・倭文部・神弓削部・神矢作部・大穴磯部・泊櫻部・玉作部・神刑部・日置部・大刀佩部 并十箇品部 賦五十瓊敷皇子 其一千口大刀者 藏于忍坂邑 然後 從忍坂移之 藏于石上神宮 是時 神乞之言 春日臣族 名市河令治 因以命市河令治 是今物部首之始祖也〕	79		
16			40				-	80		

## 【垂仁天皇（活目入彦五十狹茅尊）】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔日	記事・原文	年令	備考
12				41			-	81	
13				42			-	82	
14			43甲戌	-	-	-	-	83	
15				44			-	84	
16				45			-	85	
17				46			-	86	景行：30歳
18				47			-	87	
19				48			-	88	
20			49				-	89	
21				50			-	90	
22				51			-	91	
23				52			-	92	
24			53甲申	-	-	-	-	93	
25				54			-	94	
26				55			-	95	
27				56			-	96	景行：40歳
28				57			-	97	
29				58			-	98	
30				59			-	99	
31				60			-	100	
32				61			-	101	
33				62			-	102	
34			63甲午	-	-	-	-	103	
35				64			-	104	
36				65			-	105	
37				66			-	106	景行：50歳
38				67			-	107	
39				68			-	108	
40				69			-	109	
41				70			-	110	
42				71			-	111	
43				72			-	112	
44			73甲辰	-	-	-	-	113	
45				74			-	114	
46				75			-	115	
47				76			-	116	景行：60歳
48				77			-	117	
49				78			-	118	
50				79			-	119	
51				80			-	120	
52			81				-	121	
53	11垂仁	垂仁		82			-	122	
54			83甲寅	-	-	-	-	123	
55				84			-	124	
56				85			-	125	
57				86			-	126	景行：70歳
58				87戊午	-	2丁亥	5辛卯		八十七年春二月丁亥朔辛卯 五十瓊敷命 謂妹大中姫曰「我老也 不能掌神寶 自今以後 必汝主焉」 大中姫命辭曰「吾手弱女人也 何能登 天神庫耶〔神庫 此云 保玖羅〕」 五十瓊敷命曰「神庫雖高 我能爲神庫造梯 岂煩登庫乎」 故諱曰「神之神庫 隨樹梯之」此其緣也 然遂大中姫命 授物部十千根 大連而令治 故物部連等 至于今治石上神寶 是其緣也 昔丹波國桑田村有人 名曰甕襲 則甕襲家有犬 名曰足徃 是犬昨山獸名 牟士那而殺之 則獸腹有八尺瓊勾玉 因以獻之 是玉今有石上神宮
59				88己未	-	7己酉	10戊午		八十八年秋七月己酉朔戊午 詔羣卿曰「朕聞 新羅王子天日槍 初來之時 將來寶物 今有但馬 元爲國人見賣 則爲神寶也 朕 欲見其寶物」 即日 遣使者 詔天日槍之曾孫清彦而令獻 於是 清彦被勅 乃自捧神寶 而獻之 羽太玉一箇 足高玉一箇 鵺鹿鹿赤石玉一箇 日鏡一面 熊神籬 一具 唯有小刀一口 名曰出石 則清彦忽以爲非獻刀子 仍匿袍中 而 自佩之 天皇 未知匿小刀之情 欲寵清彦而召之 賜酒於御所 時刀子從袍中 出 而顯之 天皇見之親問 清彦曰「爾袍中刀子者 何刀子也」 爰清彦 知不得 匿 刀子 而呈言「所獻神寶之類也」 則天皇 謂清彦曰「其神寶之 岂得離類乎」 乃出而獻焉 皆藏於神府 然後開寶府 而視之小刀自失 則使問清彦曰「爾所獻刀子忽失矣 若至汝 所乎」 清彦答曰「昨夕 刀子自然至於臣家 乃明日失焉」 天皇則惶之 且更勿覓 是後 出石刀子 自然至于淡路嶋 其嶋人謂神 而爲刀子立祠 是於今所 祠也 昔有一人 乘艇而泊于但馬國 因問曰「汝 何國人也」 對曰「新羅王子 名曰天日槍 則留于但馬 娶其國前津耳〔一云 前津見 一云 太耳〕女 麻能烏 生但馬諸助 是清彦之祖父也」 + 它
60				89庚申	-	-	-	129	
61				90辛酉	-	2庚子	1庚子		九十年春二月庚子朔 天皇命田道間守 遣常世國 令求非時香菓〔香菓 此云箇俱能未〕 今謂橘是也
62				91				130	田道間守
63				92				131	
64			93甲子	-	-	-	-	132	
65				94			-	133	
66				95			-	134	
							-	135	

## 【垂仁天皇（活目入彦五十狹茅尊）】

西暦 西暦 代	天皇 天皇	年号	年	月	日	記事・原文	年令	備考			
			年	干支	閏	月	朔	日	干支		
67			96						-		136 景行：80歳
68			97						-		137
69			98						-		138
70	垂仁	垂仁	99庚午	-	7乙巳	14戊午	九十九年秋七月戊午朔 天皇崩於纏向宮 時年百四十歳			『日本書紀曆日原典』：原文「戊午朔」「乙巳朔」 139 記：153歳 海：120歳 景行：83歳	
	11			-	12癸卯	10壬子	冬十二月癸卯朔王子 葬於菅原伏見陵				
71	垂仁 後紀	景行	1辛未	-	3辛未	12壬午	明年春三月辛未朔壬午 田道間守 至自常世國 則寶物也 非時香菓・八 竽八縷焉 田道間守 於是 泣悲歎之曰「受命天朝 遠往絶域 萬里蹈浪 過度弱水 是常世國 則神仙秘區 俗非所達 是以 往來之間 自經十年 宣期 獨凌峻瀾 更向本土乎 然賴聖帝之神靈 僅得還來 今天皇既崩 不得復 命 臣雖生之 亦何益矣」 乃向天皇之陵 叫哭而自死之 羣臣聞皆流淚也 田道間守 是三宅連之始 祖也				

## 【景行天皇（大足彦忍代別尊）】

西曆	天皇代	天皇年号	年	月	日	記事・原文	年令	備考
			年	干支	閏月	朔日	干支	
-			-	-	-	-	大足彥忍代別天皇 活目入彦五十狹茅天皇第三子也 母皇后曰日葉洲媛命 丹波道主王之女也	-
-13			17戊申	-	-	-	景行誕生 (「活目入彦五十狹茅天皇三十七年 立爲皇太子〔時年廿一〕」から算出)	1
8	景行即位前紀	垂仁	3庚辰	-	-	-	活目入彦五十狹茅天皇三十七年 立爲皇太子〔時年廿一〕 【崇神紀】	21
70			99庚午	-	2戊寅	-	三十七年春正月戊寅朔 立大足彥尊 爲皇太子 九十九年春二月 活目入彦五十狹茅天皇崩 【垂仁紀】	83
71			1辛未	-	7己巳	11己卯	九十九年秋七月戊午朔 天皇崩於纏向宮 時年百四十歲 元年秋七月己巳朔卯己卯 太子即天皇位 因以改元 是年也 太歲辛未	84
72			2壬申	-	3丙寅	3戊辰	二年春三月丙寅朔戊辰 立播磨稻日大郎姫 (一云 稻日稚郎姫 郎姫此云異羅菟咩) 爲皇后 后生 二男 第一曰大碓皇子 第二曰小碓尊 (一書云 皇后生三男 其第三曰稚倭根子皇子) 其大碓皇子・小碓尊 一日同胞而雙生 天皇異之 則詰於碓 故因號其二王曰大碓・小碓。 是 小碓尊 亦名日本童男 [童男 此云鳥具奈] 亦曰日本武尊 幼有雄略之氣 及壯容貌魁偉 身長一丈 力能扛鼎焉	85
73			3癸酉	-	2庚寅	1庚寅	三年春二月庚寅朔 卜幸于紀伊國將祭 祀群神祇而不吉 乃車駕止之 遣屋主忍男武雄心命 (一云 武猪心) 令祭 爰 屋主忍男武雄心命詣之 居于阿備柏原而祭祀神祇 仍住九年則娶紀直遠祖菟道彦之女影媛 生武內宿禰	86
74	12	景行				11甲子	四年春二月甲寅朔甲子 天皇幸美濃 左右奏言之「茲國有佳人 曰弟媛 容姿端正 八坂人彦皇子之女也」 天皇欲得爲妃 幸弟媛之家 弟媛聞乘輿車駕 則隱竹林 於是 天皇權令弟媛 至而居于泳宮 (泳宮 此云區玖利能彌那) 鯉魚浮池 朝夕臨視 而戲遊 時弟媛欲見其鯉魚 遊而密來臨池 天皇則留而通之 爰 弟媛以爲 夫婦之道 古今違則也 然於吾而不便 則請天皇曰「妾性不欲交接之道 今不勝皇命之威 暫納帷幕之中 然意所不快 亦形姿穢陋久之 不堪陪於掖庭 唯有妾姊 名曰八坂人媛 容姿麗美 志亦貞潔 直納後宮」 天皇聽之 仍喚八坂人媛爲妃 生七男六女 第一曰稚足彥天皇 第二曰五百城入彦皇子 第三曰忍之別皇子 第四曰稚倭根子皇子 第五曰大酢別皇子 第六曰渟斐斗星女 第七曰渟名城星女 第八曰五百城入姫皇女 第九曰? 依姐皇女 第十曰五十狹城入彦皇子 第十一曰吉備兄彥皇子 第十二曰高城入姫皇女 第十三曰弟姫皇女 又妃三尾氏磐城別之妹水齒郡媛 生五百野星女 次妃五十河媛 生神櫛皇子 稲背入彦皇子 其兄神櫛皇子 是讃岐國造之始祖也 第稻背入彦皇子 是播磨別之始祖也 次妃阿倍氏木事之女高田媛 生武國鄰別皇子 是伊豫國御村別之始祖也 次妃白向髮長太田根 生日向襲津彥皇子 是阿牟君之始祖也 次妃磐城別武媛 生國乳別皇子 與國乳別皇子 (一云 宮道別皇子) 豊戶別皇子 其兄國乳別皇子 是水沼別之始祖也 弟豐戶別皇子 是火國別之始祖也 夫天皇之男女 前後并八十子 然除日本武尊・稚足彥天皇・五百城入彦皇子之外七十餘子 皆封國郡 各如其國 故當今時 諸國之別者 即其別王之苗裔焉	87
						-	是月 天皇聞美濃國造名神骨之女 兄名兄遠子 弟名弟遠子 並有國色 則 遣大碓命 使察其婦女之容姿 時大碓命 便密通而不復命 由是恨大碓命	
			-	11庚辰	1庚辰		冬十一月庚辰朔 乘輿 自美濃還 則更都於纏向 是謂日代宮	
75			5乙亥	-	-	-		88
76			6丙子	-	-	-		89
77			7丁丑	-	-	-		90
78			8戊寅	-	-	-		91
79			9己卯	-	-	-		92
80			10庚辰	-	-	-		93
81			11辛巳	-	-	-		94
			-	7乙丑	-	-	十二年秋七月 熊襲反之 不朝貢	
			-	8乙未	15己酉		八月乙未朔己酉 幸筑紫	
							九月甲子朔戊辰 到周芳娑摩時 天皇南望之 詔羣卿曰「於南方烟氣多起 必賊將在」	
							則留之 先遣多臣祖武諸木・國前臣祖菟名手・物部君祖夏花 令察其狀 爰有女人 曰神夏磯媛 其徒衆甚多 一國之魁帥也 賦天皇之使者至 則拔磯津山之賢木 以上枝挂八握鏡 中枝挂八咫鏡 下枝挂八尺瓊 亦素幡樹子船舳 參向而啓之曰	
82			12壬午	-	6甲子	5戊辰	「顯無下兵 我之屬類 必不有違者 今將 贈德矣 唯 有殘賊者 一曰鼻垂 宴假名號山 谷饗聚 屯結 於菟狹州上 二曰耳垂 瘦賊 貪婪屢廢人民 是 居於御木 (木 此云開) 川上 三曰麻剥 邪聚徒黨 居於高羽川上 四曰土折猪折 隱住於綠野川上 獨恃山川之險 以多掠人民 是四人也 其所據並要害之地 故各領眷屬 爲一處之長也 皆曰「不從皇命」 願急擊之勿失 於是 武諸木等 先誘麻剥之徒 仍賜赤衣 禪及種種奇物 兼令搗不服之三人 乃率己衆而參來 悉捕誅之 天皇遂幸筑紫 到豐前國長崎縣 興行宮而居 故號其處曰京也」	95

# 【景行天皇（大足彦忍代別尊）】

西曆	天皇代	天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔日	日 干支	記事・原文	年令	備考
								冬十月 到碩田國 其地形廣大亦麗 因名碩田也〔碩田 此云於保岐陀〕 到速見邑 有女人 曰速津媛 爲一處之長 其間天皇車駕 而自奉迎之諭言 「茲山有大石窟 曰鼠石窟 有二土蜘蛛 住其石窟 一日青 二日白 又 於直入縣禡疑野 有三土蜘蛛 一日打 二日八田 三日國摩侶是五人 並其爲人強力 亦衆類多之 皆曰『不從皇帝』 若強喚者 興兵距焉」 天皇惡之 不得進行 即留于來田見邑 權興宮室而居之 仍與羣臣議之曰 「今多動兵衆 以討土蜘蛛 若其畏我兵勢 將隱山野 必爲後愁」 則採海石榴樹 作椎爲兵 因簡猛卒 授兵椎 以穿山排草 襲石室之土蜘蛛 而破于稻葉川上 悉殺其黨 血流至踝 故時人其作海石榴椎之處 曰海石榴市 亦血流之處曰血田也 復將討打 徑度禡疑山 時賊虜之矢 橫自山射之 流於官軍前如雨 天皇更返城原 而卜於水上 便勒兵 先擊八田於禡疑野而破 爰打 謂不可勝 而請服 然不聽矣 皆自投 洞谷 而死之 天皇初將討賊 次于柏峽大野 其野有石 長六尺 廣三尺 厚一尺五寸 天皇祈之曰「朕得滅土蜘蛛者 將蹶茲石 如柏葉而舉焉」 因蹶之 則如 柏上於大虛 故號其石曰蹈石也 是時 神則 志我神・直入物部神・直入中臣神三神矣 ：示 + 署		土蜘蛛
82			12壬午	-	10甲午	-			95	
				-	11甲子	-		十一月 到日向國 起行宮以居之 是謂高屋宮		
				-	12癸巳	5丁酉		十二月癸巳朔丁酉 講討熊襲 於是 天皇詔羣卿曰「朕聞之襲國有厚鹿文 鹿文者 是兩人熊襲之渠帥者也 衆類甚多 是謂熊襲八十渠帥 其鋒 不可當焉 少興師 則不堪 滅賊多動兵 是百姓之害 何不假鋒刃之威 坐平其國？」 作のイ シコウ 時有一臣 進曰「熊襲渠帥有二女 兄曰市乾鹿文〔乾 此云賦〕 弟曰市 鹿文 容既端正 心且雄武 宜示重幣 以誘納麾下 因以 徒其消息 犯 不意之處 則曾 不血刃賊必自敗」 天皇詔「可也」 於是 示幣欺其二女 而納幕下 天皇 則通市乾鹿文 而陽寵 時 市乾鹿文 奏于天皇曰「無愁熊襲之不服 羣有良謀 卽令從一二兵於 己」 而返家以多設醇酒 令飲己父 乃醉而寐之 市乾鹿文 密斷父弦 爰從兵 一人進 積熊襲渠帥 天皇則惡其不孝之甚 而誅市乾鹿文 仍以弟市鹿文 賜於火國造		景行熊襲平定 九巡幸
83			13癸未	-	5辛酉	-		十三年夏五月 悉平襲國 因以居於高屋宮 已六年也 於是 其國有佳人 曰御刀媛〔御刀 此云彌波迦志〕 則召為妃 生豐國 別皇子 是日向國造之始祖也	96	
84			14甲申	-	-	-			97	
85			15乙酉	-	-	-			98	
86			16丙戌	-	-	-			99	
	12景行	景行						十七年春三月戊戌朔己酉 幸子湯縣 遊于丹裳小野 時東望之 謂左右曰 「是國也直向於日出方」 故號其國曰日向也		
87			17丁亥	-	3戊戌	12己酉		是日 陟野中大石 懷京都而歌之曰 波辭枳豫辭 和藝幣能伽多由 區毛位多知區暮 夜摩苔波 區珥能摩保邇摩 多多難豆久 阿烏伽枳 夜摩許莽例屢 夜摩者之于屢破試 異能知能 摩會祁務比苔破 多多瀨許莽 幣遇利能夜摩能 志邇伽之餓延塙 于愛琪左勢 許能固 是謂恩那歌也	100	
				-	3癸巳	-		十八年春三月 天皇將向京 以巡狩筑紫國 始到夷守 是時 於石瀨河邊 人衆聚集		
								於是 天皇遠望之 詔左右曰「其集者何人也 若賊乎」 乃遣兄夷守・弟夷守二人令覩 乃弟夷守 還來而詔之曰「諸縣君泉媛 依 獻大御食 而其族會之」		
					3甲子			夏四月壬戌朔甲子 到熊縣 其處有熊津彦者 兄弟二人 天皇先使微兄熊 則從使詣之 因徵弟熊 而不來 故遣兵誅之		
					4壬戌			壬申 自海路泊於葦北小嶋 而進食 時召山郡阿頃吉之祖小左 令進冷水 適是時 嶋中無水 不知所爲 則仰之于天神地祇 忽寒泉從崖傍涌出 乃酌以獻焉 故號其嶋曰水嶋也 其泉猶今在 水嶋庵也		
					11壬申			五月壬辰朔 從葦北發船到火國 於是 日沒也 夜冥不知著岸 遙視火光 天皇詔挾抄者曰「直指火處」 因指火往之 即得著岸		
					5壬辰	1壬辰		天皇問其火光之處曰「何謂邑也」 國人對曰「是八代縣豐村」 亦尋其火「是誰人之火也」 然不得主 兹知非人火 故名其國曰火國		
					3癸亥			六月辛酉朔癸亥 自高來縣 渡玉杵名邑 時殺其處之土蜘蛛津賴焉		
88			18戊子	-	6辛酉	16丙子		丙子 到阿蘇國也 其國郊原曠遠 不見人居 天皇曰「是國有人乎」 時有二神 白阿蘇都彦・阿蘇都媛 忽化人以遊詣之曰「吾二人在 何無人 耶」 故號其國曰阿蘇	101	
								秋七月辛卯朔甲午 到筑紫後國御木 居於高田行宮 時有僵樹 長九百七十丈焉 百寮距其樹而往來 時人歌曰 阿佐志毛能 潛概能佐烏麼志 魔幣菟耆瀨 伊和 羅秀暮		
					4甲午			：口 + 爰天皇問之曰「是何樹也」 有一老夫曰「是樹者歷木也 試未僵之先 當 朝日暉 則隕杵嶋山 當夕日暉 覆阿蘇山也」		
					7辛卯			天皇曰「是樹者神木」 故是國宜號御木國		
					7丁酉			丁酉 到八女縣 則越藤山 以南望粟岬 詔之曰「其山峯岫重疊 且美麗 之甚 若神有 其山乎」		
								時水沼縣主猿大海奏言「有女神 名曰八女津媛 常居山中」 故八女國之名 由此而起也		
				-	8庚申	-		八月 到的邑而進食 是日 膳夫等遺蓋 故時人號其忘蓋處曰浮羽 今謂的者訛也 昔筑紫俗號 蓋曰浮羽		

## 【景行天皇（大足彦忍代別尊）】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 年干支	月 閏月	朔 日干支	記事・原文	年令	備考
89				19己丑	-	9甲申	20癸卯 十九年秋九月甲申朔癸卯 天皇至自日向	102	
90				20庚寅	-	2辛巳	4甲申 二十年春二月辛巳朔甲申 遣五百野皇女 令祭天照大神	103	
91				21辛卯	-	-	-	104	
92				22壬辰	-	-	-	105	
93				23癸巳	-	-	成務生（【成務即位前紀】「大足彦天皇四十六年 立爲太子 年二十四」から算出）	106	成務：生
94				24甲午	-	-	-	107	
95				25乙未	-	7庚辰	3壬午 二十五年秋七月庚辰朔壬午 遣武内宿禰 令察北陸及東方諸國之地形 且百姓之消息也	108	
96				26丙申	-	-	-	109	
				-	2辛丑	12壬子 二十七年春二月辛丑朔壬子 武内宿禰自東國還之奏言 「東夷之中有曰高見國 其國人男女並椎結文身 爲人勇悍 是總曰蝦夷 亦土地沃壤而曠之 擊可取也」			
				-	8戊戌	-	秋八月 熊襲亦反之 侵邊境不止 冬十月丁酉朔己酉 遣日本武尊 令擊熊襲 時年十六		日本武尊の熊襲征討
				-	10丁酉	13己酉 於是 日本武尊曰「吾得善射者 欲與行 其何處有善射焉」 或者啓之曰「美濃國有善射者 曰弟彥公」 於是 日本武尊遣葛城人宮戸彥 嘱弟彥公 故弟彥公便率石占橫立及尾張田子之稻置・乳近之稻置而來 則從日本武尊而行之		日本武尊 16歳	
97			27丁酉	-	-	-	十二月 到於熊襲國 因以伺其消息及地形之驗易 時熊襲有魁帥者 名取石鹿文 亦曰川上集帥 悉集親族 而欲宴 於是 日本武尊解髮作童女姿 以密伺川上集帥之宴時 仍鎧佩 裹入 於川上集帥之宴室 居女人之中 〔註：+ + 因 川上集帥 感其童女之容姿 則携手同席 横杯令飲而戲弄 于時也更深入聞 川上集帥 且被酒 於是 日本武尊抽劍刺川上集帥之胸 未及之死 川上集帥叩頭曰 「且待之 吾有所言」 〔註：+ + 因 時 日本武尊留観侍之 川上集帥啓之曰「汝尊誰人也」 對曰「吾是大足彥天皇之子也 名日本童男也」 川上集帥亦啓之曰「吾是 中國之強力者也 是以當時諸人不勝 我之威力 而無不從者 吾多遇武力矣 未有若皇子者 是以賤賤陋口以奉尊號 若聽乎」 曰「聽之」 即啓曰「自今以後 號皇子應稱日本武皇子」 言訖乃通脢而殺之 故至于今 稱曰日本武尊 是其緣也 然後 遣弟彥等悉斬其黨類 無餘 既而從海路還倭 到告備以渡六海 〔註：+ + 焦 其處有惡神則殺之 亦比至難波 殺柏濟之惡神（濟此云和多利）」	110	
98	12景行	景行	28戊戌	-	2乙丑	1乙丑 二十八年春二月乙丑朔 日本武尊奏平熊襲之狀曰「臣賴天皇之神靈 以兵一舉頓誅熊襲之魁帥者 悉平其國 是以西洲既謐 百姓無事 唯吉備穴濟神及難波柏濟神 皆有害心 以放毒氣 令苦路人 並爲禍害之數 故悉殺其惡神 並開水陸之徑」	111		
99			29己亥	-	-	-	天皇 於是美日本武之功而異愛	112	
100			30庚子	-	-	-		113	
101			31辛丑	-	-	-		114	
102			32壬寅	-	-	-		115	成務：10歳
103			33癸卯	-	-	-		116	
104			34甲辰	-	-	-		117	
105			35乙巳	-	-	-		118	
106			36丙午	-	-	-		119	
107			37丁未	-	-	-		120	
108			38戊申	-	-	-		121	
109			39己酉	-	-	-		122	
			-	6癸丑	-	-	四十年夏六月 東夷多叛 邊境騷動		
110			40庚戌	-	7癸未	16戊戌 秋七月癸未朔戊戌 天皇詔羣卿曰「今東國不安 暴神多起 亦蝦夷悉叛 屢略人民 遣誰人 以平其亂」 羣臣 皆不知誰遣也 日本武尊奏言「臣則先勞西征 是役必大碓皇子之事矣」 時大碓皇子愕然之、逃隱草中 則遣使者召來 爰天皇責曰「汝不欲矣 豈強遣耶 何未對 賊以豫懼甚焉」 因此 遂封美濃 仍如封地 是身毛津君守君二族之始祖 於是 日本武尊雄誥之曰「熊襲既平 未經幾年 今更東夷叛之 何日逮于大平矣 臣雖勞之頓平其亂」 則天皇持斧鉞 以授日本武尊曰 「朕聞其東夷也 識性暴強 凌犯爲宗 村之無長 邑之勿首 各貪封堦 並相盜略 亦山有邪神 郊有姦鬼 遮衢塞徑 多令苦人 其東夷之中 蝦夷是尤強焉 男女交居 父子無別 冬則宿穴 夏則住櫟 衣毛飲血 昆弟相疑 登山如飛禽 行草如走獸 承恩則忘見怨必報 是以箭藏 頭髻刀佩 衣中或聚黨類 而犯邊界 或伺農桑 以略人民 擊則墮草 追則入山 故往古以來 未染王化 今朕察汝爲人也 身體長大 容姿端正 力能扛鼎 猛如雷電 所向無前 所攻必勝 即知之形 則我子實則 神人 是寔天愍朕不収 且國不平 令經綸天業 不絕宗廟乎 亦是天下 則汝天下也 是位則汝位也 願深謀遠慮 探姦伺變 示之以威 懷之以德 不煩兵甲 自令臣隸 即巧言而調暴神 振武以攘姦鬼」 於是 日本武尊乃受斧鉞 以再拜奏之曰 「嘗西征之年 賴皇靈之威 提三尺劍 擊熊襲國 未經決辰 賊首伏罪 今亦 賴神祇之靈 借天皇之威 往臨其境示以德教 猶有不服 卽舉兵擊之 仍重再拜之 天皇 則命吉備武彦與大伴武日連 令從日本武尊 亦以七掬脰爲膳夫」	123	日本武尊の東征	

## 【景行天皇（大足彦忍代別尊）】

西曆 西曆 年号	天皇 天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
						2癸丑	冬十月壬子朔癸丑 日本武尊發路之		
				-	10壬子	7戊午	戊午 旡道拜伊勢神宮 仍辭于倭姫命曰「今被天皇之命 而東征將誅諸叛者 故辭之」 於是 倭姫取草薙劍 授日本武尊曰「慎之莫怠也」		
							是歲 日本武尊 初至駿河 其處賊賜從之歎曰「是野也 麋鹿甚多 氣如朝霧 足如茂林 臨而應狩」 日本武尊 信其言 入野中而覓獸 賊有殺王之情（王 謂日本武尊也） 放火燒其野 王知被欺 則以燧 出火之向燒 而得免 （一云 王所佩劍叢雲自抽之 薙攘王之傍草 因是得免 故號其劍曰草薙也 叢雲此云 茂羅玖毛） 王曰「殆被歎」 則悉焚其賊衆 而滅之 故號其處曰燒津 亦進 相模 欲往上縋 望海高言曰「是小海耳 可立跳渡」 乃至于海中 暴風忽起 王船漂蕩 而不可渡 時有從王之妾 曰弟橘媛 穂積氏忍山宿禰之女也 啓王曰「今風起浪急 王船欲沒 是必海神心也 願以妾之身 賦王之命而入海」 言訖乃披瀨入之 暴風即止 船得著岸 故時人號其海曰馳水也		
110		40庚戌					爰日本武尊 則從上總轉 入陸奥國 時大鏡縣於王船 從海路過於臺浦 橫渡玉浦 至蝦夷境 蝦夷賊首鷗津神 國津神等 屯於竹水門而欲距 然遙視王船 懼怖其威勢 而心裏知之不可勝 悉捨弓矢 望拜之曰「仰視君容 秀於人倫 若神之乎 欲知姓名」 王對之曰「吾是 現人神之子也」 於是 蝦夷等悉懼 則 箍披浪 自扶王船而着岸 仍面縛服罪 故免其罪 因以俘其首帥 而令從身也 「寒の」 衣 蝦夷既平 自日高見國還之 西南歷常陸 至甲斐國 居于酒折宮 時攀燭而進食 是夜 以歌之 啓侍者曰 瑣比麼利 兔亥波塙須擬 异玖用加禰菟流 低のイ無 諸侍者 不能答言 時有秉燭者 繕王歌之未而歌曰 伽餓奈倍？用珥波虛能用 比珥波苦塙伽場 低のイ無 即美秉禰人之聰而教賞 則居是宮 以勒部賜大伴連之遠祖武日也 於是 日本武尊曰「蝦夷凶首咸伏其辜 唯信濃國・越國 賴未從化」 則自甲斐北 轉歷武藏・上野・西連于碓日坂 時日本武尊 每有顧弟橘媛之情 故登碓日嶺 而東南望之 三歎曰「吾孺者耶」（孺 此云菟摩） 故因 號山東諸國 白吾孺國也	123	
12	景行	景行					於是 分道 遣吉備武彦於越國 令鑒察其地形險易及人民順不 則 日本武尊 進入信濃 是國也 山高谷幽 翠嶺萬重 人倚杖難升 巍嶮確好 長峯數千 馬頓轡而不進 然日本武尊 玻烟凌霧 遙經大山 既達于峯 而飢之食 於山中 山神令苦王 以化白鹿 立於王前 王異之 以一箇蒜彈白鹿 則中眼而殺之 爰王忽失道 不知所出 時白狗自來 有導王之狀 隨狗而行之 得出美濃 吉備武彦 自越出而遇之 先是度信濃坂者 多得神氣以臥 但從殺白鹿之後 瘾是山者 嘴蒜塗人及牛馬 自不中神氣也 やけい+莫		
111		41辛亥	-	-	-	-		124	
112		42壬子	-	-	-	-		125	成務：20歳 日本武尊崩・白鳥陵
							日本武尊 更遷於尾張、即娶尾張氏之女宮賣媛 而淹留踰月 於是 間近江鷹吹山有荒神 即解劍 置於宮賣媛家 而徒步行之 至鷹吹山 山神化大蛇 當道 爰 日本武尊 不知主神 化蛇之謂 是大蛇 必荒神之使也 既得殺主神 其使者 豈足求乎 因跨蛇猶行 時 山神之興雲 零水 霧霧谷？ 無復可行之路 乃捷進 不知其所跋涉 然凌霧 強行方僅得出 猶失意如醉 因 居山下之泉側 乃飲其水 而醒之 故號其泉 曰居醒泉也 日本武尊 於是 始有痛身 然稍起之 遷於尾張 爰不入 宮賣媛之家 便移伊勢 而到尾津 音 日本武尊 向東之歲 停尾津濱 而進食 是時 解一劍置於松下 遂忘而去 今至於此 是劍猶存 故歌曰 烏波利珥 多陀珥蘿迦幣流 比苔菟麻兔阿波例 比等菟麻菟 比苔珥阿利勢麼 菱農岐勢摩之塙 多知波開摩之塙 渡于能豪野 而痛甚之 則以所俘蝦夷等 獻於神宮 因遣吉備武彦 祀之於天皇曰「臣受命天朝 遠征東夷 則被神恩 賴皇威 而叛者伏罪 荒神自調 是以 卷甲？戈 恺悌還之 輿曷白易時 復命天朝 然天命忽至 隘窮難停 是以獨臥曠野 無誰語之 豈惜身亡 唯愁不面」 既而 崩于能豪野 時年卅		
113		43癸丑	-	-	-	-	天皇聞之 寢不安席 食不甘味 曲夜喫咽泣悲？？ 因以 大歎之曰「我子小碓王 昔熊襲叛之日 未及總角 久煩征伐 既而恒在左右 補朕不及 然東夷騷動 勿使討者 忍愛以入賊境 一日之無不顧 是以 朝夕進退 行待違日 何禍兮 何罪兮 不意之間 ？亡我子 自今以後 與誰人之 經綸鴻業耶」 即詔羣卿命百寮 仍葬於伊勢國能豪野陵 時日本武尊化白鳥 從陵出之 指倭國而飛之 羣臣等 因以 開其棺槨而 視之 明衣空留 而屍骨無之 於是 遣使者追尋白鳥 則停於倭琴彈原 仍於其處造陵焉 白鳥更飛至河内 留舊市邑 亦其處作陵 故時人號是三陵 曰白鳥陵 然遂高翔上天 徒葬衣冠 因欲錄功名 即定武部也	126	
							是歲 天皇踰祚 四十三年焉		
114		44甲寅	-	-	-	-		127	
115		45乙卯	-	-	-	-		128	

## 【景行天皇（大足彦忍代別尊）】

西曆 西曆 代	天皇 天皇	年号	年 年	干支	月 月	閏	朔	日 日	干支	記事・原文	年令	備考
116		46丙辰	-	-	-	-	-	-	【成務即位前紀】 大足彦天皇四十六年 立爲太子 年二十四 (景行52年)秋八月己酉朔壬子 立稚足彥尊 爲皇太子(28歳)	129	成務：2歳	
117		47丁巳	-	-	-	-	-	-	-	130		
118		48戊午	-	-	-	-	-	-	-	131		
119		49己未	-	-	-	-	-	-	-	132		
120		50庚申	-	-	-	-	-	-	-	133		
									五十一年春正月壬午朔戊子 招羣卿 而宴數日矣 時皇子稚足彥尊・武内宿禰不參赴于宴庭 天皇召之問其故 因以 奏之曰「其宴樂之日 羣卿百寮 必情在戲遊 不存國家 若有狂生 而伺墻闇之隙乎 故侍門下 備非常」 時天皇謂之曰「灼然(灼然 此云以耶知舉)」 則異寵焉			
									秋八月己酉朔壬子 立稚足彥尊 爲皇太子 『成務即位前』 大足彦天皇四十六年 立爲太子 年二十四 是日 命武内宿禰 爲棟梁之臣		成務：29歳 (立太子)	
121		51辛酉	-	-	8己酉	4壬子			初日本武尊所佩草薙橫刀 是今在尾張國年魚市郡熱田社也 於是 所獻神宮磐夷等 書夜喧譁 出入無禮 時倭姫命曰 是磐夷等 不可近就於神宮 則進上於朝庭 仍令安置御諸山傍 未經幾時 悉伐神山樹 叫呼陵里 而斬人民 天皇聞之 詔羣卿曰「其貢神山傍之磐夷 是本有獸心 難住中國 故隨其情願 令班邦畿之外」 是今 播磨・讚岐・伊豫・安藝・阿波凡五國佐伯部之祖也	134		
122	景行		52壬戌	-	5甲辰	4丁未			五十二年夏五月甲辰朔丁未 皇后播磨太郎姬薨	135	成務：30歳	
				-	7癸卯	7己酉			秋七月癸卯朔己酉 立八坂入媛命爲皇后		成務：30歳	
									五十三年秋八月丁卯朔 天皇詔羣卿曰「朕顧愛子 何日止乎 輿欲巡狩小確王所平之國」			
123		53癸亥	-		8丁卯	1丁卯			是月 乘輿幸 伊勢轉入東海	136		
						-			冬十月 至上總國 從海路渡淡水門			
									是時 聞覺寶鳥之聲 欲見其鳥形 畏而出海中 仍得白蛤			
									於是 膳臣遠祖名磐鹿六鷹 以蒲爲手繩 白蛤爲膽 而進之 故美六鷹臣之功 而賜膳大伴部			
									十二月 從東國還之 居伊勢也 是謂綺宮			
124		54甲子	-	9辛卯	19己酉				五十四年秋九月辛卯朔己酉 自伊勢還於倭居纏向宮	137		
125		55乙丑	-	2戊子	5壬辰				五十五年春二月戊子朔壬辰 以彦狹嶋王 拜東山道十五國都督 是豐城命之孫也 然到春日穴乍邑 臥病而薨之	138		
									是時 東國百姓 悲其王不至 犯盜王尸 葬於上野國			
126		56丙寅	-		8庚辰				五十六年秋八月 詔御諸別王曰「汝父彦狹嶋王 不得向任所 而早薨 故汝專領東國」	139		
									是以 御諸別王 承天皇命 且欲成父業 則行治之 早得善政			
									時磐夷騷動 即舉兵而擊焉 時磐夷首帥足振邊・大羽振邊・遠津闇男邊等 託頭而來之 賴首受罪 盡獻其地			
127		57丁卯	-	9癸卯	-				因以 免降者 而誅不服 是以東久之無事焉 由是 其子孫 於今有東國			
				-	10癸酉	-			五十七年秋九月 造坂手池 即竹蒔其堤上	140		
128		58戊辰	-	2辛丑	11辛亥				冬十月 令諸國興田部屯倉	141		
129		59己巳	-	-	-	-			五十八年春三月辛丑朔辛亥 辛近江國 居志賀三歲 是謂高穴穗宮	142		
130		60庚午	-	11乙酉	7辛卯				六十年冬十一月乙酉朔辛卯 天皇崩於高穴穗宮 時年一百六歲	143	記：137歳 海：100歳 成務：38歳	

## 【成務天皇（稚足彦尊）】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔	日干支	記事・原文	年令	備考
-			-	- - -	-	-	-	稚足彦天皇 大足彦忍代別天皇第四子也 母后曰八坂入姫命 八坂入彦皇子之女也	-	
93			23癸巳	- - -	-	-	-	成務生（「大足彦天皇四十六年 立爲太子 年二十四」から算出）	1	成務誕生
116	成務即位前紀	景行	46丙辰	- - -	-	-	-	大足彦天皇四十六年 立爲太子 年二十四 【景行紀】 〔五十三年〕秋八月己酉朔壬子 立稚足彦尊 爲皇太子 29歳	24	成務立太子
130			60庚午	- 11乙酉	-	-	-	六十年冬十一月 大足彦天皇崩 【景行紀】 六十年冬十一月乙酉朔辛卯 天皇崩於高穴穗宮 時年一百六歳	38	
131			1辛未	- 1甲申	5戊子		-	元年春正月甲申朔戊子 皇太子即位 是年也 太歲辛未	39	成務即位
132			2壬申	- 11癸酉	10壬午		-	二年冬十一月癸酉朔壬午 葬大足彦天皇於倭國之山邊道上陵 尊皇后曰皇太后	40	
133			3癸酉	- 1癸酉	7己卯		-	三年春正月癸酉朔己卯 以武内宿禰爲大臣也 初天皇與武内宿禰 同日生 之 故有異寵焉	41	
134			4甲戌	- 2丙寅	1丙寅		-	四年春二月丙寅朔 詔之曰 我先皇大足彦天皇 聰明神武 廣受圖治 天順人 機智反正 德侔覆燾 道協造化 ( 外冠 + 錄 ) 是以 普天率土莫不王臣 莫氣懷靈 何非得處 今 肢嗣踐寶祚 夙夜兢惕 然黎元 豊爾不悛野心 是國都無君長 縣邑 無首渠者焉 自今以後 國都立長 縣邑置首 卽取當國之幹了者 任其國郡之首長 是 爲中國之蕃屏也	42	
135			5乙亥	- 9丁亥	-	-	-	五年秋九月 令諸國以國郡立造長 縣邑置稻置 並賜楯矛以爲表 則隔山 河而分國縣 隨阡陌以定邑里 因以 東西爲日縱 南北爲日橫 山陽曰影面 山陰曰背面 是以 百姓安居 天下無事焉。	43	造長・稻置の設置
136			6丙子	- - -	-	-	-		44	
137			7丁丑	- - -	-	-	-		45	
138			8戊寅	- - -	-	-	-		46	
139			9己卯	- - -	-	-	-		47	
140			10庚辰	- - -	-	-	-		48	
141			11辛巳	- - -	-	-	-		49	
142			12壬午	- - -	-	-	-		50	
143			13癸未	- - -	-	-	-		51	
144			14甲申	- - -	-	-	-		52	
145			15乙酉	- - -	-	-	-		53	
146			16丙戌	- - -	-	-	-		54	
147			17丁亥	- - -	-	-	-		55	
148			18戊子	- - -	-	-	-	仲哀生（【仲哀紀】「稚足彦天皇四十八年立爲太子〔時年卅一〕 稚足 彦天皇無男 故立爲嗣」から算出）	56	仲哀：生
149	13		19己丑	- - -	-	-	-		57	
150			20庚寅	- - -	-	-	-		58	
151			21辛卯	- - -	-	-	-		59	
152			22壬辰	- - -	-	-	-		60	
153	成務	成務	23癸巳	- - -	-	-	-		61	
154			24甲午	- - -	-	-	-		62	
155			25乙未	- - -	-	-	-		63	
156			26丙申	- - -	-	-	-		64	
157			27丁酉	- - -	-	-	-		65仲哀：10歳	
158			28	- - -	-	-	-		66	
159			29	- - -	-	-	-		67	
160			30	- - -	-	-	-		68	
161			31	- - -	-	-	-		69	
162			32	- - -	-	-	-		70	
163			33	- - -	-	-	-		71	
164			34甲辰	- - -	-	-	-		72	
165			35	- - -	-	-	-		73	
166			36	- - -	-	-	-		74	
167			37	- - -	-	-	-		75仲哀：20歳	
168			38	- - -	-	-	-		76	
169			39	- - -	-	-	-		77	
170			40庚戌	- - -	-	-	-	神功生（【神功損政紀】「六十九年夏四月辛酉朔丁丑 皇太后崩 於稚 櫻宮〔時年一百歳〕」から算出。神功年令以下同）	78	神功：生
171			41	- - -	-	-	-		79	
172			42	- - -	-	-	-		80	
173			43	- - -	-	-	-		81	
174			44甲寅	- - -	-	-	-		82	
175			45乙卯	- - -	-	-	-		83	
176			46丙辰	- - -	-	-	-		84	
177			47丁巳	- - -	-	-	-		85	
178			48戊午	- 3庚辰	1庚辰		-	四十八年春三月庚辰朔 立甥足仲彦尊 爲皇太子 【仲哀即位前紀】 稚足彦天皇四十八年立爲太子〔時年卅一〕 稚足彦天皇無男 故立爲嗣	86	仲哀：31歳 (立太子) 神功：9歳
179			49	- - -	-	-	-		87	
180			50	- - -	-	-	-		88	
181			51	- - -	-	-	-		89	
182			52	- - -	-	-	-		90	
183			53	- - -	-	-	-		91	
184			54甲子	- - -	-	-	-		92	
185			55乙丑	- - -	-	-	-		93	
186			56丙寅	- - -	-	-	-		94	

## 【成務天皇（稚足彦尊）】

西暦 西曆	天皇 天皇代	年号	年		月	日		記事・原文	年令	備考
			年	干支	閏	月	朔			
187	13成務	成務	57	丁卯	-	-	-	-	95	仲哀：40歳 神功：18歳
188			58	戊辰	-	-	-	-	96	
189			59	己巳	-	-	-	-	97	
190			60	庚午	-	6己巳	11己卯	六十年夏六月己巳朔己卯 天皇崩 時年一百七歳	98	記：95歳 海：107歳 仲哀：43歳 神功：21歳

# 【仲哀天皇（足仲足尊）】

西曆 西 年 代	天皇 天皇	年号	年 年 干支	月 閏 月	日 朔 日 干支	記事・原文	年令	備考
-		-	- -	-	- -	足仲彥天皇 日本武尊第二子也 母皇后曰兩道入姫命 活目入彦五十狹茅天皇之女也 天皇容姿端正 身長十尺	-	
148		18戊子	-	- -	- -	仲哀生（「稚足彥天皇四十八年立爲太子〔時年卅一〕 稚足彥天皇無男 故立爲嗣」から算出）	1	仲哀誕生
175	仲哀 即位 前紀	成務	48戊午	-	- -	稚足彥天皇四十八年立爲太子〔時年卅一〕 稚足彥天皇無男 故立爲嗣 【成務紀】 四八年春三月庚辰朔 立甥足仲足尊 為皇太子	31	仲哀立太子
190			60庚午	-	- -	六十年 天皇崩 【成務紀】 六十年夏六月己巳朔己卯 天皇崩	43	神功：2歳
191		即位 前	-1辛未	-	9壬辰	明年秋九月壬辰朔丁酉 葬于倭國狹城盾列陵〔盾列 此云多多那美〕	44	空白1年
			-	1庚寅	1庚子	元年春正月庚寅朔庚子 太子即天皇位		仲哀即位
			-	9丙戌	1丙戌	秋九月丙戌朔 尊母皇后曰皇太后		父日本武尊の追慕
			-	乙酉	1乙酉	冬十一月乙酉朔 詔群臣曰「朕未逮于弱冠 而父王既崩之 乃神靈化白鳥而上天 仰望之情 一日勿息 是以冀獲白鳥 養之於陵域之池 因以覩其鳥欲慰顧情」 則令諸國 俾貢白鳥		
192		1壬申	11	乙卯	4戊午	閏十一月乙卯朔戊午 越國貢白鳥四隻 於是送鳥使人宿菟道河邊 時菟髮蒲見別王視其白鳥而問之曰「何處將去白鳥也」 越人答曰「天皇戀父王而將養狎 故貢之」 則蒲見別王謂越人曰「雖白鳥而燒之則爲黑鳥」 仍強之奪白鳥而將去 爰越人參赴之請焉 天皇於是懸蒲見別王無禮於先王 乃遣兵卒而誅矣 蒲見別王 則天皇之異母弟也 時人曰「父是天也 兄亦君也 其慢天違君 何得免誅耶」	45	
			-	- -	- -	是年也 太歲壬申		
			-	1甲寅	11甲子	二年春正月甲寅朔甲子 立氣長足姫尊爲皇后 先是 娶叔父彦人大兄之女大中姬爲妃 生 坂皇子 忍熊皇子 次娶來熊田造祖大酒主之女弟媛 生子譽屋別皇子		神功：2歳
			-	2癸未	6戊子	二月癸未朔戊子 幸角鹿 観興行宮而居之 是謂荀飯宮		
			-	- -	- -	即月 定淡路屯倉		
193		2癸酉	-	3癸丑	15丁卯	三月癸丑朔丁卯 天皇巡狩南國 於是留皇后及百寮 而從駕二三卿大夫 及官人數百而輕行之 至紀伊國而居于德勒津宮 當是時 熊襲叛之不朝貢 天皇於是將討熊襲國 則自德勒津發之 浮海而幸穴門 即日使遣角鹿勅皇后曰「便從其津發之 逢於穴門」	46	熊襲征討
			-	6辛巳	10庚寅	夏六月辛巳朔庚寅 天皇泊于豐浦津 且皇后從角鹿發而行之 到渟田門 食於船上 時海鱗魚多聚船傍 皇后以酒灑鱗魚 夕々即醉而浮之 時海人多獲其魚而歡曰「聖王所賞之魚焉」 故其處之魚 至于六月常傾浮如醉 其是之緣也		
			-	7辛亥	5乙卯	秋七月辛亥朔乙卯 皇后泊豐浦津 是日 皇后得如意珠於海中		
			-	9庚戌	-	九月 興宮室于穴門而居之 是謂穴門豐浦宮		
194		3甲戌	- - -	- - -	- - -		47	神功：2歳
195		4乙亥	- - -	- - -	- - -		48	
196		5丙子	- - -	- - -	- - -		49	
197		6丁丑	- - -	- - -	- - -		50	
198	仲哀	仲哀				六年春正月己卯朔壬午 幸筑紫 時岡縣主祖能鰐 聞天皇之車駕 豫拔取五百枝賢木 以立九尋船之舳 而上枝掛白銅鏡 中枝掛十握劍 下枝掛八尺壇 參迎于周芳沙摩之浦 而獻魚鹽地 因以奏言「自穴門至向津野大濟爲東門 以名籠屋大濟爲西門 限沒利嶋・阿閉嶋爲御營 割柴嶋爲御（御 此云御所陪） 以逆見海爲鹽地」（扁 + 瓦）		神功：30歳
				1己卯	4壬午	既而導海路 自山鹿岬 追之入岡浦 到水門 御船不得進 則問熊鰐曰「朕聞汝能鰐者 有明心以參來 何船不進」 熊鰐奏之曰「御船所以不得進者 非臣罪 是浦口有男女二神 男神曰大倉主 女神曰菟夫羅媛 必是神之心歟」 天皇則禱祈之 以挾抄者倭國菟田人伊賀彦爲祝令祭 則船得進		
				-	-	皇后別船自洞海（洞 此云久岐） 入之 潮涸不得進 時熊鰐更還之 自洞秦迎皇后 則見御船不進 慢懼之 忽作魚沼・鳥池 悉聚魚鳥 皇后看是魚鳥之遊 而忿心稍解 及潮滿即泊于岡津		
199		8己卯				又筑紫伊觀縣主祖五十述手 聞天皇之行 拔取五百枝賢木 立于船之舳艤 上枝掛八尺壇 中枝掛白銅鏡 下枝掛十握劍 參迎于穴門引嶋而獻之 因以奏言「臣敢所以獻是物者 天皇如八尺壇之勾 以曲妙御宇 且如白銅鏡 以分明看行山川海原 乃提是十握劍 平天下矣」 天皇即美五十述手曰伊蘇志 故時人號五十述手之本土 曰伊蘇國 今謂伊觀者訛也	52	
			21己亥			己亥 到儺縣 因以居櫛日宮		
			-	9乙亥	5己卯	秋九月乙亥朔己卯 詔群臣以議討熊襲 時有神託皇后而諭曰「天皇何憂熊襲之不服 是胥完之空國也 岂足舉兵伐乎 愈茲國而有實國 賦如處女之有向津國（此云麻用弭枳） 眼炎之金銀彩色多在其國 是謂栲衾新羅國焉 若能祭吾者 則曾不血刃 其國必自服矣 復熊襲爲服 其祭之以天皇之御船及穴門直踐立所獻之水田名大田 是等物爲幣也」 天皇聞神言 有疑之情 便登高岳遙望之 大海曠遠而不見國 於是天皇對神曰「朕周望之 有海無國 岂於大虛有國乎 誰神徒誘朕 復我皇祖諸天皇等盡祭神祇 岂有遺神耶」 時神亦託皇后曰「如天津水影押伏而我所見國 何謂無國 以誹謗我言 其汝王之 如此言而遂不信者 汝不得其國唯今皇后始之有胎 其子有獲焉」 然天皇猶不信 以強擊熊襲 不得勝而還之		仲哀神託を疑い、崩
200		9庚辰	2癸卯	5丁未	九年春二月癸卯朔丁未 天皇忽有痛身		53	

## 【仲哀天皇（足仲足尊）】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 干支	月 閏	日 朔	記事・原文	年令	備考
200	14	仲哀	仲哀	9庚辰	-	2癸卯	6戊申 而明日崩 時年五十二 即知。不用神言而早崩 [一云 天皇親伐熊襲中賊矢而崩也] 於是皇后及大臣武内宿禰 匡天皇之喪 不令知天下 則皇后詔大臣及中臣烏賊津連 大三輪大友主君 物部膽咋連 大伴武以連 曰「今天下未知天皇之崩 若百姓知之有懈怠者乎」 則命四大夫 領百寮 令守宮中 竊收天皇之屍 付武内宿禰 以從海路遷穴門 而殯于豐浦宮 無火殯斂 [无火殯斂 此謂褒那之阿餽利] 應神生（【神功摶政前紀】「仲哀九年十二月戊戌朔辛亥 生譽田天皇於 筑紫」による）	53	記：52歳 海：52歳 神功：31歳 応神：生（12月）
				-	-	22甲子	甲子 大臣武内宿禰自穴門還之 復奏於皇后 是年 由新羅役 以不得葬天皇也		

## 【神功皇后（氣長足姫尊）】

西曆 西曆 代	天皇 天皇	年号	年 年干支	月 月	日 朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
-		-	- - -	- - -	- -	- -	氣長足姫尊 稚日本根子彦太日天皇之曾孫氣長宿禰王之女也 母曰葛城高？媛	-	
170	成務	40庚戌	- - -	- -	- -	- -	神功生（「六十九年夏四月辛酉朔丁丑 皇太后崩 於稚櫻宮〔時年一百歲〕」から算出）	1	神功誕生
193		2癸酉	- - -	- -	- -	- -	足仲彥天皇二年 立爲皇后 幼而聰明叡智 貌容壯麗 父王異焉	24	神功皇后 神功神託を得て 熊襲征討
				- 2癸卯	- -	- -	九年春二月 足仲彥天皇崩 於筑紫櫻日宮 時皇后傷天皇不從神教 而早崩 以爲知所崇之神 欲求財寶國 是以 命羣臣及百寮 以解罪改過 更造齋宮於小山田邑 【仲哀紀】 九年春二月癸卯朔丁未 天皇忽有痛身 而明日崩 時年五十二		
					1壬申	-	三月壬申朔 皇后選吉日 入齋宮親爲神主 則命武内宿禰令撫琴 嘆中臣烏賊津使主爲審神者 因以 千繒高繒 置琴頭尾 而請曰「先日 教天皇者誰神也 願欲知其名」 逮于七日七夜 乃答曰「神風伊國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴宮所居神 名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉」 亦問之「除是神復有神乎」 答曰「幡荻穗出吾也 於尾田吾田節之淡郡所居神之有也」 問「亦有耶」 答曰「天事代虛事代玉籤入彥嚴之事代主神 有之也」 問亦「有耶」 答曰「有無之不知焉」 於是 審神者曰「今不答而更後 有言乎」 則對曰「於日向國橋小門之水底 所居而 水葉稚之出居神 名表筒男・中筒男・底筒男神之有也」 問亦「有耶」 答曰「有無之不知焉 遂不言且有神矣」 時得神語 隨教而祭 然後 遣吉備臣祖鴨別 令擊熊襲國 未經決辰 而自服焉 且 荷持田村〔荷持 此云能登利〕 有羽白熊鷺者 其爲人強健 亦身有翼能飛 以高翔 是以 不從皇命 每略盜人民		
					17戊子	-	戊子 皇后欲擊熊鷺 而自糧日宮遷于松峽宮 時飄風忽起 御笠墮風 故時人號其處曰御笠也		
					20辛卯	-	辛卯 至層增岐野 即舉兵擊羽白熊鷺 而滅之 謂左右曰「取得熊鷺 我心則安」 故號其處曰安也		
					25丙申	-	丙申 轉至山門縣 則誅土蜘蛛田油津媛 時 田油津媛之兄夏羽 興軍而迎來 然聞其妹被誅 而逃之		
200	神功 攝政 前紀	仲哀	9庚辰	-	4壬寅	3甲辰	翼四月壬寅朔甲辰 北到火前國松浦縣 而進食於玉嶺里小河之側 於是 皇后勾針爲鉤 取粒爲餉 抽取蓑糸爲繩 登河中石上 而投鉤祈之 曰「朕西欲求財國 若有成事者 河魚飲鉤」 因以鑿竿 乃獲細鱗魚 時皇后曰「希見物也」 [希見 此云梅豆遼志] 故時人 號其處曰梅豆羅國 今謂松浦訛焉 是以 其國女人 每當四月上旬 以鉤投河中捕年魚 於今不絕 唯男夫 雖釣以不能獲魚 既而 皇后則識神教有驗 更祭祀神祇 躄欲西征 爰 定神田而佃之 時引儻河水 欲潤神田而掘溝 及于迹驚崗 太磐塞之 不得穿溝 皇后 召武內宿禰 捧鏡鏡令 新神祇 而求通溝 則當時 雷電霹靂 錄裂其磐 令通水 故時人 號其溝曰裂田溝 皇后還詣糧日浦 解髮臨海曰「吾被神祇之教 賴皇祖之靈 浮涉滄海、躬欲西征 是以 今頭灘海水 若有驗者 髮自分爲爾」 卽入海洗之 髮自分也 皇后便結分髮而爲誓 因以 謂羣臣曰「夫興師動衆 國之大事 安危成敗 必在於斯 今有所征伐 以事付羣臣 若事不成者 罪有於羣臣 是 羣傷焉 吾婦女之 加以不肖 然暫假男貌 強起雄略 上蒙神祇之靈 下藉羣臣之助 振兵甲而度嶮浪 整艦船以求財土 若事就者 羣臣共有功事 不就者吾獨有罪 既有此意 其共議之」 羣臣皆曰「皇后爲天下 計所以安宗廟社稷 且罪不及于臣下 賴首奉詔」 秋九月庚午朔己卯 令諸國集船舶 練兵甲 時軍卒難集 皇后曰「必神心焉」 則立大三輪社 以奉刀矛矣 軍衆自聚 於是 使吾瓮海人烏摩呂 出於西海 令察有國耶 還曰「國不見也」 又遣磯鹿海人名草 而令覩 數日 還之曰「西北有山帶雲橫？蓋有國乎？」 爰卜吉日 而臨發有日 時皇后 親執斧鉞 令三軍曰「金鼓無節 旌旗錯亂 則士卒不整 貪財多欲 懷私內顧 必爲敵所虜 其敵少而勿輕 敵強而無屈 則暴勿聽 自服勿殺 遂戰勝者 必有賞 背走者自有罪 既而 神有誨曰 和魂服 王身 而守壽命 荒魂爲先鋒 而導師船」 [和魂 此云珥岐瀬多摩 荒魂此云 阿邇瀬多摩] 即得神教 而拜禮之 因以依網吾彦男垂見 爲祭神主 于時也 適當皇后之開胎 皇后則取石挿腰 而祈之曰「事竟還日 產於茲土」 其石今在于伊觀縣道邊 既而 則搗荒魂、爲軍先鋒 請和魂 爲王船鎮	31	新羅親征

## 【神功皇后（氣長足姫尊）】

西曆 西曆 西曆	天皇 天皇 天皇	年号 年号 年号	年 干支 年	月 閏 月	日 朔 日	記事・原文	年令	備考
						<p>冬十月己亥朔辛丑 從和珥津 發之      時飛廉起風 陽侯擧浪 海中大魚 悉浮扶船 則大風順吹 帆舶隨波 不勞櫨楫 便到新羅 時隨船潮浪 遠遠國中 即知 天神地祇悉助歟      新羅王 於是 戰戰栗栗？身無所 則集諸人曰「新羅之建國以來 未嘗聞海水凌國 若天運盡之 國烏海乎？」      是言 未訖間 船師滿海 旌旗耀日 鼓吹起聲 山川悉振 新羅王 遙望以爲 非常之兵 將滅己國？焉失志 乃今醒之曰「吾聞 東有神國 謂日本 亦有聖王 謂天皇 必其國之神兵也 岂可擊兵以距乎？」即素旆而自服 素組以面縛 封圖籍 降於王船之前      因以 叩頭之曰「從今以後 長與乾坤 伏爲飼部 其不乾船柁 而春秋獻馬梳及馬鞭 復不煩海遠 以每年 賣男女之調」      則重誓之曰「非東日更出西 且除阿利那禮河 返以之 逆流 及河石昇爲星辰 而殊闕春秋之朝 急廢梳鞭之貢 天神地祇 共討焉」      時或曰「欲誅新羅王」 於是 皇后曰「初承神教 將授金銀之國 又號令三軍曰『勿殺自服』 今既獲財國 亦人自降服 殺之不祥」 乃解其縛爲飼部      遂入 其國中封重寶府庫 收圖籍文書 即以皇后所杖矛 樹於新羅王門爲後葉之印 故其矛今猶樹于新羅王之門也 爰新羅王波沙寐錦 即以微叱己知波珍干岐爲質 仍齎金銀彩色及綾羅？絹 載于八十艘船 令從官軍是以 新羅王 常以八十船之調貢于日本國 其是之緣也      於是 高麗百濟二國王 聞新羅收圖籍 降於日本國 密令伺其軍？ 則知不可勝 自來于營外 叩頭而歎曰「從今以後 永稱西蕃 不絕朝貢」 故因以 定內官家 是所謂之三韓也 皇后 從新羅還之</p> <p>十二月戊戌朔辛亥 生譽田天皇於筑紫 故時人號其產處曰宇瀨也      【応神即位前紀】      天皇 以皇后討新羅之年 歲次庚辰冬十二月 生於筑紫之蚊田</p> <p>[一云 足仲彦天皇 居筑紫樞日宮      是有神 託沙麼縣主祖內避高國避高松屋種 以誨天皇曰「御孫尊也 若欲得寶國耶 將現授之」 便復曰「琴將來 以進于皇后」 則隨神言 而皇后撫琴      是神 託皇后 以誨之曰「今御孫尊 所望之國 譬如鹿角 以無實國也 其今 御孫尊所御之船 及穴戶直踐立 所貢之水田 名大田爲幣 能祭我者 則如美女之？而金銀多之 眼炎國以授御孫尊」      時天皇對神曰「其雖神 何謾語耶 何處將有國 且朕所乘船既奉於神 朕乘曷船？ 然未知誰神 願欲知其名」</p> <p>時神稱其名曰「表筒雄・中筒雄・底筒雄」 如是稱三神名 且重曰「吾名向匱男聞襲大歷五御魂速狹騰尊也」      時天皇謂皇后曰「聞惡事之言坐婦人乎 何言速狹騰也」      於是神謂天皇曰「汝王如是不信 必不得其國 唯今皇后懷姪之子 蓋有獲歟」      是夜天皇忽病發以崩之      然後 皇后隨神教而祭 則皇后爲男束裝 征新羅 時神導之 由是隨船浪之遠及 于新羅國中      於是 新羅王宇流助富利智干 參迎跪之 取王船即叩頭曰「臣自此以後於日本國所居神御子 爲內官家 無絕朝貢」</p> <p>一云 禽獲新羅王 詣于海邊 拔王膝肋、令匍匐石上 俄而斬之 埋沙中 則留一人 爲新羅宰 而還之      然後 新羅王妻 不知埋夫屍之地 獨有誘宰之情 乃誣宰曰「汝當令識埋王屍之處 必篤報之 且吾 爲汝妻」      於是 宰信誘言 密告埋屍之處 則王妻與國人 共議之殺宰 更出王屍葬於他處 乃時取宰屍 埋于王墓土底 以舉王？ ？其上曰「尊卑次第 固當如此」      於是 天皇聞之 重發震忿 大起軍衆 欲頓滅新羅 是以 軍船滿海而詣之 是時 新羅國人悉懼 不知所如 則相集共議之 殺王妻 以謝罪]      於是 從軍神表筒男・中筒男・底筒男 三神誨皇后曰「我荒魂 令祭於穴門山田邑也」      時穴門直之祖踐立・津守連之祖田裳見宿禰 啓于皇后曰「神欲居之地 必宜奉定」      則以踐立 爲祭荒魂之主 仍祠立於穴門山田邑</p>		
200	- 神功 攝政 前紀	仲哀	9庚辰					応神：生（仲哀 2月崩）
							31	

## 【神功皇后（氣長足姫尊）】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔日	記事・原文	年令	備考
							爰伐新羅之明年春二月 皇后領羣卿及百寮 移于穴門豐浦宮 即收天皇之喪 從海路以向京 時 坂王・忍熊王聞 天皇崩 亦皇后西征 并皇子新生 而密謀之曰「今皇后有子 羣臣皆從焉 必共議之立幼主 吾等何以兄從弟乎」乃詳爲天皇作陵 詣播磨興山陵於赤石 仍編船 于淡路嶋、運其嶋石 而造之 則每人令取兵 而待皇后 於是 犬上君祖倉見別與吉師祖五十狹茅宿禰 共隸于 坂王 因以爲將軍令興東國兵 時 坂王・忍熊王共出 莽餓野而祈狩之曰〔祈狩 此云于氣比餓利〕「若有成事 必獲良獸也」 二王各居假？ 赤猪忽出之 登假？ 昨 坂王而殺焉 軍士悉慄也 忍熊王謂倉見別曰「是事大怪也 於此不可待敵」 則引軍更返 屯於住吉時皇后聞忍熊王起師以待之 命武內宿禰 懷皇子 橫出南海 泊于紀伊水門 皇后之船 直指難波 于時皇后之船 迴於海中 以不能進 更還務古水門而卜之 於是 天照大神誦之曰「我之荒魂 不可近皇后 當居御心廣田國」 即以山背根子之女葉山媛令祭 亦稚日女尊誦之曰「吾欲居活田國」 因以海上五十狹茅令祭 亦事代主尊誦之曰「祠吾 于御心長田國」 則以葉山媛之弟長媛令祭 亦表箇男・中箇男・底箇男三神誦之曰「吾和魂宜居大津渟中倉之長峠 便因往來船」 於是 隨神教以鎮坐焉 則平得度海 忍熊王復引軍退之 到菟道而軍之 皇后南詣紀伊國 會太子於日高 以議及羣臣 遂欲攻忍熊王 更遷小竹宮〔小竹 此云之努〕 適是時也 畫暗如夜 已經多日 時人曰「常夜行之也」 皇后問紀直祖豐耳曰「是怪何由矣」 時有一老子曰「傳聞 如是怪謂阿豆那此之罪也」 問「何謂也」 對曰「二社祝者 共合葬歟」 因以 令推問巷里 有一人曰「小竹祝與天野祝 共爲善友 小竹祝逢病而死之 天野祝血泣曰『吾也生爲交友 何死之無同穴乎』 則伏屍側而自死 仍合葬焉 蓋是之乎」 乃開墓視之實也 故更改棺 各異處以埋之 則日暉炳 日夜有別		坂王・忍熊王の謀反
201	神功 摶政	1辛巳		-	2丁卯	-	三月丙申朔庚子 命武内宿禰・和珥臣祖武振熊、率數萬衆 令擊忍熊王 爰武内宿禰等 選精兵從山背出之 至菟道以屯河北 忍熊王出營欲戰 時有熊之凝者 爲忍熊王軍之先鋒〔熊之凝者 葛野城首之祖也。一云 多吳吉師之遠祖也〕 則欲勸己衆 因以高唱之歌曰 烏智箇多能 阿邇夕麻菟麼遷 摩菟麼珥 和多利喻祇？ 菴區喻彌珥 末利榔塙多具陪 宇摩比等破 于摩譬苔奴知野 伊徒姑播茂 伊徒姑奴池 伊裝阿波那 和例波 多摩岐波屢 于池能阿層餓 波邇濃知波 異佐誤阿例榔 伊裝阿波那 和例波	32	
				-	3丙申	5庚子	時武内宿禰 令三軍悉令椎結 因以號令曰「各儲弦藏于 髮中且佩木刀」 既而舉皇后之命 誘忍熊王曰「吾勿貪天下 唯懷幼王 從君王者也 豈有距戰耶 願共絕弦捨兵 與連和焉 然則 君王登天業 以安席高枕 專制萬機」 則顯令軍中 悉斷弦解刀 投於河水 忍熊王信其誘言 悉令軍衆 解兵投河水 而斷弦 爰武内宿禰 令三軍出儲弦 更張、以佩真刀 度河而進之 忍熊王知被欺 謂倉見別・五十狹茅宿禰曰「吾既被欺 今無儲兵 豈可得戰乎」 曜兵稍退 武内宿禰出精兵而追之 適遇于逢坂以破 故號其處曰逢坂也 軍衆走之 及于狹浪栗林 而多斬 於是 血流溢栗林 故惡是事 至于今 其栗林之裏不進御所也 忍熊王逃無所入 則喚五十狹茅宿禰 而歌之曰 伊裝阿藝 伊佐智須區禰 多摩枳波屢 于知能阿曾餓 勾夫菟智能 伊多？於破孺破 珥倍迺利能 介豆岐齊奈 則共？瀨田濟而死之 于時 武内宿禰歌之曰 阿布彌能彌 齊多能和多利珥 伽豆區苔利 梅珥志彌曳泥麼 異枳迺倍呂之茂 於是 探其屍而不得也 然後 數日之出於菟道河 武内宿禰亦歌曰 阿布瀨能瀨 齊多能和多利珥 介豆區苔利 多那伽瀨須疑？ 于泥珥等邇倍菟		
				10癸亥	2甲子		冬十月癸亥朔甲子 羣臣尊皇后 曰皇太后		神功皇后
				-	-	-	是年也 太歲辛巳		
				2壬午	-	11丁亥	8甲午		則爲攝政元年
202							二年冬十一月丁亥朔甲午 葬天皇於河内國長野陵	33	
203				3癸未	-	1丙戌	3戊子		三年春正月丙戌朔戊子 立譽田別皇子爲皇太子 因以都於磐余〔是謂若櫻宮〕 【応神即位前紀】
							皇太后摶政之三年 立爲皇太子〔時年三〕	34	応神立太子（4歳）
204				4甲申	-	-	-		
							五年春三月癸卯朔己酉 新羅王遣汗禮斯伐・毛麻利叱智・富羅母智等朝貢 仍有返先質微叱許智伐旱之情 是以 謂許智伐旱 而給之曰「使者汗禮斯伐・毛麻利智等告臣曰『我王以坐臣久不還 而悉沒妻子爲孥』 賈？還本土 知虛實而請焉」	35	
205				5乙酉	-	3癸卯	7己酉		皇太后則聽之 因以 副葛城襲津彦而遣之 共到對馬 宿于？海水門 時新羅使者毛麻利叱智等 犯分船及水手 載微叱旱岐 令逃於新羅 乃造芻靈 置微叱許智之床 詳焉病者 告襲津彦曰「微叱許智 忽病之將死」 襲津彦使人令看病者 既知欺 而捉新羅使者三人 納檻中 以火焚而殺 乃詣新羅 次于蹈鞴津 拔草羅城還之 是時俘人等 今桑原・佐麻・高宮・忍海凡四邑漢人等之始祖也
206				6					
207				7					
208				8					
209				9					

## 【神功皇后（氣長足姫尊）】

西曆 西 暦	天皇 代 天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
210			10				-	41	
211			11				-	42	
212			12				-	43	
					8甲子	十三年春二月丁巳朔甲子	命武内宿禰 從太子令拜角鹿笥飯大神		
						癸酉	太子至自角鹿		
						是日	皇太后宴太子於大殿 皇太后舉觴以壽于太子 因以歌曰		
							虛能彌企破 和餓獮企那羅儒 區之能伽彌 等虛豫珥伊麻輪		
213			13癸巳	-	2丁巳	17癸酉	伊破多多須 周玖那彌伽未能 等豫保积 保枳茂首陪之 詞武保积 保积玖流保之 摩菟利虛御彌企齋 阿佐孺塙齋 佐佐	44	
							許能彌企塙 伽彌鷦武比等破 曾能菟豆彌 于輪珥多 ??		
							于多比菟菟 伽彌鷦梅彌臺		
							許能彌企能 阿榔珥 于多娜濃芝 作沙		
214			14甲午	-	-	-	-	45	
215			15				-	46	
216			16				-	47	
217			17				-	48	
218			18				-	49	
219			19				-	50	
220			20				-	51	
221			21				-	52	
222			22				-	53	
223			23				-	54	
224			24甲辰	-	-	-	-	55	
225			25				-	56	
226			26				-	57	
227			27				-	58	
228			28				-	59	
229			29				-	60	
230			30				-	61	
231			31				-	62	
232	神功 摶政		32				-	63	
233			33				-	64	
234			34甲寅	-	-	-	-	65	
235			35				-	66	
236			36				-	67	
237			37				-	68	
238			38				-	69	
						三十九年 是年也 太歲己未			
239			39己未	-	-	-	[魏志云 明帝景初三年六月 倭女王遣大夫難斗米等 詣都求詣天子朝獻 太守鄧夏遣吏 將送詣京都也]	70	
240			40庚申	-	-	-	四十年 [魏志云 正始元年 遣建忠校尉樣携等 奉詔書印綬 詣倭國也]	71	
241			41辛酉	-	-	-	-	72	
242			42壬戌	-	-	-	-	73	
243			43癸亥	-	-	-	四十三年 (魏志云 正始四年 倭王復遣使大夫伊聲者 涅耶約等八人上 獻)	74	
244			44甲子	-	-	-	-	75	
245			45乙丑	-	-	-	-	76	
						四十六年春三月乙亥朔 遣斯摩宿禰 于卓淳國 (斯麻宿禰者 不知何姓人 也)			
						於是 卓淳王未錦旱岐 告斯摩宿禰曰「甲子年七月中 百濟人久 來彌州 流 莫古三人到 於我土曰『百濟王聞 東方有日本貴國 而遣臣等 令朝 其貴國 故求道路 以至于斯土 若能教臣等 令通道路 則我王必深德 君王。」			
						時謂久 等曰『本聞東有貴國 然未曾有通 不知其道 唯海遠浪嶮 則乘 大船 僅可得通 若雖有路津 何以得達耶』			
						於是 久 等曰『然即當今不得通也 不若 更遣之備船舶 而後通矣』			
						仍曰『若有貴國使人來 必應告吾國』 如此乃還			
246			46丙寅	-	3乙亥	1乙亥	爰斯摩宿禰 即以僕人爾波移與卓淳人過古二人 遣于百濟國 穩勞其王 時百濟(肖古王) 深之歡喜 而厚遇焉 仍以五色絲綺各一疋 及角弓箭 并鑛四十枚 幣爾波移 便復開寶藏 以示諸珍寶曰「吾國多有是珍寶 欲貢貴國 不知道路 有志無從 然猶今付使者 專貢獻耳」 於是 尔波 移奉事而還 告志摩宿禰 便自卓淳還之也	77	百濟國との親交 開始

## 【神功皇后（氣長足姫尊）】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔日	日 干支	記事・原文	年令	備考
247			47丁卯	-	4己巳	-		四十七年夏四月 百濟王使久・彌州流・莫古令朝貢 時新羅國調使與久共詣於是 皇太后・太子譽田別尊 大歡喜之曰「先王所望國人 今來朝之 痛哉 不逮于天皇矣」 羣臣皆莫不流涕 仍檢校二國之貢物 於是 新羅貢物者 珍異甚多 百濟貢物者 少賤不良 便問 久 等曰「百濟貢物 不及新羅 奈之何」 對曰「臣等失道 至沙比新羅 則新羅人捕臣等 禁囹圄 經三月而欲殺 時久 等向 天而咒詛之 新羅人怖其呪詛而不殺 則奪我貢物 因以 爲己國之貢物 以新羅賤物相易 爲臣國之貢物 謂臣等曰『若誤此辭者 及于還日 當殺汝等』 故久 等恐怖從耳 是以僅得達于天朝」 時皇太后・譽田別尊 貢新羅使者 因以 祈天神曰「當遣誰人 於百濟將檢事之虛實 當遣誰人於新羅 將推問其罪」 便天神誨之曰「令武內宿禰行議 因以千熊長彥爲使者 當如所願〔千熊長彥者 分明不知其姓人 一云 武藏國人 今是 頸田部榎本首等之始祖也 百濟記云 職麻那那加比跪者 蓋是歟也〕」 於是 遣千熊長彥于新羅 貢以濫百濟之獻物	78	百濟・新羅の確執
248			48戊辰	-	-	-		-		79
249			49己巳	-	3戊子	-		四十九年春三月 以荒田別・鹿我別爲將軍 則與久 等共勒兵而度之 至卓淳國 將襲新羅 時或曰『兵衆少之 不可破新羅 更復奉上沙白・蓋盧 請增軍士』 卽命木羅斤資・沙沙奴跪！是二人 不知其姓人也 但木羅斤資者 百濟將也 帶領精兵 與沙白・蓋盧共進之 俱集于卓淳 擊新羅而破之因以 平定比自・南加羅・？國・安羅・多羅・卓淳・加羅七國 仍移兵 西迴 至古愛津 屢南蠻忱彌多禮 以賜百濟 於是 其王肖吉及王子貴須 亦領軍來會 時比利・辟中・布彌支・半古四邑 自然降服 是以 百濟王父子及荒田別・木羅斤資等 共會意流村〔今云 州流須祇〕 相見欣感 厚禮送遣之 唯千熊長彥與百濟王 至于百濟國 登辟支山盟之 復登古沙山 共居磐石上時 百濟王盟之曰「若敷草爲坐 恐見火燒 且取木爲坐 恐爲水流 故居磐石而盟者 示長遠之不朽者也 是以 自今以後 千秋萬歲 無絕無窮 常稱西蕃春秋朝貢」 則 將千熊長彥 至都下 厚加禮遇 亦副久 等而送之	80	新羅征討
250	神功 攝政		50庚午	-	2壬午	-		五十年春二月 荒田別等還之 夏五月 千熊長彥・久 等 至自百濟 於是 皇太后歡之問久 曰「海西諸韓既賜汝國 今何事以頻復來也」 久 等奏曰「天朝鴻澤 遠及弊邑 吾王歡喜踊躍 不任于心 故因還使以致至誠 虽逮萬世 何年非朝」 皇太后勅云「善哉汝言 是朕懷也」 增賜多沙城 爲往還路驛	81	
251			51辛未	-	3丙午	-		五十年春三月 百濟王亦遣久 朝貢 於是 皇太后語太子及武内宿禰曰「朕所交親百濟國者 是天所致 非由人故玩好珍物 先所未有 不顯歲時 常來貢獻 朕省此款 每用嘉焉 如朕存時 敦加恩惠」		
252			52壬申	-	9丁卯	10丙子		即年 以千熊長彥 副久 等 遣百濟國 因以 垂大恩曰「朕從神所驗 始開道路 平定海西 以賜百濟 今復厚結好 永寵賞之」 是時 百濟王父子 並？致地 啓曰「貴國鴻恩 重於天地 何日何時 敢有忘哉 聖王在上 明如日月 今臣在下 固如山岳 永爲西蕃 終無貳心」	82	
253			53癸酉	-	-	-		五十二年秋九月丁卯朔丙子 久 等從 千熊長彥詣之 則獻七枝刀一口・七子鏡一面及種種重寶		84
254			54甲戌	-	-	-		仍啓曰「臣國以西有水 源出自谷那鐵山 其？七日行之不及 當飲是水 便取是山鐵 以永奉聖朝」		85
255			55乙亥	-	-	-		乃謂孫枕流王曰「今我所通 海東貴國 是天所啓 是以 垂天恩 割海西而賜我 由是 國基永固 汝當善脩和好 聚斂土物 奉貢不絕 雖死何恨」		86
256			56丙子	-	-	-		自是後 每年相續朝貢焉		87
257			57丁丑	-	-	-				88
258			58	-	-	-				89
259			59	-	-	-				90
260			60	-	-	-				91
261			61	-	-	-				92
262			62壬午	-	-	-		六十二年 新羅不朝 即年 遣襲津彥擊新羅		93
263			63癸未	-	-	-		[百濟記云 壬午年 新羅不奉貴國 貢國遣沙至比跪令討之 新羅人莊謁美女二人 迎誘於津 沙至比跪 受其美女 反伐加羅國 加羅國王己本旱岐 及兒百久至・阿首至・國沙利・伊羅麻酒・爾？至等 將其人民 來奔百濟 百濟厚遇之 加羅國王妹既殿至 向大倭啓云「天皇遣沙至比跪 以討新羅 而納新羅美女 捨而不討 反滅我國 兄弟人民 皆爲流沈 不任憂思 故以來啓」 天皇大怒 即遣木羅斤資 領兵衆來集 加羅復其社稷 一云 沙至比跪知天皇怒 不敢公還 乃自竄伏 其妹有幸於皇宮者 比跪密遣使人問「天皇怒解不」 妹乃託夢言「今夜夢見 沙至比跪」天皇大怒云「比跪何敢來」 妹以皇言報之 比跪知不免 入石穴而死也]		
264			64甲申	-	-	-		六十四年 百濟國賡須王薨 王子枕流王立爲王		94
										95

## 【神功皇后（氣長足姫尊）】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔日	記事・原文	年令	備考
265				65乙酉	-	-	六十五年 百濟枕流王薨 王子阿花年少 叔父辰斯尊立爲王	96	
266				66丙戌	-	-	六十六年 [是年 晉武帝泰初二年 晉起居注云 武帝泰初二年十月 倭女王遣重譯貢獻]	97	
267				67丁亥				98	
268			神功 摶政	68戊子	-	-	-	99	
					-	4辛酉 17丁丑	六十九年夏四月辛酉朔丁丑 皇太后崩 於稚櫻宮〔時年一百歳〕		記：100歳 海：100歳 心神：70歳
269				69己丑	-	10戊午 15壬申	冬十月戊午朔壬申 葬狹城循列陵 是日 追尊皇太后 曰氣長足姫尊	100	
					-	-	是年也 太歲己丑		

## 【応神天皇（誉田別尊）】

西暦 西 曆 代	天皇 天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
-		-	- - -	-	-	-	誉田天皇 足仲彦天皇第四子也 母曰氣長足姫尊	-	
200		仲哀	9庚辰	-	12戊戌	-	天皇 以皇后討新羅之年 歲次庚辰冬十二月 生於筑紫之蚊田 幼而聰達 玄監深遠 動容進止 聖表有異焉 【神功摂政前紀】 十二月戊戌朔辛亥 生譽田天皇於筑紫 故時人號其產處曰宇瀬也	1	応神誕生
203	応神 即位 前紀	神功 摂政	3癸未	-	-	-	肇太后摂政之三年 立為皇太子〔時年三〕 初天皇在孕而 天神地 授三韓 踪產之 宗生腕上 其形如鞠 是肖皇太后為雄裝之負鞠〔肖 此云阿鬱〕 故稱其名 謂譽田天皇 〔上古時俗 号鞠謂裏武多焉 一云 初天皇為太子 行于越國 拝祭角鹿筍飯大神 時大神與太子名相易 故号大神曰去來紗別神 太子名譽田別尊 然則可謂大神本名譽田別神 太子元名去來紗別尊 然無所見也 未詳〕 【神功摂政紀】 三年春正月丙戌朔戊子 立譽田別皇子為皇太子 因以都於磐余	4	応神立太子 生誕から4歳
269		69乙丑	-	4辛酉	-	-	摂政六十九年夏四月 皇太后崩〔時年百歳〕	70	
270		1庚寅	-	1丁亥	1丁亥		元年春正月丁亥朔 皇太子即位 是年也 太歲庚寅	71	応神即位
271		2辛卯	-	4庚戌	3壬子		二年春三月庚戌朔壬子 立仲姬為皇后 夕生荒田皇女・大鷦鷯天皇・根鳥皇子 先是 天皇以皇后姊高城入姬為妃 生額田大中彥皇子・大山守皇子・去來真稚皇子・大原皇女・?来田皇女 又妃皇后弟夕姫 生阿倍皇女・淡路御原皇女・紀之菟野皇女 次妃和珥臣祖日触使主之女宮主宅媛 生菟道稚郎子皇子・矢田皇女・雌鳥皇女 次妃宅媛之弟小?〔小? 此云烏儻謎〕媛 生菟道稚郎姫皇女 次妃河派仲彦女弟媛 生稚野毛二派皇子〔派 此云摩多〕 次妃櫻井田部連男?之妹糸媛 生隼總別皇子 次妃日向泉長媛 生大葉枝皇子・小葉枝皇子 凡是天皇男女 并廿王也 根鳥皇子 是大田君之始祖也 大山守皇子 是土形君・榛原君 凡二族之始祖也 去來真稚皇子 是深河別之始祖也	72	『日本書紀曆日原典』：原文「三月庚戌朔」「四月庚戌朔」仁德：生
272		3壬辰	-	11庚子	-	-	三年冬十月辛未朔癸酉 東蝦夷悉朝貢 即役蝦夷 而作麻坂道 十一月 姦夕海人 ? ? 之不從命〔? ? 此云佐摩壳玖〕 則遣阿彌連祖大浜宿祢 平其? ? 因為海人之宰 故俗人諺曰「佐摩阿彌者」其是緣也	73	
273		4癸巳	-	-	-	-	是歲 百濟辰斯王立之失禮於貴國天皇 故遣紀角宿祢・羽田矢代宿祢・石川宿祢・木菟宿祢、嘆讓其无礼狀 由是 百濟國殺辰斯王以謝之 紀角宿祢等 便立阿花為王而歸	74	
274		5甲午	-	10乙丑	-	-	五年秋八月庚寅朔壬寅 令諸國 定海人及山守部 冬十月 科伊豆國 令造船 長十丈 船既成之 試浮于海 便輕泛疾行如馳 故名其船曰枯野 〔由船輕疾名枯野 是義達焉 若謂輕野 後人訛歟〕	75	
275	応神	6乙未	-	2丁亥	-	-	六年春二月 天皇幸近江國 至菟道野上 而歌之曰 知麼能 伽豆怒塙弥例麼 茂々智?蘆 夜珥波母弥喻 区珥能朋母弥喻	76	
276		7丙申	-	9戊申	-	-	七年秋九月 高麗人・百濟人・任那人・新羅人 並來朝 時命武内宿祢 領諸韓人等作池 因以 名池号韓人池	77	
277		8丁酉	-	3乙亥	-	-	八年春三月 百濟人來朝 〔百濟記云 阿花王立无礼於貴國 故奪我枕弥多礼 及 南・支侵・谷那・東韓之地 是以 遣王子直支于天朝 以脩先王之好也〕	78	
278		9戊戌	-	4己亥	-	-	九年夏四月 遣武内宿祢於筑紫 以監察百姓 時武内宿祢弟甘美内宿祢 欲廢兄 即讒言于天皇「武内宿祢 常有望天下之情 今聞 在筑紫而密謀之曰『獨製筑紫 招三韓令朝於己 遂將有天下』」 於是 天皇則遣使 以令殺武内宿祢 時武内宿祢歎之曰「吾元無式心 以忠事君 今何禍矣 無罪而死耶」 於是 有壘伎直祖真根子者 其為人能似武内宿祢之形 独惜武内宿祢無罪而空死 便語武内宿祢曰「今大臣以忠事君 既無黑心 天下共知 願密避之 參赴于朝 親弁無罪 而後死不晚也 且時人每云『僕形似大臣』 故今我代大臣而死之 以明大臣之丹心 則伏劍自死焉」 時武内宿祢 独大悲之 竊避筑紫 浮海以從南海迴之 泊於紀水門 僅得逮朝 乃弁無罪 天皇則推問武内宿祢與甘美内宿祢 於是 二人各堅執而爭之 是非難決 天皇勅之 令請神 探湯 是以 武内宿祢與甘美内宿祢 共出于磯城川? 為探湯 武内宿祢勝之 便執橫刀 以殴仆甘美内宿祢 遂欲殺矣 天皇勅之令釈 仍賜紀直等之祖也	79	甘美内宿祢・武内宿祢
279		10己亥	-	-	-	-		80	
280		11庚子	-	10甲寅	-	-	十一年冬十月 作劍池・輕池・鹿垣池・廐坂池 是歲 有人奏之曰「日向国有娘子 名髮長媛 卽諸縣君牛諸井之女也 是國色之秀者」 天皇悅之 心裏欲覓	81	髮長媛
281		12辛丑	-	-	-	-		82	
282		13壬寅	-	3丙子	-	-	十三年春三月 天皇遣專使 以徵髮長媛	83	

## 【応神天皇（誉田別尊）】

西曆 西 年 代	天皇 天皇	年号	年 年	月 干支	月 閏	朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
								秋九月中 髮長媛至自日向 便安置於桑津邑 爰皇子大鷦鷯尊 及見髮長媛 感其形之美麗 常有恋情 於是 天皇知大鷦鷯尊感髮長媛而欲配 是以 天皇宴于後宮之日 始喚髮 長媛 因以、坐於宴席 時 大鷦鷯尊 以指髮長媛 乃歌之曰 伊奘阿芸 怒珥比蘆菟？珥 比蘆菟瀬珥 和俄喻区瀬智珥 伽遇破志 波那多智摩那 辞豆曳羅波 比等末那等利 保菟曳波 等利委餓羅辭 瀬菟遇利能 那伽菟曳能 府保語茂利 阿伽例蘆塙等？ 伊奘佐伽麼曳那 於是 大鷦鷯尊 蒙御歌 便知得賜髮長媛 而大悅之 報歌曰 瀬豆多摩蘆 予佐瀬能伊珥姫 奴那波区利 破陪鷦子區辭羅珥 委遇比堯区 伽破摩多曳能 比辭餓羅能 佐辭鷦子區辭羅珥 阿餓許居呂辭 伊夜于古珥辟 大鷦鷯尊 與髮長媛既得交懃懃 独对髮長媛歌之曰 弥知能之利、古破？塙等綿塙 伽未能語等 枳虛曳之介迺、阿比摩区羅摩区 又歌之曰 弥知能之利 古波？塙等綿 阿羅素破儒 泥辭区塙之敘 于蘆波辭弥茂布		
282		13壬寅	-	9癸卯	-			[一云 日向諸県君牛 仕于朝庭 年既耆？之不能仕 仍致仕退於本土 則貢上己女髮長媛 始至播磨 時天皇幸淡路島 而遊獵之 於是 天皇西望之 数十麋鹿 浮 海来之 便入于播磨鹿子水門 天皇謂左右曰「其何麋鹿也 泛巨海多來」 爰左右共視而奇 則遣使令察 。使者至見 皆人也 唯以著角鹿皮 為衣服耳 問曰「誰人也」 對曰「諸県君牛 是年耆之 雖致仕 不得忘朝 故以己 女髮長媛而貢上矣」 天皇悅之 即喚令從御船 是以 時人号其著岸之処 曰鹿子水門也 凡手水曰鹿子 蓋始起于是時也]	83	
			-	2辛未	-			十四年春二月 百濟王貢縫衣工女 白真天津 是今来自衣縫之始祖也		弓月君・阿直伎
283		14癸卯	-	-	-			是歲 弓月君自百濟來報 因以奏之曰「臣領己國之人夫百廿渠而帰化 然 因新羅人之拒 賦留加羅國」	84	
								爰遷？城襲津彥 而召弓月之人夫於加羅 然終三年 而襲津彥不來焉		
284		15甲辰	-	8壬戌	6丁卯			十五年秋八月壬戌朔丁卯 百濟王遣阿直伎 貢良馬二匹 即養於輕坂上廐 因以阿直岐令掌飼 故号其養馬之処 曰廐坂也	85	
	15応神							阿直岐亦能読經典 即太子菟道稚郎子師焉 於是 天皇問阿直岐曰「如勝 汝博士亦有耶」 對曰「有王仁者 是秀也」 時遣上毛野君祖 荒田別 巫別於百濟 仍徵王仁也 其阿直岐者 阿直岐史之始祖也		
			-	2庚申	-			十六年春二月 王仁来之 則太子菟道稚郎子師之 習諸典籍於王仁 莫不通達		
								所謂王仁者 是書首等之始祖也		
285		16乙巳	-	-	-			是歲 百濟阿花王薨 天皇召貢支玉謂之曰「汝返於國以嗣位」 仍且賜東韓之地而遣之 〔東韓者 甘羅城・高難城・爾林城是也〕	86	
				-	8丙戌	-		八月 遣平群木菟宿祢 的戸田宿祢於加羅 仍授精兵詔之曰「襲津彥久之 不還 必由新羅之拒而滯之 汝等急往之擊新羅 披其道路」 於是 木菟宿祢等進精兵 莅于新羅之境 新羅王愕之服其罪 乃率弓月之 人夫 與襲津彥共來焉		
286		17丙午	-	-	-				87	
287		18丁未	-	-	-				88	
								十九年冬十月戊戌朔 幸吉野宮 時國櫟人來朝之 因以醴酒 献于天皇 而歌之曰 伽辭能輔珥 予區周塙菟區利 予區周珥 伽綿蘆淤朋瀨枳 宇摩羅珥 枳虛之茂知塙勢 摩呂餓智 歌之既訖、則打口以仰咲		
288		19戊申	-	10戊戌	1戊戌			今國櫟獻土毛之日 歌訖即擊口仰咲者 蓋上古之遺則也 夫國櫟者 其為人甚淳朴也 每取山菓食 亦煮蝦蟆為上味 名曰毛瀬 其 土自京東南之 隔山而居于吉野河上 峯嶮谷深 道路狹？ 故雖不遠於京 本希朝來 然自此之後？參赴以獻土毛 其土毛者 栗？菌及年魚之類 焉	89	
289		20乙酉	-	9癸亥	-			二十年秋九月 倭漢直祖阿知使主 其子都加使主 並率己之党類十七県 而來歸焉	90	
290		21庚戌	-	-	-			二十二年春三月甲申朔戊子 天皇幸難波 居於大隅宮	91	吉備行幸
				5戊子				丁酉 登高台而遠望 時妃兄媛侍之 望西以大歎〔兄媛者 吉備臣祖御友 別之妹也〕		
								於是 天皇問兄媛曰「何爾歎之甚也」 對曰「近日 妾有恋父母之情 便 因西望 而自歎矣 翼暫還之 得省親歟」		
291		22辛亥	-	3甲申	14丁酉			天皇愛兄媛驚溫？之情 則謂之曰「爾不視二親 既經多年 還欲定省 於 理灼然」 則聽之 仍喚淡路御原之海人八十人為水手 送于吉備。	92	
								夏四月 兄媛自天津發船而往之 天皇居高台 望兄媛之船以歌曰 阿波？辞摩 異榔敷多那羅弭 阿豆枳辞摩 異榔敷多那羅弭 予呂辞枳辞摩之麾？ ？伽多佐例阿羅智之 吉備那流伊慕塙 阿比瀨菟流慕能		
				4癸丑	-			秋九月辛巳朔丙戌 天皇狩于淡路島 是島者橫海 在難波之西 峯巒紛錯 陵谷相繞 芳草薈蔚 長瀨潺湲 亦麋鹿・鳬・鴈 多在其島 故乘輿？ 遊之 天皇便自淡路転 以幸吉備 遊于小豆島		

## 【応神天皇（誉田別尊）】

西暦	天皇代	天皇	年号	年 年干支	月 閏月	日 朔	日 干支	記事・原文	年令	備考
291				22辛亥	-	9辛巳	10庚寅	庚寅 亦移居於葉田〔葉田此云簸〕 葦守宮 時御友別參赴之 則以其兄弟子孫為膳夫而奉饗焉 天皇於是看御友別謹惶侍奉之狀 而有悅情 因以割吉備國 封其子等也 則分川島縣 封長子稻速別 是下道臣之始祖也 次以上道県 封中子仲彦 是上道臣 香屋臣之始祖也 次以三野県 封弟彦 是三野臣之始祖也 復以波区芸県 封御友別弟鴨別 是笠臣之始祖也 即以苑県 封兄浦凝別 是苑臣之始祖也 即以織部 賜兄媛 是以 其子孫 於今在于吉備國 是其緣也	92	
292				23壬子	-	-	-	-		93
293				24癸丑	-	-	-	-		94
294				25甲寅	-	-	-	廿五年 百濟直支王薨 即子久爾辛立為王 王年幼 木滿致執國政 與王母相姪 多行無禮 天皇聞而召之 〔百濟記云 木滿致者是木羅斤資 討新羅時 娶其國婦 而所生也 以其父功 專於任那 来入我国 往還貴國 承制天朝 執我国政 權重當世 然天朝聞其暴召之〕	95	
295				26乙卯	-	-	-	-		96
296				27丙辰	-	-	-	-		97
297				28丁巳	-	9丙午	-	二十八年秋九月 高麗王遣使朝貢 因以上表 其表曰「高麗王教日本國也」 時太子菟道稚郎子諱其表 怒之責高麗之使 以表狀無禮 則破其表	98	
298				29戊午	-	-	-	-		99
299				30己未	-	-	-	-		100
300	15応神	応神		31庚申	-	8己丑	-	三十一年秋八月 詔群？曰「官船名枯野者 伊豆國所貢之船也 是朽之不堪用 然久為官用 功不可忘 何其船名勿絕 而得伝後葉焉」 群？便被詔 以令有司 取其船材 為薪而燒塩 於是 得五百籠塩 則施之周賜諸國 因令造船 是以 諸國一時貢上五百船 悉集於武庫水門 當是時 新羅調使 共宿武庫 爰於新羅停忽失火 即引之及于聚船 而多船見焚 由是 貢新羅人 新羅王聞之？然大驚 乃貢能匠者 是猪名部等之始祖也 初枯野船 為塩薪燒之日 有余燼 則奇其不燒而獻之 天皇異以令作琴 其音鏗鏘而遠聆 是時 天皇歌之曰 詞羅怒鳥 之褒珥椰枳 之餓阿摩離 虛等珥菟句離 詞枳譬句椰 由羅能斗能 斗那詞能異句離珥 敷例多菟 那豆能紀能 佐椰佐椰	101	枯野船と縫工
301				32辛酉	-	-	-	-		102
302				33壬戌	-	-	-	-		103
303				34癸亥	-	-	-	-		104
304				35甲子	-	-	-	-		105
305				36乙丑	-	-	-	-		106
306				37丙寅	-	2戊午	1戊午	三十七年春二月戊午朔 遣阿知使主・都加使主於吳 令求縫工女 爰阿知使主等 渡高麗國 欲達于吳 則至高麗 更不知道路 乞知道者於高麗 夕々王乃副久礼波・久礼志 二人 為導者 由是 得通吳 吳王 於是 與工女兄媛・弟媛 吳織 穴織 四婦女	107	
307				38丁卯	-	-	-	-		108
308				39戊辰	-	2丙子	-	三十九年春二月 百濟直支王 遣其妹新斎都媛以令仕 爰新斎都媛 率七婦女 而來歸焉	109	
309				40己巳	-	1辛丑	8戊申	四十年春正月辛丑朔戊申 天皇召大山守命・大鷦鷯尊 問之曰「汝等者愛子耶」 対言「甚愛也」 亦問之「長與少孰尤焉」 大山守命對言「不逮於長子」 於是 天皇有不悅之色 時大鷦鷯尊 預察天皇之色 以對言「長者多經寒暑 既為成人 更無悒矣 唯少子者 未知其成不 是以 少子甚憐之」 天皇大悅曰「汝言寔合朕之心」 是時 天皇常有立菟道稚郎子 為太子之情 然欲知二皇子之意 故發是問 於是 不悅大山守命之對言也	110	
								甲子 立菟道稚郎子為嗣		菟道稚郎子（立太子）
						1辛丑	24甲子	即日 任大山守命 令掌山川林野 以大鷦鷯尊 為太子輔之 令知國事	108	仁德：菟道稚郎子太子の補佐、37歳
310						15戊申		四十一一年春二月甲午朔戊申 天皇崩于明宮 時年一百一十歲〔一云 崩于大隅宮〕		記：130歳 海：110歳
				41庚午	-	2甲午	-	是月 阿知使主等 自吳至筑紫 時胸形大神 有乞工女等 故以兄媛奉於胸形大神 是則今在筑紫國 御使君之祖也 既而率其三婦女 以至津國 及于武庫 而天皇崩之 不及 即獻于大鷦鷯尊 是女人等之後 今吳衣縫・蚊屋衣縫是也	111	

